養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書　X

（旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として）

添付資料

2018年(平成30年)12月3日 月曜日

長崎市議会議長　五輪　清隆　様

陳情人

〒852-8127
長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表　池知和恭

連絡先　電　　話 [redacted]
携帯電話 [redacted]

“危機Ⅱ”

危惧が、現実のものとなり
遺跡が＝遺跡としての存在が
人々の意図的措置により
完全に破壊されようとしています。

私達 人類は？破壊されないのか？

遺跡はどこにでもあります。
私達 人類は、大地と共に歩んできました。
遺跡は、人類の活動の痕跡であり、土地の利用の変遷であり、履歴です。
現代の私達は、この流れ：歴史を継承して存在しています。
私達 当会は、歴史を私達 人類の基層であると認識します。
遺跡は、具体的であり“可視”です。
歴史は、抽象であり“不可視”です。
私達 当会は 皆様に、人類の過去の事実そのものである遺跡
大地と共にある遺跡
その調査と改変のない現状保存と意図的な破壊に対する原状回復と
歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と
活用と公開と整備を原則とし求めます。
遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

2018年（平成30年）12月3日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

“突然ですが”

活用は、“遺跡”
でなければ意味がありません。
私達 当会は
発生、源流、変化、継承を重視します。
神話・物語・歴史
即ち
発生、源流、変化、継承は
人類の基層であり
教育の原点
でもあるのではないでしょうか。

遺跡はどこにでもあります。
私達 人類は、大地と共に歩んできました。
遺跡は、人類の活動の痕跡であり、土地の利用の変遷であり、履歴です。
現代の私達は、この流れ：歴史を継承して存在しています。
私達 当会は、歴史を私達 人類の基層であると認識します。
遺跡は、具体的であり“可視”です。　歴史は、抽象であり“不可視”です。
私達 当会は 皆様に、人類の過去の事実そのものである遺跡
大地と共にある遺跡
その調査と改変のない現状保存と意図的な破壊に対する原状回復と
歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を原則とし求めます。
遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

2018年（平成30年）12月3日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

“遺跡は”

1. 人類の基層である歴史と相対する
唯一普遍的に歴史上の個別の事実です。
2. 人類が文字を獲得する以前から存在し
人類の歴史の尺度です。
3. 具体的で“可視”である存在です。
4. 大地と共に在ります。
5. 人類の土地の利用の変遷であり人類の履歴です。
6. 私達 人類がどこから来て、どこへ行こうとするのか、
修正が必要か、
私達 人類が之を知ることを助けます。
7. いつも、私達 人類の傍にあります。
（遺跡はどこにでもあります。）
8. 人類の活動のオープン・スペースとして
活用できます。

私達 当会は、皆様に、遺跡の調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を提案し要望します。

2018年（平成30年）12月3日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”

― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―　　2018年(平成30年)8月5日　日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証徴する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があってはならないものごとである、と考えます。

私達 当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達 当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達 当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証徴される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。
私達 当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。① 世界と日本の社会との繋がりと地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時的に世界に代替のないものであること、② 日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③ 長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④ 西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に対して初めて立証して示しよって世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)、⑤ 中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。
私達 当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証徴すると、理解します。① 中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、② 長崎の中世から近世への町立てと変化と展開の痕跡、③ 幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④ 日本開国の痕跡、⑤ 幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥ 長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡ー之を継承連続する三菱の造船所、⑦ 長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡ー之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降ー梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧ 長崎資本の活動の痕跡、⑨ 都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩ プルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪ 現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。
私達 当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附随する特異性をもって之を具体的に証徴する遺跡群を形成すること、現在、世界の時間と人々を前提とした従来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証徴する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。
私達 当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本の人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達 当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思索を切捨てる人々に、その思索を再開する契機を提供する、と期待します。

私達 当会は、私達 人類が、その土地に係わるとき、私達人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達 当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのでなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方／そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。　〆

長崎と世界の資本

－ 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より －

2018年(平成30年)9月22日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

長崎は、過去、常に、世界的な資本との関係で都市長崎を成立させてきました。
長崎は、現在、世界的な資本との関連を失っています。
私達 当会は、本日、速やかに、長崎に、世界的な展開を行うIT関連資本等との関係を招致することを提案し、明日より、その行動を始めることを提案し、要望します。

第一段階　ローマ・カトリック資本

第二段階　徳川幕府資本・オランダ世界貿易資本・中華商業資本

第三段階　大日本帝国資本

第四段階　現在　世界的資本の喪失

第五段階　明日より　世界のIT関連資本

具体的には、旧清心修道院教会(旧マリア園)のある南山手外国人居留地造成遺跡から小曽根築地遺跡、浪の平から小菅修船場遺跡周辺一帯につき、遺跡の実態と環境を保全/原状回復し、居住/別荘地区及び鍋冠山から海岸付一帯を逍遥とマリーナ地区として一体設定し、IT関連資本運用者を中心とした世界の知性である方々の来訪を招致することを提案し要望します。
かつての外国人居留地 南山手の風貌が現代的要請に於いてよみがえります。

本提案と要望は、長崎に、IT関連事業を誘致するものではなく、伝統的な西欧文明と中華文明と日本文明の接点である長崎の歴史と風土(エスニシティ:ethnicity)、その世界史上の位置を生かし、世界にとって謎でもあり魅力的な日本に位置する長崎を、世界に先例のない、独自のシテイ・リゾート(city resort)として再認識し再構築して之を明日より直ちに小より始め大へ実現することを提案し、要望するものです。

私達は、構想(concept)立案や開発を行って招致する必要はないでしょう。寧ろ、範囲と遺跡との事実とその実態を正確に提示すれば、来訪者は、皆で、その事実を興味と共に遵守しその意思に従い展開を要望し又は実現すると推察します。

私達 当会は、世界の新しい知性としての方々を職業外において誘致することで、附随的に様々な又非日常的な出会いと契機が長崎と日本に形成されると考えます。この様々な機会の形成が、長崎と日本の本源と同期し(synchronize)始めれば、すでに高度な産業基盤と学術基盤を有する日本と長崎の社会に計り知れない波及効果をもたらすと期待します。

世界の知性を誘引するためには、私達 日本又は日本人又は長崎又は長崎の人々が、独自の存在でありながら世界と伴走する世界の知性であることを求められます。

長崎は、大村氏とローマ・カトリックにより現在の姿が開市され、日本開国とその成功の母体・発祥・舞台である事により、世界と日本の過去から現在、未来への存在の要となる世界と日本にとって特異な歴史上の出来事と意義を背負います。

近年、世界では、様々な方法により、世界と日本と日本人、長崎の事実が解明され、相互の新しい関係性が認識されつつあります。

私達 当会は、地道な事実の検証と新しい発見による日本の事実と存在と世界との関係性の発信及び世界の人々の理解、誤解を恐れずに表現すれば"日本のブランド化"(本物の魅力)は、私達 日本人と長崎市民の日本人と世界の人々、日本と世界の文化と社会と文明に対する責務の一つである、と考えます。

"日本のブランド化"は、太古よりの過去の日本の歩みを日本開国に集約して近代と現代の日本と世界の形成の一つの要を成す長崎と日本の存在感を高めます。

私達 当会は、皆様に、"都市長崎遺跡"即ちローマ・カトリックによる城塞都市遺跡/近世長崎市街関連遺跡/出島遺跡及び長崎奉行所西役所遺跡=長崎海軍伝習所遺跡及び大波止遺跡/小曽根築地遺跡/養生所/(長崎)医学校等遺跡及び長崎病院遺跡/近代化の造形遺跡、及び、"明治日本の産業革命遺産"の長崎遺産の調査と保存と原状回復と"土地の造形"の憶測の余地のない再建を要望しこの要望への理解を求めます。
"土地の造形"は、斜面の多い日本の生活空間の形成又治水/排水/環境として地域社会形成の要件であり風土を形成し、切土と盛土と石垣と石段と石畳(平石)等を細部として構成します。

私達 当会は、この様な、現代都市長崎に遺存する過去の歴史上の都市長崎遺跡等の調査と保存と原状回復と"土地の造形"の憶測のない再建を中心とした歴史の体系的で合理的な視覚化は、世界に対して次世代の長崎と日本の存在感を確実なものにする、と考えます。 遺跡は、歴史を証徴します。
この歴史の視覚化は、また、長崎の恒久的なランドマーク(landmark)を形成します。 遺跡は、恒久的な資産です。

私達 当会は、長崎市街中心部の"出島遺跡及びローマ・カトリックによる城塞都市遺跡=長崎奉行所西役所遺跡=長崎海軍伝習所遺跡及び大波止遺跡"と"養生所/(長崎)医学校等遺跡及び長崎病院遺跡"と港湾部の"明治日本の産業革命遺産"の長崎遺産で構成する三角地域は的確に保存/整備することにより他の日本の都市の城郭と城下町に匹敵するかそれ以上の存在感を有することが明らかになると認識します。

私達 当会は、私達人類の存在に於いて唯一明確な事実である〝遺跡〟の現状保存又調査と活用について、之を破壊から守り継承することが、私達 人類の知性の表現の基盤として、世界の人々に好意的に認知されるものと理解します。

長崎は、従来より「東洋のナポリ」と称されます。東洋の真珠と称される都市は複数あります。私達 当会は、皆様に、長崎を独自の魅力に従い"東洋の真珠"として磨くことを提案し要望し、そう称したいと考えます。

以

エスニシティ(ethnicity)の時代

・392年 ローマ帝国テオドシウス1世がアタナシウス派キリスト教をローマ国教とする

カトリック:宗教資本の時代:普遍性と単一性(1100年間)

・1517年ドイツのヴィッテンベルク大学神学教授マルティン・ルターが九十五箇条の論題を発表

・天文十八年八月十五日(1549年7月22日)イエズス会士サビエルが鹿児島に着き布教を始める。
・天文十九年(1550年)夏ポルトガル船平戸に入港
・永禄五年(1562年)アルメイダが日本布教長トルレスの命により平戸に代わる港として横瀬浦を視察
・永禄六年(1563年)横瀬浦が焼討により壊滅
・永禄八年(1565年)ポルトガル船福田に入港
・元亀元年(1570年)メルシオール・デ・フィゲイレド神父長崎港測量。イエズス会カブラル神父長崎を視察。長崎開港協定成立。
・元亀二年(1571年)大村純忠家臣の朝長対馬をして長崎の町建てを開始(島原町、分知町、大村町、外浦町、平戸町、横瀬浦町の六町)
・天正元年七月晦日(1573年)から天正四年(1574年)三城七騎籠と長崎の戦い。以降長崎の武装化進展。
・天正四年(1576年)貝瀬(萱瀬)合戦。大村軍は佐賀の龍造寺軍に敗退。
・天正六年(1578年)深堀茂宅と長崎の戦い。
・天正八年(1580年)長崎が教会領となる。長崎を要塞化する。

・平成30年(2018年)現代

新教:商業資本の時代:個別性・特異性と多様性→ 多元性/エスニシティ(ethnicity)/(現在)

・2600年 ? (1517年より1100年後)

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

日本は、西欧世界に於いて普遍性と単一性から個別性・特異性と多様性へと行動基準を転換する時代に西欧史に登場しました。

その後、日本は、カトリックとポルトガルを排して、新教国であり貿易資本主体のオランダを選択しました。

現代の人々は、さらに、多元性やエスニシティ(ethnicity)に着目しています。

私達 現代の世界の人々と日本人と長崎市民は、何を選択するのでしょうか?

マーク・ベニオフ夫妻

朝日新聞

2018年（平成30年）9月18日（火）10版 経済 4

タイム誌をIT経営者に売却

米メディア大手、210億円で

しにせニュース雑誌「タイム」を、企業向けクラウド大手セールスフォース・ドットコムのマーク・ベニオフ最高経営責任者（CEO）夫妻に売却する、と米メディア大手メレディスが16日発表した。売却額は1億9千万ドル（約210億円）。

売買にセールスフォースは関係せず、夫妻が個人的に保有する。タイム誌の日々の運営や編集上の決定には関与しないという。ベニオフ氏はタイム誌について「組織に深い敬意を抱いており、この象徴的なブランドの世話人になれるのは光栄だ」とツイートした。

米国ではIT業界で財をなした経営者が、不振に陥った伝統メディアを個人で保有する動きが出ている。ネット通販最大手アマゾンのジェフ・ベゾスCEOは2013年、米紙ワシントン・ポストを買収した。

女性誌に強いメレディスは今年1月、タイム誌のほか「フォーチュン」「ピープル」といった著名雑誌を発行する米出版大手タイムを28億ドルで買収したばかりだった。ただ、自社の中心読者層から外れるタイム誌などは売却を探っていた。

（ニューヨーク＝江渕崇）

私達 当会は、マーク・ベニオフ夫妻のような方達に、「伝統的な 西洋文明と日本文明の接点である空と海・水と風が美しい歴史都市長崎に是非遊びに訪れてほしい、海の見える別荘をお持ちになっていただきたい。時に、眼下の専用のマリーナから、日本の紺碧の空と海に漕ぎ出してほしい」と考えます。

西洋の人々は、時に、「日本は特別だ。」と表現するそうですが、何が、どう特別と考えるのか、についてはあまり言及しないようです。

長崎は、大村氏とローマ・カトリックにより現在の姿が開市され、日本開国とその成業の母体・発祥・舞台である事により、世界と日本の過去から現在～未来への存在の要となる、世界と日本にとって特異な歴史上の出来事と意義を背負います。

私達 当会は、“長崎の存在は日本の存在を理解する一つの鍵である”と認識します。

私達 当会は、世界の新しい知性であるマーク・ベニオフ夫妻のような方達に、長崎を散策してその風土を満喫して、“日本を理解する一つの鍵”を手に入れて、日本を理解してほしい、と考えます。

私達 当会は、私達人類の存在に於いて唯一明確な事実である〝遺跡〟の現状保存又調査と活用について、之を破壊から守り継承することが、私達 人類の知性の表現の基盤として、世界の人々に好意的に認知されるものと理解します。

長崎は、従来より「東洋のナポリ」と称されます。東洋の真珠と称される都市は複数あります。私達 当会は、皆様に、長崎を独自の魅力に従い“東洋の真珠”として磨くことを提案し要望し、そう称したいと考えます。

私達 長崎市民は、第二第三のマーク・ベニオフ夫妻から、「長崎市民に深い敬意を抱いており、この象徴的な都市に関与することができて光栄だ」との言及を受けることができるでしょうか。〆

マーク・ベニオフ氏の肖像

2018年(平成30年)9月22日 土曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

11版 総合5 6
日本経済新聞 2018年(平成30年)9月22日(土曜日)

憧れの「タイム」誌を買収

セールスフォース共同CEO マーク・ベニオフ氏

このヒト

「米国の歴史と文化が詰まった宝の山」。米IT(情報技術)大手、セールスフォース・ドットコムのマーク・ベニオフ共同最高経営責任者(CEO)は、リン夫人とともに買収した米老舗雑誌「タイム」をこう称した。買収額は1億9千万ドル(約212億円)。ネット富豪による救済買収との見方は多いが、本人は「今後の事業成長に興味がある」と話す。

子供の頃から同誌が好きで、「人々の生活に影響を与える重要な事象や人物について伝える唯一無二の力を持つ」と評価する。

10代でゲームソフトを開発し、大学時代はアップルでインターンを経験。1999年にセールスフォースを創業した。必要な時だけネットを通じて使う「クラウド方式」を導入し、法人ソフト業界に革新を起こした。慈善活動に積極的で、小児医療分野への多額の寄付で知られる。

「大きく考えてくれ。本当に大きくだ」。タイム誌の編集長は社員宛てのメモで、「2040年のタイム誌を想像してみてほしい」というベニオフ氏の指示を明らかにした。日々の編集活動には関与しないとはいえ、創刊95年の雑誌で新オーナーは早くも大きな存在感を示している。

(ニューヨーク=清水石珠実)

タイム誌の「今後の事業成長に興味がある」と語る米セールスフォースのベニオフ共同CEO=ロイター

マーク・ベニオフ氏・・魅力的な肖像です。

私達 当会は、マーク・ベニオフ夫妻のような方々に
知的世界の一つの拠点として長崎を訪れていただければ
長崎は、現在より、さらに、素敵な、楽しい場所になる、と考えます。
大きく考えて下さい。本当に大きくです。

私達 当会は、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と
抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視し
その基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達 人類に対する一つの誠意であると考えます。
私達 当会は、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し
又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。
遺跡はどこにでもあります。 長崎は、全体が遺跡です。
私達 長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚が求められます。
私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と
遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。

—— 長崎 — the old city and the old harbour ——

飽和状態 ー野蛮に成長した資本 ー奇観

ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー　　2018年(平成30年)9月18日 火曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

7 国際 10版　2018年(平成30年)9月18日(火)
朝日新聞
第3種郵便物認可

中国のシェア自転車 無残な末路

ブームで飽和状態→回収されず行政が撤去

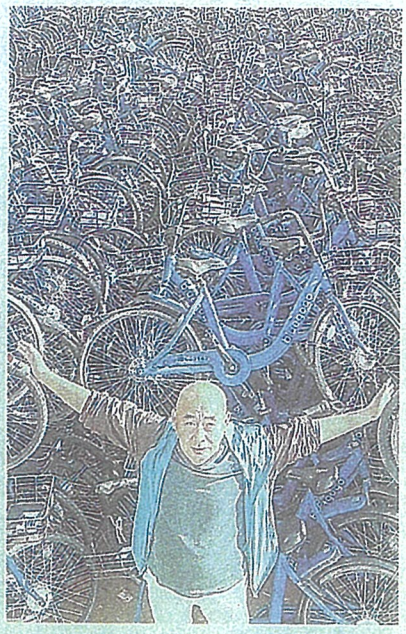

上左 呉国勇さん＝本人提供 上右 湖北省武漢の保管場に山積みになったシェア自転車 中 天津の自転車工場では、回収された大量のシェア自転車を分解して部品ごとに分けていた 下 上海の保管場に並ぶシェア自転車＝いずれも今春、呉国勇さん撮影・提供

中国の都市部でブームになったシェア自転車が、大量に放置・保管されている様子をとらえた映像作品が注目を集めている。簡単に利用できる便利さから、「中国の新四大発明の一つ」とまでもてはやされたシェア自転車。だが、無残な末路を見て、利益ばかり追う企業や政府のあり方を問い直す声が、中国国内で高まっている。

撮影したのは写真家の呉国勇さん(54)。今年初めから中国各地の保管場を探し出し、20都市、32カ所の撮影に成功した。映像プロデューサーの羅大衛さん(42)らとともに7月、「無処安放」(置き場所がない)と題した作品をネット上で公開すると、大きな反響を呼んだ。

中国ではシェア自転車が2年ほど前から爆発的に普及した。業者がGPSで車体を追って回収するため、利用者は好きな場所で乗り降りできるうえ、施錠・解錠や料金の支払いはすべてスマホのアプリでできる手軽さが受けた。

しかし、運営会社が次々参入したことで、路上には自転車があふれるようになった。地方政府は当初、運営会社に補助金を出すなどして誘致していたが、自転車の回収を要求。だが応じた企業はほとんどなく、大半の自転車は行き場もなく事実上放置されている。

過当競争で運営会社の倒産も相次ぐ。現在、街で見かけるシェア自転車はほぼ大手のものだけになったが、大手も経営は厳しい。

地方政府は街にあふれる自転車の撤去に着手。おびただしい数の自転車を集めた保管場は「シェア自転車の墓場」と呼ばれるようになった。羅さんは「野蛮に成長した資本が、保管場の奇観を出現させた。作品を通じて、企業による資源の浪費や政府の管理責任、利用者のマナー向上を訴えたかった」と話した。(澤陽＝平賀拓哉、天津＝福田直之)

[写真家呉国勇さんプロデューサー羅大衛さんたちが映像作品に！]

・・中国ではシェア自転車が2年ほど前から爆発的に普及した。業者がGPSで車体を追って回収するため、利用者は好きな場所で乗り降りでき・・路上には自転車があふれ・・事実上放置・・地方政府は撤去に着手。おびただしい数の自転車を集めた保管場は「シェア自転車の墓場」と呼ばれるようになった。」・・「野蛮に成長した資本が、保管場の奇観を出現させた。・・」・・

遺跡はどこにでもあります。

人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡、両者の照合、抽象概念への具体性の帰還(feedback)。

私達は、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。

私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と、遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

煽りで人が動いた時代は遠くなったか？

2018. 9. 24　　©日本経済新聞社2018　（日刊）

春秋

高校2年の教室で、ある日、唐突にLGBT（性的少数者）について授業が開かれる。このクラスだけの講義だと知った生徒らは、当事者がいるからではと詮索を始めてしまう――。難しいテーマを繊細に描いた映画「カランコエの花」がロングラン上映を続けている。

▼7月の一般公開から上映期間は延長を繰り返し、館数も増えてきた。中川駿監督によれば原動力はクチコミとリピーターだという。ネットで良さを訴え、みずから何度も足を運ぶ。ファンはそうした活動を「水やり」と呼んでいるそうだ。花をいつくしむように、作品を皆で育てる。作り手と受け手の幸せな関係といえる。

▼今年の邦画界では、似た例に「カメラを止めるな！」という作品もあった。ゾンビ映画の撮影チームを描き、小規模な公開からネットの投稿などで支持を少しずつ広げ、やがて大ヒットに化けていく。登場人物らの一生懸命な姿に心を揺さぶられた観客が、とにかく周りに勧めたくなる。その応援の積み重ねが実を結んだ。

▼ネット時代の売り方の鍵は「愛」です。そんな説を10年以上も前、専門家から聞いたことがある。当時は「？」と思ったが、いまはなるほどと感じる。好きになったものだからこそ人は魅力を説き、共に育てたいと願う。持てば差がつく。見ていないと恥をかく。そうした煽りで人が動いた時代は遠くなったということか。

ネット時代の売り方の鍵は？

・・・ネット時代の売り方の鍵は「愛」です。そんな説を10年以上も前、専門家から聞いたことがある。・・・

好きになったものだからこそ人は魅力を説き、共に育てたいと願う。
持てば差がつく。見ていないと恥をかく。
そうした煽りで人が動いた時代は遠くなったということか。

50年後100年後200年後の長崎に住み長崎を訪問する世界の日本の長崎の人々は、50年後100年後200年後の長崎を好きになるでしょうか？

遺跡の破壊は殆どの場合人々の「意図的措置」によるものと考えられます。
私達 当会は、皆様に、私達の日々の暮らしのなかに遺跡との事実を活かすことを提案し要望します。

――――――――――――――――――――――――――――――

私達 当会は、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と
抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視し
その基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達 人類に対する一つの誠意であると考えます。
私達 当会は、遺跡が、私達 人類にとって
その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し
又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。
遺跡はどこにでもあります。
長崎は、全体が遺跡です。
私達 長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚が求められます。
私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と
遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。
「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。

―― *長崎 ― the old city and the old harbour* ――

音のある風景　街にとけ込む声や音や音楽　声の文化

―養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存と活用より―

2018年（平成30年）9月14日　金曜日　養生所を考える会　代表　池知和恭

街にとけ込む声や音、どの様な場が必要なのでしょう、広場？路地？お酒？美味しい食べ物？　古代や中世は「声の文化」であったといいます。

「「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。

私達　当会は、皆様に、「都市長崎遺跡」やその構成要素である「養生所／（長崎）医学校等遺跡の遺跡としての現状保存と遺跡としての事実による活用を提案し要望します。

遺跡と街に息づく音楽、素敵だと思います。

―― 長崎 ―― the old city and the old harbour ――

ながさき時評

音のある風景

街の文化度のバロメーター

西村　明

にしむら・あきら　1973年雲仙市国見町出身。東京大大学院人文社会系研究科准教授。宗教学の視点から慰霊や地域の信仰を研究する。日本宗教学会理事。雲仙市から東京へ単身赴任中。

長崎の音や音楽といえば、何だろうか。思い浮かぶ限り、挙げてみたい。

船の汽笛や教会の鐘は、港と独特な信仰の歴史が生み出す音だろう。ペーロンの銅羅や精霊船の爆竹なども、大陸との交流史を感じさせる。長崎くんちのモッテコーイのかけ声や、特色ある各踊町のお囃子が長崎の街に響く季節となった。こうした音の風物詩は、県内各地あるはずだ。

長崎空港に到着すると、歌曲「蝶々夫人」などのメロディーが、オルゴールの音で出迎えてくれる。「長崎は今日も雨だった」のようなご当地ソングも、枚挙にいとまがない。それぞれの曲にまつわるエピソードを知ると、また違った味わいが感じられる。宮川密義さん著の「歌で巡る長崎」（長崎新聞社）や、同名のネット記事（長崎市サイト「ナガジン」連載）に詳しい。

最近の長崎の音といえば、ご当地のJ1サッカーチーム、Vファーレンの応援歌（チャント）だろうか。どのくらいのレパートリーがあるのかも知らないが、スタジアムやテレビ観戦で聞こえてくると、こちらの胸も高鳴り、一体感が得られる。

現代は、印刷やメディア技術の発達で、視覚中心の社会になっている。文字のように目から入る情報は、形式的、論理的、批判的な処理になじむ。それに対して、古代や中世は「声の文化」であったという（W・オング「声の文化と文字の文化」藤原書店）。耳から入る声や音楽は直接的に心に響き、また同じリズムやメロディーを聞くと、その音に触れた当時の情景とともに記憶がよみがえる。

これまで訪れた海外の街で通りや広場を歩くと、必ずと言っていいほど、楽器を手にしてジャズやクラシックを演奏する人がいた。そこには自然と人だかりができ、街の景色にとけ込んでいた。逆に店舗やレストランなどは静かで、日本のように、スピーカーのBGMが混じり合って騒々しいと感じることは少ない。外から聞こえてくる音が街と店との統一感を生み、むしろ旅情に花を添えていた。

8月、9月と続けて、声楽の発表会やジャズ・ライブに出かける機会があった。今はインターネットで簡単に音楽が聴ける時代にはなったが、やはり生演奏の響きにはかなわない。最近は長崎市のまちなか文化祭など、演奏にじかに触れられる無料の機会も増えてきたが、まだまだ街にとけ込む音楽が足りないように思う。そうした音を楽しむことは、街の文化度をはかるバロメーターとも言える。

芸術・文化の秋がやってくる。心を養ってくれるような、よい音と出合いたい。

1　12版　第47625号

©日本経済新聞社2018

（日刊）

日本経済新聞　日曜版

NIKKEI

2018年(平成30年) 9月30日 日

主要100社に聞く

本社・日経BP調査

データの世紀 News&Trend

AI、データ不足6割

「動かない頭脳」続出の恐れ

日本の主要企業の6割が人工知能（AI＝3面きょうのことば）運用に欠かせないデータ活用で課題を抱えていることが分かった。製品やサービスの開発、事業開拓などAIの用途は新たな分野に広がりつつある。だが必要なデータが不足していたり、データ形式が不ぞろいで使えなかったりと、AIの導入に戸惑う事例も多い。欧米を中心に企業のAI活用が急拡大するなか、「動かないAI」が増え続ければ世界競争に出遅れかねない。（関連記事7面に）

日本経済新聞と日経BP社の専門サイト「日経xTECH（クロステック）」は7～8月、大手113社にAIの活用状況を問いた。「AIを活用する」と答えた企業は予定も含めて98%に上った。AIが企業活動に浸透しつつある一方、日本企業が抱える課題も浮き彫りになった。

実用化まで2年

ダイナマイトで掘り崩した先、AIの「目」がトンネル表面をくまなく観察し始めた。所要時間は2分間。地層や割れ目、漏水の有無から地盤が安全かどうかを機械診断する。「これなら使える」。2018年夏、実証試験を繰り返していた大林組の畑浩二部長は胸をなで下ろした。

風化による地質変化の正答率は87%と、全社でも3人しかいない専門技術者と肩を並べるまでになった。近く山岳地帯の工事現場で実用化に乗り出すが、実はここまでくるのに2年かかった。

壁になったのが保管データの形式違いだ。過去2千枚超の工事画像などをもとに地質診断のコツをAIに教え込もうとしたが、保存形態が「エクセル」や「PDF」などバラバラ。担当者が画像や資料をスキャンし、手作業で数値を入力し直す必要があった。

AIの精度を高め、期待通り動かすには、膨大なデータを集めてその意味を学ばせる作業が欠かせない。しかし調査では「データはあるが使えない」企業が35%に上り「収集できていない」も2割を占めた。「どんなデータが必要か分からない」も含め6割の企業がAI導入に悩む。

背景にあるのはペーパーレス化の遅れや言語などの問題だ。AI学習用のデータ加工は自動化が難しく、入力や形式の統一など人海戦術に頼る部分が多い。英語が通じるインドやフィリピンに大量のデータ処理を委託してきた欧米勢に比べ、日本企業はこうした「前工程」で腐心する。

2月から「AIタクシー」を導入した東京無線タクシー。AIで乗客の人数と地点を予想する。精度は95%と高く、新人ドライバーは売り上げが1日平均3千円増えた。開発したNTTドコモは、AIに学ばせるデータの「重み付け」でてこずった。

携帯電話から得られる人の分布、車両の運行履歴、付近の施設情報や気象データを掛け合わせる。最低1千台のデータが必要と考えてAIに学ばせたが、数カ月間は予測精度が思うように出なかった。実際はどの要素を重視させるか次第で、数十台でも十分に精度を上げることができた。

今回の調査では企業の6割超が「製品やサービスの革新にAIを活用していくと回答。「コスト削減（45%）」や「人手不足の補完（19%）」を上回り、事業強化に向けた用途でもAIに高い期待を寄せていることが分かった。

「AIタクシー」は乗客の需要予想を数字や色で表して運転手を支援（東京都中野区）

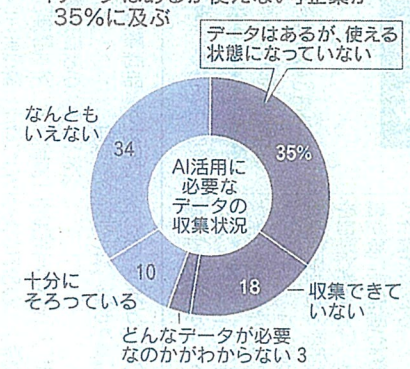

倫理規定で出遅れ

だがAIをうまく動かせても課題は残る。73%の企業が「判断がブラックボックス化する」懸念を挙げた。現在主流のAI技術は内部の挙動が複雑で判断の根拠を示すのが難しい。経営のどこまでを「説明できないAI」に頼るべきか、悩む企業は多い。

三井住友フィナンシャルグループ（FG）は17年11月、AI利用に関する独自の倫理規定を導入した。「判断が倫理的に不適切にならないようにする」「基本的人権の保護や文化多様性に配慮する」などを掲げ、AIを開発・利用する社員に徹底させている。

与信判定などでAIによる偏った判断が生じかねない場面を想定し、海外文献も参考に中身を練った。調査時点で「規定を定めた」と答えたのは三井住友FGの1社のみ。9月にソニーも独自の倫理規定を設けたが、グーグルやマイクロソフトなど規定導入が相次ぐ米国に比べ日本勢の取り組みの遅さが目立つ。

MM総研の17年調査によると、企業経営層がAIを熟知している割合は米国が5割、ドイツが3割に対し、日本は7%台。AI活用が当たり前になる「データエコノミー」への理解が進まなければ、国や企業の競争力の差につながりかねない。

（平本信敬、日経クロステック＝竹居智久）

長崎映画祭はいかがでしょうか。

― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―　　2018年(平成30年)9月18日 火曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

文化・文芸

bunka@asahi.com

日曜～金曜掲載

日本映画の新芽 東京芸大から

専攻設置13年 幅広い人材輩出

東京芸術大学大学院に映像研究科映画専攻（横浜市）が設置されたのが2005年。北野武、黒沢清という一流監督を教授に迎え、優秀な学生を集めての船出だった。以来10年余り。少々時間を要したものの、東京芸大出身者が今、ついに日本映画の様々なジャンルで先頭に立ち始めている。

「万引き家族」のパルムドールに沸いた今年のカンヌ国際映画祭。その裏で、もう一つ快挙があった。濱口竜介監督(39)の「寝ても覚めても」が3大映画祭初参加でコンペに選ばれた。

濱口監督は映画専攻2期生。修了制作「PASSION」（2008年）がスペインのサンセバスチャン国際映画祭などに招待された。「すぐにでも商業映画が撮れるかなと思っていました。でも、なかなかうまくいきませんでした」

その間、震災を主題にしたドキュメンタリーなどを撮り、15年に「ハッピーアワー」でロカルノ国際映画祭の女優賞を得た。今回、「寝ても覚めても」で初めて商業映画を手がけた。

濱口竜介監督の「寝ても覚めても」（公開中）

月川翔監督の「響－HIBIKI－」（公開中）

興行収入35億円

月川翔監督(36)は1期生。昨年、「君の膵臓をたべたい」が約35億円の興行収入を上げた。今年は「となりの怪物くん」と「センセイ君主」が公開され、エンターテインメント系青春映画の売れっ子になった。

月川監督は「PASSION」に打ちのめされたという。「傑作でした。『僕が映画を作る必要はない』と思いました。大学の恩師に『同じ土俵で勝負しなければいい』と言われ、エンターテインメントを作ろうと決めた」

14日に今年3本目となる平手友梨奈主演の「響－HIBIKI－」が封切られた。

「芸大で学んだことをエンターテインメントの世界でやってきたことをやっと融合することが出来た」

フランスや中国、韓国など今の映画大国の多くが国立映画学校を持っており、日本でも待望されていた。設立に関わった堀越謙三名誉教授は「映画を作る撮影所のようにしたかった」と話す。年間予算約3千万円のうち6割を映画制作に充てる。学生は2年で短編2本、長編1本を制作する。

横のつながりも

特徴は監督、脚本、プロデュース、撮影照明、美術など7領域（コース）があること。各領域に1学年4～5人の学生がいる。脚本家の坂元裕二が教授に就いたのも話題になった。「7領域は商業映画の職能区分と同じ」と堀越名誉教授。

「プロデュース領域の修了生が同期の監督や技術者に仕事を依頼するなど、やっと横のネットワークが有機的につながってきた」

もう一つの特徴は「ナラティブな（物語性を持つ）作品の創造」をうたっている点。芸術大学だが、商業映画のプロ育成機関ともいえ、修了生は芸術寄りの濱口監督から娯楽寄りの月川監督まで幅広い。ほかにも「ディストラクション・ベイビーズ」の真利子哲也監督、フジテレビの月9ドラマ「ラヴソング」の脚本を書いた倉光泰子ら、一線で活躍する人材がそろってきた。堀越さんらの調査では就職者のうち86%が映像の仕事で生計を立てている。

発足時から教授を務める黒沢監督は「才能ある若者を（入学試験で）いち早く見つけた結果。やっと出てきたという印象ですが、こちらの目に狂いはなかったと喜んでいます」と話す。

「学生は毎日学校に来て仲間と語る中で自分の個性を知る。かつての撮影所もそんな空間だったと思う。僕も立教大時代、これに近い時間を過ごしました」

映画の才能はしばしばまとまって出現する。1980年前後の立教大からは黒沢監督のほか、周防正行や塩田明彦ら現在活躍中の監督が輩出した。その20年前は、松竹大船撮影所から大島渚、吉田喜重、篠田正浩といった才能がデビューした。いま、東京芸大から新しい波が起きようとしている。（編集委員・石飛徳樹）

長崎は歴史と上野彦馬の業績によって日本の写真発祥地の一つです。
映画は写真技術の応用で生まれました。長崎で映画祭はいかがでしょう。
「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。
映画は古い街並みになじみそうです。

私達は、遺跡が
私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する
その基層で在り得ると考えます。
人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡、両者の照合、抽象概念への具体性の帰還(feedback)。
遺跡はどこにでもあります。
長崎は、全体が遺跡です。　「都市長崎」としての遺跡はここにしかありません。　遺跡、素晴らしい生活環境です。
私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と、遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

―― *長崎 ― the old city and the old harbour* ――

長崎写真祭はいかがでしょうか。

－ 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より －　　2018年(平成30年)9月22日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞　2018年(平成30年)9月22日(土曜日)　文化 40

文化

写真フェスで新体験

町中・野外 場所に合わせ作品展示

町中や野外に写真作品を展示したり、講評会やコンテストを開いたりする写真フェスティバルが国内に広がりつつある。撮影や印刷技術の進歩が写真の多様な展示を可能にした。場所に合った作品や展示を模索することで、写真家の表現の幅が広がることを期待する声もある。

今年始まった浅間国際フォトフェスティバル(30日まで)の舞台は、長野県・御代田町の旧メルシャン軽井沢美術館を中心とする一画。目の前に浅間山がそびえる緑豊かな野外の会場を訪ねると、写真パネルにスマートフォン(スマホ)をかざす観客の姿があった。専用アプリをダウンロードしたスマホを通して見ると、写真の中の電話が鳴ったり、立体的に見えたりする。AR(拡張現実)技術を使った米国の写真家ルーカス・ブレイロックの作品だ。

写真家の鷹野隆大は、巨大な感光紙と光源の間にモデルと一緒に立ち、シルエットを感光させた写真を出品。観客が同様の撮影を体験できる小部屋も設けた。「美術館やギャラリーでプリントを見るのとは違った写真体験をしてほしい」と太田睦子エキシビションディレクターは話す。

新技術で可能に

2000年代以降、デジタル技術の進化で高画質での撮影が可能になった。巨大なサイズに印刷できる大型プリンターが開発され、耐水性・耐光性の高い素材も登場する。太田氏によれば、こうした技術面の発展が屋内外での写真展示を多様化させたという。

東京初の屋外型フォトフェスと銘打って17年5月に開催されたT3 PHOTO FESTIVAL TOKYOに参加した写真家の山本渉は、上野公園内の木に作品を「展示」した。クスノキから樂を採取して特殊フィルムの上に置き、電流を流して撮影。この樂の写真を水や光に強いシール状の紙にプリントし、透明パネルに貼ってもとの木の幹に取り付けた。

雨にぬれてもふき取るだけでよく、光による退色もない。「画質を保ったままシール状に印刷できる技術があってこそできた展示だった」と山本は振り返る。美術館や画廊以外の場所も展示会場となるフェスでは「作家自身も新たな見方や見せ方を考えるきっかけになる」(山本)。

スマホを使って写真作品を楽しむ浅間国際フォトフェスティバルの来場者

町中の施設を生かしたユニークな展示も写真フェスの魅力だ。照明家の仲西祐介氏、写真家のルシール・レイボーズが共同ディレクターとして13年に創設したKYOTO GRAPHIE(京都国際写真祭)は、京都市内の寺院や町家などに合わせた展示を写真家、インテリアデザイナー、職人らと議論しながら毎回、作りあげることで知られる。

16年には元問屋の建物を利用した「無名舎」で、細長い町家を貫く全長8㍍のテーブルを設置し、写真家集団マグナム・フォトが難民を撮影した写真をパネルにして置いた。「長いテーブルは難民がたどった道のりを象徴し、観客はパネルを手にとり鑑賞することで難民問題を自分のことのように感じられる」と仲西氏は言う。

T3 PHOTO FESTIVAL TOKYOで上野公園に展示された山本渉氏の作品(2017年)

今年は建仁寺内の両足院に畳職人と作った漆黒の畳を敷き、前衛華道家の中川幸夫が自ら撮影した生け花の写真を立てて展示。植物の生と死という中川の作品のテーマを際立たせた。

「写真を町に引っ張り出すことで、普段あまり積極的に考えないような問題についてもオープンに考えたり、話し合ったりできる」と仲西氏は写真フェスの意義を語る。10月26日からは初の試みとして同フェスの特別版TOKYOGRAPHIEをFUJIFILM SQUARE(赤坂)など東京都内各所で開く。

00年代から増加

現在、世界には大小含めて200超の写真フェスがあるとされる。日本では1985年に「写真の町宣言」をした北海道東川町の東川町国際写真フェスティバルが最も古い。08年に写真家の平間至が出身地の宮城県塩釜市で創設した塩竈フォトフェスティバルなど、00年代以降は各地で開催が相次いでいる。

主催者にとっては、現代アートの芸術祭に比べて開催費用が安く済むのが利点の一つだ。カメラ愛好家の多い日本は「写真大国」とも称される。だが一方で「写真を鑑賞する文化は根付いていない」と写真評論家の竹内万里子氏は指摘する。

国内外のフェスがお手本とするアルル国際写真祭(70年創設)は、写真は芸術との意識がまだ低い時代に展覧会、講評会、シンポジウムなどを企画し、観客とともに楽しめるイベントとして定着。国内外の画廊や出版社などが集う世界最大級の写真フェア、パリ・フォトの創設(97年)につながった。

「フェスが写真についてフランクに感想や意見を交換できる場になれば、日本の写真文化はもっと豊かになる」と竹内氏は期待する。主催者と写真家が密に協働し、参加者と共に育てていけるかが成功のカギとなる。

(編集委員　窪田直子)

私達は、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。人類の概念／知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡、両者の照合、抽象概念への具体性の帰還(feedback)。遺跡はどこにでもあります。

長崎は、全体が遺跡です。

「都市長崎」としての遺跡はここにしかありません。遺跡、素晴らしい生活環境です。

私達当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

// 長崎 / the old city and the old harbour //

長崎は歴史と上野彦馬の業績によって日本の写真発祥地の一つです。
長崎で写真祭はいかがでしょう。
「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。
1820年代後半ニエプス等が写真を発明して190年、写真は古い町並みになじみそうです。

ミュージカルはいかがでしょうか。

－ 養生所/（長崎）医学校等遺跡の保存と活用より －　　2018年（平成30年）9月29日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞　2018年（平成30年）9月29日（土曜日）　文化 40

文化

日本ミュージカル 世界へ

米作曲家と黒澤作品
国際共同制作相次ぐ
英劇場で新作、逆輸入

ミュージカルの国際共同制作が本格化してきた。英国の劇場で日本人演出家が新作を手がけることが決まり、黒澤明の映画が米国の作曲家の協力で舞台化される。輸入一辺倒だったジャンルで、海外発信の時代は到来するだろうか。

1980年生まれの気鋭の演出家、藤田俊太郎が手がけるミュージカルが来年1月、ロンドンの名門チャリングクロス劇場（約300席）で初演される。大阪・梅田芸術劇場との共同制作で、その後に日本版を作り、逆輸入する。

「時差」も短縮

梅田芸術劇場の村田裕子プロデューサーによると、翻訳上演では早くても初演から3年遅れになるが、共同制作なら"時差"も短縮できる。リスクも負うが「大きな一歩になる」という。

同劇場は3年前、ミュージカル「タイタニック」の翻訳上演で、英国演劇界で注目を集める演出家トム・サザーランドと関係を結んだ。彼がチャリングクロス劇場の芸術監督になったのを機に、5年間で3作の共同制作を目指す連続企画に着手。第1作の演出家に英国で高く評価された蜷川幸雄の弟子にあたる藤田を選んだ。

「生きる」の稽古をする宮本㊨と作曲家のハウランド（3日、東京都墨田区）

藤田が望んだ作「VIOLET」は、顔に傷を負った女性が奇跡の宣教師に会うため、米国南部から長距離バスの旅に出る物語だ。公民権運動など1960年代の異議申し立てが背景に描かれる。藤田は「蜷川さん世代がかかわった60年代の闘いを無視する政権が米国に生まれた今こそ、この舞台を作り直したい」と上演意図を明かす。

今年2月には物語と同じルートをバスで旅した。「バスの中で白人はアジア人と目を合わせない。今の空気を舞台に出したい」。97年初演、カントリーやブルース（ジニーン・テソーリ音楽）が強い印象を刻む作品に藤田色を加える。

10月8日に東京の赤坂ACTシアターで開幕する「生きる」は、黒澤明監督の映画をミュージカル化する初の試みだ。企画制作にあたったホリプロの梶山裕三プロデューサーは「世界へ発信するには黒澤映画が最適と考えた」とふりかえる。

共同制作を発表した演出家の藤田㊨と芸術監督のサザーランド

余命宣告された役人が生きる意味に目覚め、公園造成にあたる。52年の原作映画をもとに、グラミー賞を受賞している作・編曲のジェイソン・ハウランド、演出の宮本亜門、台本の高橋知伽江は3年前から20回近く、東京やニューヨークで打ち合わせを重ねた。主役は鹿賀丈史、市村正親がダブルキャストで演じる。

宮本はブロードウェイ・ミュージカルの大家ソンドハイム作曲のミュージカルで実力を示し、米国のトニー賞にノミネートされたことがある。その経験から、むしろ心理と曲調の間に距離があった方がいいと考えた。「原作にはコメディーのセンスがある」とみる宮本は、主人公が街をさまよう場面をダンスシーンに、たらいまわしのお役所仕事をワルツで表す。

9月初めに稽古場を訪ねると、ハウランドは曲の修正に追われていた。作品作りはハウランドに「ブロードウェイと変わらない」と言わせる。

老舗も海外視野

ホリプロの堀義貴社長は「ドーバー海峡を越える」が持論。日本から作品を発信し、ロンドンで成功する。その思いを促すのは、人口が減る国内市場だけでは、30年後に行き詰まるとの予測だ。英米で成功し、中国やアジア諸国でロイヤルティー（上演権料）を稼ぐビジネスモデルを狙う。

ホリプロの海外向けミュージカルは3年前に初演された「デスノートTHE MUSICAL」（栗山民也演出）から始まった。漫画を原作とするこのミュージカルの韓国公演でロイヤルティーが入った。また同作で音楽監督をしたハウランドと組んだことは「生きる」の制作につながった。「カタログに載せる商品を増やしたい」と堀社長は意欲をみせる。

こうした動きを横目に、老舗も海外を視野に入れ始めた。英米ミュージカルの翻訳上演で実績のある劇団四季は中国でのビジネスでは先行し、昨年6月から上演が続く「人間になりたがった猫」で台本と楽曲のロイヤルティーを得ている。四季としては初めてのビジネス展開だ。「東京に新劇場ができる2年後には新作を出したい」（吉田智誉樹社長）という。

東宝も今年夏、「ナイツ・テイル 騎士物語」で「レ・ミゼラブル」の演出家ジョン・ケアードらと組み、和太鼓を取り入れた舞台を「世界初演」と銘打ち、大型の国際共同制作を実現した。

こうした取り組みが海外でどう受けとめられるか。エンターテインメントビジネスの将来を占う試金石となりそうだ。（編集委員 内田洋一）

私達当会は、遺跡が、私達人類にとって、その土地の風土をつくり、私達人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。
人類の概念／知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡、両者の照合、抽象概念への具体性の帰還（feedback）。遺跡はどこにでもあります。
長崎は、全体が遺跡です。
「都市長崎」としての遺跡はここにしかありません。　遺跡、素晴らしい生活環境です。
私達当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

―― 長崎 ―― the old city and the old harbour ――

長崎水辺の森公園一帯にオペラハウスを設置し、現代長崎市街の交通利便の中心地の一つ長崎市役所別館－長崎県勤労福祉会館一帯に都市遺跡を現状保存しつつ立体的な写真美術館兼劇場を設置しオペラやミュージカルに取り組んではいかがでしょう。「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。オペラやミュージカルは遺跡であり伝統ある古い港街になじみそうです。

日本経済新聞 2018年(平成30年)9月30日(日曜日) 文化 32

文化

見せない写真を撮る

長島 有里枝

ながしま・ゆりえ 1973年東京生まれ。写真家。写真集「small planet」で木村伊兵衛賞。著書に「背中の記憶」（講談社エッセイ賞）など。

ちょうど二年前にインスタグラムを始めた。普通大学の文系コースで写真を教え始めて二期目、美大生とは少し違う学生たちと向き合うにあたって、彼女／彼らがよく口にする「インスタ」というものを知っておいたほうがよさそうだと思ったのだ。

震災のときはツイッターにお世話になったが、インターネットの世界のルールにはなかなか馴染めない。見ず知らずの人に向かって呟き、それを読んだ人からコメント（という名目の茶茶？）が入る可能性に対し、なんともいえない恐怖を覚える。友人知人の投稿を読むために、やむを得ず偽名のアカウントを取得することはあったが、実名でアカウントを作るのは初めてのことだ。写真の投稿がメインなら、言わなくていいことを喋り過ぎてあとで落ち込むという問題の発生率も、ツイッターより抑えられそうだと思った。

‡ ‡ ‡

美術畑で写真に携わる一介の人間として、写真にはさまざまな効果や役割があることを常に思い知らされる。「写真を教えてください」と依頼を受けるときも、この「写真」という言葉があまりに漠然とし過ぎていて悩ましい。依頼者は私の過去の作品を見てそう言ってくれているはずだし、依頼書を読んでもたいていは、芸術表現としての写真について学ぶ場を任むのだけれど、実際の受講者に会い、彼女／彼らの作品を見せてもらうと、それがこちらの思惑でしかないことに気づかされる。この傾向は、美術や写真を専門とする人に限定されていない講座の場合、さらに強くなる。

そこで最初のクラスでは、それぞれがどのような写真に興味を持っているのか聞く時間を取ることにした。このとき必ず、インスタグラムに言及する人がいる。例えば、好きな写真（家）を尋ねると、誰それさんがインスタにあげている写真が好きです、と答える受講者は一人ではない。展示や写真集で見た誰それさん、ではなくなっていることに、私はいつも驚かされる。

‡ ‡ ‡

インスタを始めると、すぐ自分の変化に気づいた。まず、どこにでも持ち歩いているフィルムカメラの代わりに（または それに加えて）、スマホのカメラ機能を使うことが増えた。それからたった二、三カ月で、あとでインスタにあげようという魂胆が写真家としての矜持を打ち負かし始めた。それに抗うように、まずフィルムカメラで撮ってから、スマホでも撮るルールを設けたが、写真は一回性が高いため「決定的瞬間」を二度押さえるのは難しい。この、まだと、「決定的瞬間」である必要がないものにしかレンズを向けなくなるか、フィルムカメラの使用を諦めるんじゃないかと、危機感を覚えた。被写体の選び方にも違いが生まれた。フィルムカメラでは、生活するなかで偶然出会い、心動かされたものを撮っているのに対し、スマホのカメラ機能では「いいね」がもらえそうだと思ったものを撮っている。つまり、同じ人間が「写真」を撮っていても、撮影の目的も、撮り方もまったく違うのだ。

インスタグラムについて考えると、赤ん坊だった息子の後ろ姿を思い出す。二足歩行もおぼつかない彼が、小さなミッション——テレビを点けたり消したりするとか、引き出しの中身を全部出すとか——を遂行しては、こちらを振り返る。それは、自分が見守られていることを確認し、その人の存在に勇気づけられ、再び世界へと一歩踏み出すのに必要な行為なのだと、育児書には書いてあった。

インスタグラムは、自分を見ていてほしいという欲求が子供だけのものではないことに気づかせてくれる。育児書に従い、日常の一コマらしく見える写真はできごとの単純な記録ではなく、そういった場面が存在した証拠を生み出すためのパフォーマンスであると解釈できる。そのような撮影行為は、雑誌や広告でしばしば採用されている。そうやって生産される自己像は、「写真は真実を写す」という言説の効果によって、逆説的に「現実」になる。

アートも「虚構」を採用する。しかし、インスタグラムが承認を得やすい（「いいね」やフォロワーを増やせる）自己を構築しがちだという意味でも広告的であるのに対し、私の慣れ親しんだ表現には、承認されなくてもいいという「聞き直り」がある気がする。誰に見せるあてもなかった写真を世に出そうとすると、私はできるだけ息子を背後から眺め、ときどき写真も撮った。が、写真には写真の怖さがあることを重く考え、それらは極力発表しないようにした。でももし、あの頃インスタグラムがあったら。シングルマザーとして、沈黙のなか子育てに奮闘しても、写真家の自分どちらかって誰からも顧みられない。その悔しさをわかってほしいと思っていた私は、迷わずインスタグラムを始めていた気もする。

‡ ‡ ‡

インスタグラムは、広告として格好の媒体でもある。イメージそのものを編集し、さらにその集合体も編集することによって、操作された自己（や商品）イメージの構築と提示が可能となるからだ。「インスタ映え」が撮影の動機となるとき、なぜ見せるに値すると思うのかという問いとの対峙は避けられない。

このとき私の背中を見まもるのは、褒められないからといって存在価値が低いわけではないという信念だ。インスタグラム的な写真に慣れ親しんだ学生に伝えたいのはそのような表現のありかた、他人の共感が得られるあなたである必要は必ずしもない、ということかもしれない。

・・・なぜ見せるに値するのか・・・褒められないからといって存在価値が低いわけではないという信念・・・他人の共感が得られるあなたである必要は必ずしもない、ということかもしれない。

私達 当会は、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と、抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視し、その基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達 人類に対する一つの誠意であると考えます。
私達 当会は、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土を形成し、私達 人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基盤で在り得ると考えます。 遺跡はどこにでもあります。
長崎は、全体が遺跡です。 「都市長崎」としての遺跡はここにしかありません。 私達 長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚を求められます。
私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と、遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。
—— 長崎 — the old city and the old harbour ——

見方

― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―　　2018年(平成30年)10月1日 月曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞
2018年(平成30年)10月1日(月曜日)12版　社会　34

風紋

「歴史総合」の可能性

多面的な見方培おう

時代が平成の終わりを迎え、「明治150年」の節目にもあたるせいだろうか。歴史を学びたい、知りたいという機運が高まっているようだ。

中世あり、近現代あり、多くの歴史本がベストセラーに顔を出し、テレビの教養系クイズ番組も歴史が大好きだ。幕末の志士にあこがれる「歴女」はゆかりの土地へと旅に出る―。

もっとも、歴史なんか面倒くさい、苦手だという声も少なくない。関心は二極分化しているようだ。

歴史アレルギーに陥る要因のひとつは、学校の授業の味気なさだろう。教科書を埋める膨大な固有名詞や人物名、年代。しかし試験が終われば「御成敗式目」も「ナントの勅令」も忘れてしまう。こういう知識は生活に直接は役立たないから、いよいよ敬遠されることになる。

歴史関連の書物が並ぶ店頭（東京都千代田区の三省堂書店神保町本店）

「だからこそ、まず『なぜ過去のことを学ばなければならないのか』という疑問に、きちんと答えることが歴史教育では重要なんです」。こう語るのは、埼玉県立和光南特別支援学校の堀口博史教頭だ。

県下のさまざまな高校で30年間にわたって歴史教育に携わってきた堀口教頭は、生活感に根ざした歴史学習の大切さを訴える。

たとえばヒトラーとチャップリン。同年同月に生まれた2人は幼少時の境遇も似ているが、対照的な人生を歩んだ。「間違わないためには何が必要か。それを考えさせるわけです」

過去を学ぶ意味がそこに浮かび上がる。歴史を学ぶ権利は、進学校のエリートだけのものではない。

2022年度から高校で導入される「歴史総合」は、そうした「考える歴史」への転換を想定している。近現代を中心に、日本史と世界史を統合した新科目だ。

もともとの構想は日本学術会議が打ち出し、曲折を経て新学習指導要領での導入となった。かねて提唱してきた油井大三郎・東京大名誉教授は「大きな前進」としつつ「授業を『型』にはめるような指導は避けるべきだ」と注文をつける。

それは、ほかの科目でも突き当たるアクティブ・ラーニングの課題だが、歴史はイデオロギー的な要素も絡むからなお難しい。うっかりすると、ネットなどにあふれる極端な歴史観に惑わされもしよう。

「海外にもっと目を向けて、視野を広げたいものです」と油井名誉教授は言う。「日本と歴史観が対立する韓国にだってさまざまな意見があり、和解を試みる動きもある。そういうことも知るべきでしょう」

もちろん、高校の限られた授業時間ではあれもこれもはできないから、多面的な見方の積み重ねは大人にこそ必要なことだ。「歴史総合」はその契機になりうるだろう。

かのヒトラーとチャップリンの物語だけでも興味は無限に広がるはずだ。高校生限定ではもったいない。

（大島三緒）

私達 当会は、長崎が、中世以前の歴史、及び、大村氏とローマ・カトリックによる町建て以来の歴史上の蓄積を背景として、徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、又、日本開国に際して、長崎で集約し体系的に展開された施策が、日本の国民国家としての存続と主権国民国家形成の原動力と効率をなし、日本開国が、西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることを日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に初めて証明して影響を与え、結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、当時長崎で展開された施策が、正しくその端緒である(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)と認識します。(日本開国・長崎海軍伝習・医学伝習(所)・養生所・精得館・長崎製鉄所・長崎開港と居留地～「都市長崎遺跡」)

私達 当会は、歴史と遺跡について、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と、抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視し、その基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達 人類に対する一つの誠意であると考え、且つ、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると認識します。 長崎は、全体が遺跡です。「都市長崎」としての遺跡はここにしかありません。 私達 長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚を求められます。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。

|| 長崎 | the old city and the old harbour ||

私達 当会は、皆様に、「都市長崎遺跡」とその要素である「養生所/(長崎)医学校等遺跡」の現状保存と活用を提案し要望します。

日本経済新聞

27 社会 ☆西12版 2018年(平成30年)10月8日(月曜日)

インバウンド消費・・あらたなにぎわいが日本人観光客を呼び込む

訪日客が変える西成

今や観光地 時代の波

ドキュメント日本

増加を続ける訪日観光客。旺盛なインバウンド消費が「日雇い労働者の街」として知られる大阪・西成を変えている。あいりん地区に根付いた簡易宿泊所に押し寄せ、街の魅力を発見。あらたなにぎわいが今度は日本人観光客を呼び込む。姿を変えていく街の片隅に取り残される高齢の労働者もいるという。

(加藤彰介)

日雇いの街 あふれる活気とにじむ悲哀

あいりん地区には外国人の姿が目立つ (9月、大阪市西成区)

9月中旬のあいりん地区。台風21号の影響で関西国際空港の発着便はまだ減便が続いていた。訪日客数が落ち込むなか、地区の簡易宿泊所の周りにはスーツケースを引く外国人の姿が目立った。

「もっと大きいサイズはありますか」。創業50年の古着屋「七福屋」でメキシコから来たオクタビオ・ソラノさん(24)が浴衣を試着していた。SNS(交流サイト)で宿代や食事が安いと知り、友人と2人であいりん地区に9日間滞在した。

七福屋の河村和樹社長によると、店に来る外国人客はこの10年で倍になったという。「日本人の観光客もにぎわいにつられてやってくるようになり、好循環が生まれている」と話す。

客が自分でたこ焼きを作れる「セルフタコヤキバーイズコ」からも英語の会話が聞こえてきた。のぞいてみると、店内の8割ほどが外国人。地元の客に作り方を教わり、ちょっとした国際交流の場になっている。

古くから工場や建築現場で働く労働者が集まってきた地区。かつて釜ケ崎と呼ばれ、労働者の暴動が繰り返された歴史を持つ。人情味の半面、治安は悪く、近寄りがたい独特の雰囲気もあった。

大阪市西成区在住30年以上という自営業の女性(68)は「ここ5年で外国人が急に増えた。商店が免税に対応し、英語の看板もできていつのまにか観光地になった」。

街を変える下地は市が2013年度に打ち出した西成特区構想だ。警察や地域住民が美化に取り組み16年度の不法投棄ごみは13年度比で約4割減少した。乗り捨てなどが後を絶たない迷惑駐輪は17年度が約2560台と14年度から4割減った。

この取り組みが訪日客の増加につながり、簡易宿泊所が外国語を使えるスタッフを雇い始め、無線LANやレンタル自転車を導入するなど、多くの施設が訪日客向けに改装された。

22年春には労働者に職をあっせんする「あいりん総合センター」から徒歩3分の場所に、星野リゾートが客室数約600の大型ホテルを開業する計画もある。あいりん地区の近くに住む日雇い労働の男性(55)は「汚くて怖いイメージは消えつつある」と話した。

変貌していく労働者の街。西成区保健福祉課の担当者は「居づらくなった高齢の労働者が社会的に孤立する恐れもある」と懸念する。バブル期に3万人いた日雇い労働者は仕事の減少で1万人以下になったとみられる。年をとり、生活保護を受けながら暮らす人も少なくない。

同課は行政の生活支援につなげるため、以前は路上で声をかけて回ったが「労働者が街頭から減り、生活実態をつかみにくくなった」という。

インバウンド消費の威力は長く続いた街のありようすら変えていく。善しあしは別にして時代の変化と、取り残されるものの悲哀を感じた。

近年の訪日外国人の大幅な増加で、宿泊施設の不足感が鮮明になっている。観光庁がまとめた宿泊旅行統計調査によると、2017年の東京都にあるホテルや旅館の客室稼働率は80%に達した。この10年間で13・6ポイント上昇している。

宿泊費を安く抑えたい旅行者のニーズを取り込もうと、観光地で急増しているのがカプセルホテルやユースホステルなどの簡易な宿泊施設。

日本を訪れる外国人に特に人気が高い京都・奈良観光の足場になる大阪市では、18年8月末時点で553施設と14年度に比べて約4・7倍に増えた。

京都市も17年度に2291施設と3年前の約5倍に。東京都でも17年3月時点の簡易宿所数が1058施設と、3年前に比べ約1割増えている。

「簡易宿」急増 外国人に照準

簡易宿所の増加は近年顕著

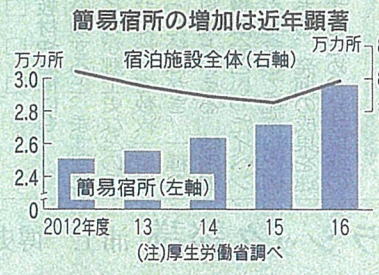

(注)厚生労働省調べ

〖インバウンド消費～観光地化～主役交代〗 文化の空疎化？形骸化？

昔の人々はどこへ行ったのか？ みんな死んでしまったのか？

私達 当会は、大地と共にある人類の事実/履歴であり恒久的な資産である遺跡の保存と活用を、皆様に提案し要望しています。

アフリカ

ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー

2018年(平成30年)10月12日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

【第三種郵便物認可】　日本経済新聞　2018年(平成30年)10月12日(金曜日)　オピニオン 6

グローバルオピニオン

アフリカ安定期、投資の機会に

DLAパイパー・アフリカ会長
兼マネージング・パートナー　ジェームス・カマウ氏

James Kamau　ケニア出身、90年ナイロビ大卒。専門は会社法など。顧問弁護士として25年を超す経験を持ち、数多くの多国籍企業のアフリカ投資に関わった。49歳。

アフリカ向けの投資を考えるうえで、留意すべき点はいくつある。まずは資源開発やインフラ整備など、国ごとに異なる事業機会の見極めだ。さらに英国やフランス、ポルトガルなど旧宗主国に根差した言語や文化の違い、根強い腐敗イメージ、そして国家財政に占める債務比率の高さにも目配りが必要となる。

大手の国際法律事務所である当社は、アフリカ20カ国以上に拠点を持ち、法律面だけでなく事業戦略においてもコンサルティング業務を行っている。アフリカ諸国の大きな特徴は、経済が政治の影響を受けやすいことだ。

例えば域内有数の経済大国である南アフリカは(失政や汚職が批判された)ズマ前大統領のもとで混乱が続き、成長率も低迷してきた。ズマ氏が2018年2月に辞任に追い込まれ、ラマポーザ現大統領のもとで19年に待望の総選挙を実施する。ナイジェリアも経済状況が厳しいが、来年の総選挙を経て変化が生じるだろう。

アフリカ全土をみれば、総じて政情は安定し、経済も持続成長の段階に入った。けん引役は東部諸国だ。人口1億人のエチオピアは18年、19年とも8%台の高成長が予想される。かつての閉鎖的政策から開放路線に転じ、通信や航空分野で外資に投資機会が生まれている。ケニアも国内の政治対立を乗り越え、医療や食品分野などへの投資誘致を積極化している。

54カ国・計13億人の市場の将来性に注目し、様々な国がアフリカに接近している。従来は、旧宗主国が顔をそろえる欧州連合(EU)や米国が中心だった。最近はインドやトルコ、ブラジル、ロシアなどが投資国として存在感を増している。

なかでも中国は、他の国に比べて投融資に細かな条件をつけることがなく、即断即決する。中国主導の広域経済圏構想「一帯一路」は、投融資の規模や、カバーする地域の広さからみても、アフリカに与える影響は最大級と言っていい。アフリカ諸国にとって基本的には歓迎すべき存在といえる。

ただし、南アジアのスリランカやパキスタンが借金を返済できず、代わりに港湾の運営権を中国に引き渡したような「債務のわな」と呼ばれる現象への懸念は膨らんでいる。例えばアフリカ南部のザンビアは、中国の支援で整備した高速道路の建設費用の返済に窮している。こうした現状を目の当たりにして、中国からの支援の受け入れに尻込みする国も出ている。

私は、債務のわなは中国が最初から意図したわけではなく、結果的にわなのようになったと思う。インフラ整備資金を拠出する際、投資より融資に軸足を置きすぎたためだろう。中国の途上国支援は今後、企業による直接投資を優先する時期に差し掛かっている。中国側も問題点は認識し、改善策を検討しているはずだ。

一方、伝統的に対アフリカの援助・投資で主導的役割を果たしてきた米国は、トランプ政権になって姿勢が変わってきた。貿易交渉で多国間協議より2国間交渉に重きを置くようになったように、アフリカ諸国との向き合い方でも相対での折衝が増えると思われる。それでも過去の政治・経済の枠組みづくりに、米国は多大な貢献をしてきた。今後も有力なパートナーとしての関係は続くだろう。

日本が主導するアフリカ開発会議(TICAD)は、第7回会合を来年8月に横浜で開催する予定だ。16年にケニアの首都ナイロビで開かれた前回会合に比べて、アフリカのどこにどんな事業機会があるか、日本の政府や企業がより具体的に探る場となるだろう。アフリカの政治・経済がかつてないほど安定してきた今のタイミングで、3年に1度のTICADが巡ってくる意義は非常に大きい。

日本に期待するのは、資金調達の仕組みなどの提案力だ。TICADでまず参加国の大枠合意を得たうえで、国ごとに条約などを整備し、民間企業が協力していく流れが望ましい。こうした枠組みが整えば、中小企業も単に貿易だけでなく、投資を検討しやすくなるはずだ。(談)

親中に歴史的背景

アフリカで思い浮かぶイメージは独裁政治や紛争、腐敗、貧困などだろうか。今までボトルネックだった政治が安定し、経済発展に集中できる環境が整えば、人口13億人の潜在力は計り知れない。

世界各国が経済援助を競い始めた中で、「存在感が際立つ中国は過剰な融資で援助先に多額の債務を強いている」と国際社会から批判を浴びる。ただしカマウ氏は、債務の持続性に懸念は示しつつも、中国にはおおむね好意的だ。

背景に歴史的経緯がある。1949年に成立した中華人民共和国が、国際共産主義運動の一環で援助した先がアフリカだった。50～60年代の民族解放闘争を支え、その後も良好な関係を保つ。歴史に根差す親中意識は、対アフリカ外交で見過ごせない要素といえる。

(アジア・エディター　高橋徹)

「・・・日本に期待するのは、資金調達の仕組みなどの提案力だ。・・・」

・・・カマウ氏は・・・中国にはおおむね好意的だ。　背景に歴史的経緯がある。1949年に成立した中華人民共和国が、国際共産主義運動の一環で援助した先がアフリカだった。50～60年代の民族解放闘争を支え、その後も良好な関係を保つ。歴史に根差す親中意識は、対アフリカ外交で見過ごせない要素といえる。

人類の基層である歴史と相対する唯一普遍的に歴史上の個別の事実である遺跡、人類が文字を獲得する以前から存在し人類の歴史の尺度である遺跡、具体的で"可視"である遺跡　私達 人類は、どこから来て、どこへ行こうとするのか
日本は幕府による日本開国によって西洋/中東文明圏以外の国において地球規模で世界に近代的主権国民国家が拡散する嚆矢となりました。 孫文、黄興、章炳麟、等は、明治の日本の東京で中国革命同盟会を組織しました。
私達 当会は、皆様に、遺跡の調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を提案し要望します。
就中、日本開国を胎蔵しその施策実施の都市である長崎、その遺跡"都市長崎遺跡"と"養生所/(長崎)医学校等遺跡"の現状保存と活用を皆様に提案し要望します。

人類の“限界”

2018年(平成30年)10月13日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

長崎新聞 2018年(平成30年)10月13日 土曜日 社会 (22)

50年目の枷(かせ) カネミ油症次世代の今 ④

判断しようがない

油症患者として本来救われるべき油症2世、3世が見過ごされているのではないか――。カネミ油症の研究や診断基準の設定などを担う全国油症治療研究班に対し、次世代救済を巡り患者団体の不満がくすぶる。

「じくじたる思いはあるが…」。福岡市の九州大教授室。2001年から班長を務める吉江増隆(62)は一瞬顔をしかめた後、きっぱりとこう続けた。「医学的な根拠に基づかず認定はできない。そこを崩せば、班として研究を続ける意味がなくなる」

被害の区別

その「根拠」とは、人体に多様な悪影響を及ぼすダイオキシン類ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の血中濃度を指す。米ぬか油に混入した有害物質ポリ塩化ビフェニール(PCB)が熱で変化したもので、毒性が飛躍的に強い。1970年代に患者の皮下脂肪や血液から検出されたが、診断基準に加わったのは約30年後の2004年。吉江は「PCDFはごく微量。濃度を正確に測るだけの技術開発には時間がかかった」と説明する。

17年にわたり全国油症治療研究班を率いる吉江班長＝福岡市東区、九州大

科学の「進歩」により定められた基準は一方で、次世代患者に立ちはだかる。ダイオキシン類は母体から胎盤や母乳を通じて子に移るとされるが、2、3世の多くはPCDF濃度が基準を下回り、認定されない。研究班の資料には診断時の「重要な所見」の一つに「血液PCDF濃度の異常」を明記しており、吉江も「特に外せない」と強調する。

研究班、医学の“限界”も

ただ基準に満たない未認定の次世代患者にも、倦怠感や頭痛、腹痛、爪の変形、歯の異常など、直接油を摂取した1世と同様の症状が現れているケースがある。これらは診断基準の「参考となる症状と所見」に当たる。油症と関連がないと言い切れるのか。

吉江は「判断しようがない」と説明。「例えば倦怠感や腹痛は一般の人にもある。油症特有の症状かそうでないかを医学的に区別できない現状では、認定できないとしか言えない」。新たな基準を設ける難しさもにじませ、「それでも2世を認定するというなら、政治的な判断に委ねるしかない」と医学の“限界”も口にした。

研究班は3年前から、患者の子や孫への影響調査を始める意向を示している。子や孫の疾病、症状に対して医師が出した診断書を収集し、傾向や親世代の症状との関連性を探る手法だ。しかしデータの蓄積には10年、20年単位の時間が必要な上、次世代患者がどれだけ調査に応じるかも不透明。調査方法に対する患者側の懸念は強い。

吉江は率直に語った。「長期のデータが集まれば何か見えてくるかもしれないし、全く意味をなさないかもしれない。次世代の調査とは、そういうものです」

＝文中敬称略＝

紙面編集・松本博文

・・・・・判断しようがない・・・・・？

人類乃至人類の社会は、過去から現在そしておそらく将来にかけて常に“可能性”を目指し“既知”を得て、人類の“限界”線上を疾走しています。

私達 人類は日常“未知”を抱えながら“未知”を考えません。 soshite、私達 人類は、常に“想定外”の事象に遭遇します。

私達 当会は、人類の歩みと共に、人類乃至人類の社会が包含する“未知”と“想定外”が深化し巨大化しつつある、と理解します。

私達 当会は、私達 人類は、人類の現代社会において、“未知”と“想定外”を想定し、又、突然の“未知”と“想定外”の顕在化に直面する、その時

又、日常的に、人類の過去と現在と未来とその方向に対し、今、現在、私達は何を選択するのか、その判断が問われている、と理解します。

私達 当会は、人類は、自然と同様に放埒でもある、と理解します。

1. 私達 当会は、人類の実際に於いて、自然を人類の存在に対して限界のない存在と仮定し、人類の“認知”と“既知”の拡大に相対して人類の“未知”が拡大すると理解します。

私達 当会は、人類の“認知”と“既知”と“未知”の境界が人類の“限界”に一致すると捉えます。

2. 私達 当会は、人類自身を知るための人類世界で唯一の具体的で直接的な存在であり又具体的で直接的な契機であると考え得る、全ての宇宙と地球の

そして身近な“遺跡”の存在への認知と“遺跡”の現状保存と継承を、皆様に提案し要望します。　　・・・・・*私達 当会は、人類の社会的健康を祈念します。*・・・・・

〆

取り壊され跡形なく 1／2

長崎新聞
(1)　2018年(平成30年)10月14日 日曜日　第25741号 (日刊)

集落取り壊され跡形なく

ルポ 八ツ場ダム周辺を歩く

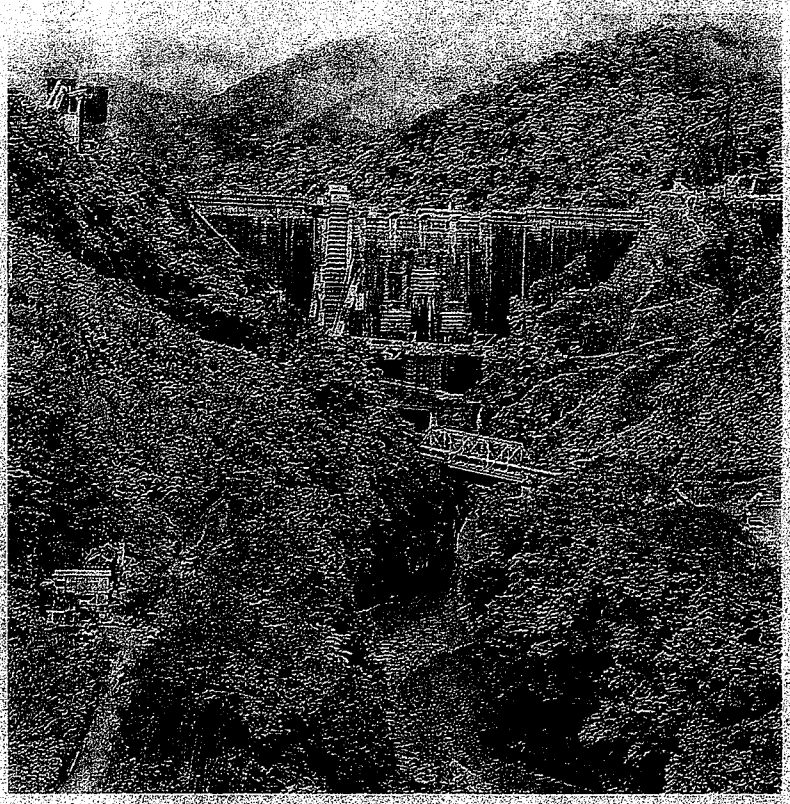

完成が大詰めを迎える八ツ場ダム＝群馬県長野原町

緑の谷あいを巨大な壁がふさいでいた。高さ116㍍のうち、およそ8割が完成したという。そばのタワークレーンが小さく見えた。群馬県長野原町で国が進める八ツ場ダム。来年度末の完成に向け、建設工事は大詰めを迎えていた。

見学用に国が整備した展望台にはひっきりなしに人が来た。東京都の男性(34)は「ちっぽけな人間が大自然に建造物を造るスケール感がたまらない」と興奮気味にカメラを向けた。

国土交通省は、橋やダムなど大型公共施設で普段は立ち入れない現場を公開する「インフラツーリズム」を進める。八ツ場ダムの見学ツアーは昨年度から本格的に始まり、年間約2万9千人が参加。本年度は9月末ですでに3万人を突破した。展望台も開設3年で40万人近くが訪れ、盛況だという。

堰堤から1㌔ほど上流にある湖面橋「八ツ場大橋」から水没する谷あいを見下ろした。かつての集落は取り壊され、跡形もない。建材運搬のため活用しているJR吾妻線の旧線路と鉄橋が辛うじて生活の面影を残していた。

ダム湖の周りには、水没地区の住民のため移転代替地が点在している。橋に近い一角に真新しい一軒家がぽつんと立っていた。「ここしかいい場所がなくてさ」。家主の高山彰さん(65)がそう言って鍵を開けた。ギリギリまで移転を拒んだが、2016年3月に立ち退いた。水没予定地で最後の住民だった。

■

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業では、ダムの公益性を訴える県市と「故郷を奪うな」と抵抗する反対住民13世帯の対立が続く。ダム事業は地域に何をもたらし、何を奪うのか。約470世帯が移転した土地で完成を控える八ツ場ダムの周辺を歩いた。　(六倉大輔)

16面に続く

一角に遺跡の痕跡がぽつんと残る。
何を見るのか。 かたわらに立つ説明版には、何が記されるか。 何を読むのか？

遺跡破壊は、人類に何をもたらし、何を奪うのか。

“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校遺跡”の周辺を歩いてみよう。

(2／2に続く)

取り壊され跡形なく 2／2

紙面編集・関根めぐみ　（第3種郵便物認可）　長崎新聞　2018年（平成30年）10月14日 日曜日　解説　（16）

八ツ場ダム周辺を歩く

東彼支局・六倉 大輔

変わるまち 思い交錯

1面から続く

群馬県長野原町の八ツ場ダム水没予定地で最後の住民だった高山彰さん（65）は8月、国が造成した代替地に新居を建てた。中はがらんとしていた。今は町外で、兄の世話をしながら暮らしているという。「かみさんや娘とは別居中だから、いずれ独りで住む」と淡々と話した。

移転の対象となったのは▽川原畑▽川原湯▽林▽横壁▽長野原―の5地区の470世帯。このうち堰堤に近い川原畑と川原湯は全域が水没し、反対運動が激しかったとされる。温泉街の川原湯では、生活基盤である温泉源が沈むのも重大な問題だった。

そこで群馬県は、ダム湖沿いの高台に代替地を造成し、地区ごとに移転する「現地再建（ずり上がり）方式」を提案。1985年、地元が合意したのをきっかけに反対運動は収束に向かった。

高山さんは、ダム計画が持ち上がった52年の翌年に生まれ、川原畑で育った。貧苦を巡って地域や家族が分断され、疲弊するのを目の当たりにした。自らは、半ば諦めていた。

だが2009年に政権が民主党に変わり状況が一変した。当時の前原誠司国土交通相が建設中止を宣言すると、小さなまちは「政権交代の象徴」になった。押し寄せた報道陣の前で正直な気持ちを明かした。「ふるさとは親のようなもの。ダムに沈まなくなるのがうれしい」。ただ、すでに多くの人々が計画を受け入れていた。父親には「面白がるな」とかまれ、娘には「周りの空気読んでよ」となじられた。

結局、民主党は11年に中止方針を撤回。自公政権の復活後、国は土地の強制収用を可能にする事業認定を申請し、本体工事に着手した。未買収の土地はどんどん減り、自宅近くの国道も拡張された。「まるで囲まれているようだった」と振り返る。

事業認定手続きの公聴会には費服姿で出席した。「権力の思い通りにはならない」という、せめてもの抵抗だった。事業認定が告示される直前の16年2月、土地の買収に応じる契約を結んだ。

2階の窓からは建設中の堰堤が見えた。「完成したダムを眺めて、涙を流しながら老後を過ごすさ」と皮肉っぽくつぶやいた。■

川原畑の代替地から八ツ場大橋を渡ると、川原湯の代替地に行き着く。県が新たに源泉を掘削、代替地に湯を引き込み、温泉街の移転を可能にした。移転対象は5地区で最も多い2011世帯（1980年時）。「既存の地域コミュニティーを保持できる」というのが「ずり上がり方式」の触れ込みだったが、実際に移ったのは31世帯。人口は4分の1に減った。

レストランを訪ねると、店主の水出耕一さん（64）が、移転前の川原湯の地図を見せてくれた。地図上の旅館や住宅が赤ペンで塗られている。集落から人が出るたびに塗ったという。

2001年、水没予定地の住民と国は補償基礎に調印したが、難工事で代替地の造成が遅れたことなどが影響し、多くが完成を待たずに故郷を後にした。「昨日まで普通に世間話していた人が、翌日いなくなる。しまいには自宅に医師の通中に家がなくなり、お客さんも来なくなった」。食堂の経営は厳しくなり、一度は休業して、働きに出た。14年末に代替地に移り、店を開いたという。

20軒近くあった旅館は5軒に減り、03年まで年間90万人近くだった観光客数もここ5年は5万～6万人でかつてのにぎわいには程遠い。「正直、こんなに人が出て行くとは思わなかった。それでも、どんどん人がいなくなり空気が変わるようだった。あのころと比べれば」と前を向く。

川原湯温泉協会の会長、樋田省三さん（54）は「新しい川原湯ができるまで、時間がかかるだろう」と語る。

水没地域を見後に立ち退いた富山さん。ダムに近い代替地に新居を建てた　—群馬県長野原町

代替地に移転する前の川原湯の地図や写真集を広げ、当時を語る水出さん　—群馬県長野原町

八ツ場ダム周辺の景色に造成された川原湯の代替地。水没地から移転した旅館が並んでいる　—群馬県長野原町

家族分断 抵抗むなしく／代替地を新たな故郷に／あの家 取り戻せるなら

場所こそ記憶のよりどころ

—ダム事業が地域に与える影響と問題点は。

政権交代でハツ場ダムの中止が持ち上がった時、水没地区の住民らが猛反発し、地元の事情や歴史を知らない人々は驚いた。政権交代以外でも、国家権力は財政や環境変化など外部要因によって地域を取り巻く情勢をはらんでいる。政権交代が観察にあったら、人々は学んでいただろうが、ある意味、孤切りに慣れていなかった。権力は弱者とするからこそ、統制するための市民参加や権力分散が必要だ。

—現状ではローカルの意見は反映されにくいのか。

公共事業は大規模化するほど受益圏と受苦圏が重ならず、両者の格差が広がりやすい。石木ダムの場合、受苦圏に当たる反対地権者は13世帯と少ないので、呼び広く利益を得る受益圏に声が届きにくい。だが水俣病のように多くの人が共感を広げることで構図が変わることもある。

—石木ダム建設の事業認定取り消し訴訟で、裁判所は「代替地に移れば地域コミュニティーの再現は可能」との断定を示した。

コミュニティーが簡単にカネで買えると考えるのは戦後日本の致命的な愚所だ。近代化で欧米の法体系を都合よく輸入し、当の欧米ではあり得ない判決が出る。日本列島の地域社会の持続性は世界的に類を見ない。それを今という特殊な時代で断ち切ることを恐れるべきだ。

もう1点、重要なのは、人は空間に記憶を刻みこんでいるということだ。ふるさとの原風景や地域の神社などで先人の記憶を継承している。震災で故郷を失った被災者が悲しむのは、単に財産を失ったからではなく、場所にこそ記憶のよりどころがあるからだ。

ニュース最前線

八ツ場ダム

八ツ場ダム建設に伴う生活再建関連事業のイメージ図

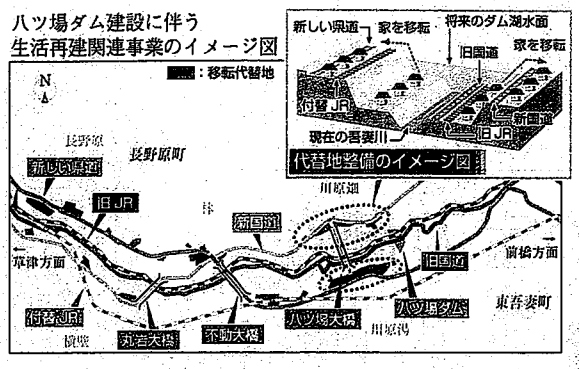

『その場所のその遺跡こそ社会的記憶のよりどころ』

《長崎市立仁田佐古小学校の小学校の建設と運営は、遺跡地であり建設用地とされている旧長崎市立佐古小学校でなくとも、代替地であり現在長崎市立仁田佐古小学校が運営されている旧長崎市立仁田小学校で、可能です。》

その土地が崩され、その場所が空間が消滅します。

近代化で欧米の知識を都合よく輸入したが、総合性や社会的均衡やエスニシティ（ethnicity）の理解はどうか。

日本列島の歴史の持続性／連続性は世界的に類を見ない。

人は空間に刻んだ先人の記憶を継承し、歴史は、遺跡に記憶を刻み込んでいます。

人が代わり、土地を崩し、遺跡を破壊すれば、記憶としての歴史は、破壊されます。

歴史を、今という特殊な時代で断ち切ることを恐れるべきだ。

記憶を失えば、生命としての人はどうでしょうか。

英 エルギン伯爵家

長崎新聞
2018年(平成30年)10月16日 火曜日
紙面編集・山口栄治 地域総合 (22)

英国伯爵家の子孫が来崎

日英修好通商条約を結ぶため幕末に長崎を訪れた第8代エルギン伯爵の子孫、チャールズ・ブルース卿が15日、県庁に中村法道知事を訪ね、両国の交流の歴史に思いをはせた。

県によると、エルギン伯爵家は英国スコットランドを代表する名門貴族。第8代伯爵は1858年、ビクトリア女王の名代として来崎した。ブルース卿は12日、空手を通じて交流しようと来日。5都府県を巡る。本県では長崎市空手道連盟と交流し、グラバー園などを観光する予定。

中村知事（左）と握手を交わすブルース卿 ＝県庁

知事を表敬、先祖も幕末に訪問

中村知事はスコットランド出身の貿易商、トーマス・グラバーや、来年のラグビーワールドカップでスコットランド代表が長崎市を公認キャンプ地に決めたことに触れ「歴史的なつながりがある。行政、民間ともさらなる友好交流が深まるよう努めたい」と歓迎。ブルース卿は「グラバー邸などの遺産を大事にしていることに感謝する」と語った。（岩佐誠太）

第8代エルギン伯爵は1858年日英修好通商条約を結ぶためビクトリア女王の名代として
幕末の長崎を訪れたそうです。

日本の開国に於いて、都市長崎は、日本の開国の玄関として機能しました。

私達 当会は、皆様に、“養生所/(長崎)医学校等遺跡”“長崎奉行所西役所等遺跡群”“都市長崎遺跡”の
保存と活用を、提案し要望します。

私達 当会は、大地と共にある人類の事実／履歴であり恒久的な資産である遺跡の保存と活用を、皆様に提案し要望しています。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。

―― 長崎 ― the old city and the old harbour ――

日本経済新聞

5 経済 12版 2018年(平成30年)10月17日(水曜日)

自由貿易は敗北するのか

「産業安保」米と確立を

熊本県立大学理事長

白石 隆氏

――日米が物品貿易協定(TAG)の交渉開始で合意しました。

「安倍政権は環太平洋経済連携協定(TPP)で合意し、トランプ米大統領が離脱を表明した後も米抜きの11カ国によるTPP11をまとめた。欧州連合(EU)との経済連携協定(EPA)も合意した。米国との通商交渉では為替条項に警戒すべきだが、外圧を使って構造改革を進める機会にした方がよい」

「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)も、協定の質が多少低くてもまとめるべきだ。3年や5年で内容を見直す条項を入れて、インドなども含めてまずは合意する。そして徐々に質を高めていく。世界の開かれた通商体制を守るために、日本が主導権を発揮してほしい」

――日米交渉では日本側に警戒感があります。

「農業で譲歩しにくい面があるのだろう。だが熊本県の市町村の首長や地元経営者と話していると、日本の農業は国際競争力がある。コメは守るべきだが、それ以外は交渉の余地がある」

「米国の多国籍企業はいま米国への回帰を強めている。世界の数年すれば再び世界を向くはずだ。そのとき『米国第一主義』は米企業の利益にならない。TPPに戻る機運が出てくるのではないか。その事態を考えて日本は今、主導権を握っておくのがよい。将来、いまを振り返ったとき、それが安倍政権の大きな功績になっているだろう」

――米中の貿易摩擦が激化しています。

「いまの貿易戦争の本質は『テクノヘゲモニー』だ。科学技術の覇権争いといえる。米側からみれば、いかに中国より一歩先んじるか知能(AI)やロボット、ナノテクは産業と安保両面で重要な技術だ」

「米国よりも良い技術を持つ日本企業はある。こうした企業を巻き込みながら、米国とともに産業安全保障をつくる必要がある。米国から見れば、技術や情報を守れないなら同盟国としての日本の信頼は長期的に落ちてしまう」

――今後の世界はどうなりますか。

「トランプ氏の登場は米政治が大きく変わりつつある兆候だと思う。米政治は外交安保、経済政策、社会政策の3つの軸で揺れ始めている。トランプ政権は外交安保は内向き、経済は大衆迎合的、社会は保守的だ。トランプ政権が終わってもオバマ前大統領時代のような米国に戻ると考えるべきではない」

「ポピュリズムは民主主義制度の負の側面だ。中国のような党国家体制にはない。これから怖いのは東南アジアや韓国などだ。経済が良く生活は改善してきたが、いずれ落ち込む時期がある。所得の低い人たちが保護主義を突き動かし、政治が一気に不安定になる可能性がある。アジアは民主主義が十分に根付いておらず、権威主義に戻っても不思議はない」

(聞き手は竹内康雄)

「ポピュリズムは民主主義制度の負の側面だ。
中国のような党国家体制にはない。これから怖いのは東南アジアや韓国などだ。
経済が良く生活は安定してきたが・・・・・政治が一気に不安定になる可能性がある。
アジアは民主主義が十分に根付いておらず、権威主義に戻っても不思議はない。」

ガバナンス/正当性への根拠

2018年(平成30年)10月20日 土曜日

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞 2018年(平成30年)10月20日(土曜日) 15 マーケット総合2 ☆12版 【第三種郵便物認可】

未熟なガバナンスが生む不祥事

スポーツ界で不祥事が相次いでいる。多くの場合、強い意志を持った選手が必死に訴えることで問題が明らかになっている。監督を強める方向で、国も検討を始めるべきのりだ。

個人の暴走は言動を責めれば済むものではない。非営利法人や大学、病院や宗教団体などあらゆる組織において、ガバナンスの未熟さという構造問題が横たわっているからだ。例えば大学の場合だと、多くは学長や理事長、あるいは法の目を兼ねる総長などの権限の過剰な集中と、モニタリング機能の弱体化という問題を共有している。

「経営的観点が足りない」などということもすれば学問研究に思いの足りない経済人が乗り込んでくるような対策がとられがちなのも、大学のガバナンスの目指す未熟さ、対症療法しかできないからだろう。

K機B機

コーポレート・ガバナンスは企業統治と訳される。これは決して不祥事防止策や株主価値最大化のためのしくみではない。経営を握る者による支配が正当かどうかの根拠となるという問題である。

そこで求められるのはまず、少数意見の尊重だ。少数意見は、安易な多数意見が幅を利かせる中で何らかの根拠をもって主張されている。結果的に多数意見より正しいこともある。取締役会や理事会などにおいて一定数の外部者が必要なのは、彼らが少数意見を述べてくれるからだ。「よそ者には分からない」などという感覚こそ、悪いガバナンスの発生源である。

経理や意思決定の プロセスを中心に、記録を作成して長期保存する体制も重要だ。これができていない組織には不正があると考えて間違いないだろう。昨今の官僚組織の劣化は、この点を見るだけでも分かる。

トップによる公開の場での意見の保証とそれを必要とする。トップが記者会見などに出席せず説明を避けるような対応は、それだけで経営の正しさを自ら証明しているようなものだ。不正行為等に関する通報制度に第三者を関係させるといった方策も真剣に検討されるべきだ。

各組織の固有の理念や事情が尊重されるべきなのは当然だが、共有すべきガバナンスの水準というものがある。外部に対して理念や事情を明快に説明できるかどうかは、組織の存立基盤である。

(雑賀)

"モニタリング機能の弱体・経済化の侵入/対症療法"

「・・そこで・・まず、少数意見の尊重だ。少数意見は、安易な多数意見より正しいことも多い。・・」　悪いガバナンスの発生源は？

「各組織の固有の理念や事情が尊重されるべきなのは当然だが、共有すべきガバナンスの水準というものがある。外部に対して理念や事情を明快に説明できるかどうかは、組織の存立基盤である。」

1930年代から1970年代にかけて、人類は、世界経済において金本位制を廃止して、見かけ上、物質的な制限を撤廃し、人類の想像するちからに人類の社会の未来を託すことにしたのではないでしょうか。このとき、物質による制限に代わる規範となったのは、19世紀以来、中東/西欧文明圏で成立した近代西洋の人文学や自然科学の諸学問だったはずです。

現代の私達 人類は、人類社会の集団組織におけるガバナンス(governance:統治)に着目しています。

私達 当会はガバナンスを"組織存在の正当性の自発的な確保"と理解します。

ガバナンスの基盤が、根拠や説明にあるとすれば、"組織存在の正当性"は、その集団が所属するそれぞれの多元的な又多様な個別の社会や関連する他の様々な社会との関係に於いて果たすべき"責任"である、と考えられます。

私達 人類は、現代社会では、外部的な制限に頼ることなく、まず、私達自身の存在を知り、理解することが、求められます。

私達 当会は、"私達自身の存在を知り、理解する"とは、私達自身の個人と社会又私達が所属する社会と他の社会の存在と関係、、及び、過去から現在、そして未来への、不変と変化を知り、理解することだと理解します。

私達 当会は、私達 人類の過去を知り、認識し、理解するために、抽象であり(abstract)概念である(conceptual)"歴史学"、人類の異なる社会の各個人間の共通の認識と理解を形成し得る"歴史学"の形成と、具体であり(concret)物理的身体的である(physical)"遺跡"、人類世界の過去の唯一の絶対の事実としての"遺跡"の存在の双方が不可欠と理解します。

私達 当会は、人類の過去を知り認識し理解する為に欠かせない"遺跡"の現状保存と人類の過去への認識と理解、現代の理解、未来への展望、その発見へ向かう、活用を、皆様に提案し要望します。

〆

韓国の対日評価

－ 養生所/（長崎）医学校等遺跡の保存と活用より －　　2018年（平成30年）10月29日 月曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

紙面編集・新口鮎美　（第3種郵便物認可）　長崎新聞　2018年（平成30年）10月29日 月曜日　企画　（14）

あのときから始まった 150年の軌跡

第10回　植民地の後遺症

元駐日韓国大使　崔 相龍氏

日韓で正反対の評価

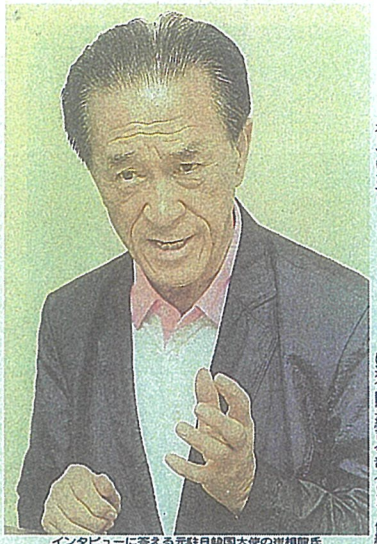

インタビューに答える元駐日韓国大使の崔相龍氏（撮影・金民順、共同）

チェ・サンヨン　1942年慶尚北道（キョンサンブクド）生まれ。ソウル大卒。東京大大学院で法学博士。高麗大教授などを経て2000～02年に駐日韓国大使。法政大、成蹊大でも教えた。専門は政治哲学、平和思想。

日本は明治維新以降、朝鮮半島への野心を強めた。欧米の植民地支配からアジアを守り近代化を進めるとして、民族の独立性を尊っていった。日本による統治で生じたあつれきは、今日に至るまで歴史問題としてくすぶり続ける。打開策はあるのか。未来志向の日韓関係を打ち出した1998年の日韓パートナーシップ宣言の草案づくりに学者として関与、後に民間出身で初めて駐日大使も務めた崔相龍さんに聞いた。

明治維新は、非西洋国家として初めて自分の力で近代国家づくりを成し遂げた点で評価されており、これは誰も否定できないでしょう。

しかし同時に、日本の近代化は韓国に対する植民地統治の過程と軌を一にするという歴史的事実も見逃すことはできません。この光と影を象徴する人物が、伊藤博文と福沢諭吉です。日本で伊藤は明治の元勲、福沢は近代化のイデオローグ（啓蒙者）とされていますが、韓国では逆です。

伊藤は首相として日清戦争に対処し、日露戦争後、1905年に初代韓国統監となりました。（アジア的価値観から抜け出した日本は独自の近代化を進めるべきだとする）福沢の「脱亜論」は、日本の帝国主義化を支える理論を提供しました。2人に対する真逆の評価があります。それは二面的なアイデンティティーが共存する明治維新の性格を示しています。

相互の理解、尊重が必要

（日本による植民地統治がなければ、朝鮮半島はどうなっていたのか）

「遅れたアジアを近代化した」という植民地搾取論もありますが、創氏改名など民族文化を抹殺した統治方式は、統治される側には耐えられないものです。一方で、アジアを植民地化するため列強が争っているという厳しい現実を、当時の大韓帝国は認識すべきだったとは思います。

だからといって、日本の統治が正当化されるものではありません。分断国家ではありながら、戦後の韓国の経済発展、その後の民主化の流れを考えれば、独自の力で近代化する潜在力はあったのではないでしょうか。

日韓で歴史教科書問題が政治問題化した2001年、駐日大使として町村信孝文部科学相とやり合いました。1910年の日韓併合に賛成した韓国人もいたとの議論が日本側からありましたが、彼らは韓国では売国奴と指弾されています。教科書を通じ祖国愛を育むことは重要ですが、隣国への配慮も必要です。普遍的概念である祖国愛と、隣国へのの配慮のバランスを図るリーダーシップが必要です。

（日本の統治は太平洋戦争の敗戦で破綻した）

日本は連続性の強い国です。1500年以上、天皇制という王権が続いたことのない国は他では見当たりません。しかし、連続性にも変化はあります。明治維新は革命というより上からの改革でしたが、敗戦後に連合国軍総司令部（GHQ）が打ち出した民主化措置は、外からの改革だったと言えます。

明治維新からの連続性は、敗戦とGHQによる占領時代に一時停止状態となりました。戦後、日本の平和国家としての歩みは高く評価していますが、軍国主義的な側面が潜在的に残っているのかどうか判然としません。だから憲法改正の動きを注視しているのです。

（98年に金大中大統領が来日し、小渕恵三首相と過去への反省と未来志向の日韓関係をうたった日韓パートナーシップ宣言をまとめた。今年は宣言から20年の節目だ）

65年の日韓国交正常化は、韓国で激しい反対運動が起きましたが、98年の宣言には強い反発は起きませんでした。この違いは重要です。この33年の変化が、日韓関係が進展してきたということを物語っているからです。

宣言の草案づくりに学者として関わりましたが、この宣言を上回る文書をまとめることは、今日でも難しいだろうと自負しています。

この宣言を機に、韓国は日本の大衆文化の段階的開放を進めました。金大統領は国民の約80%が反対という世論を気にしていましたが、私は開放すべきだと提言しました。互いを理解し学び合う過程がないと、互いに尊重する次の段階に進めません。そして、相互尊重がないと外交は成り立ちません。（聞き手は共同通信編集委員・磐村和哉）

歴史問題

同族へも向かう反日意識

消化できぬ独立の過程

植民地時代の「親日行為」を理由に政府から叙勲を剝奪された高麗大学創設者、金性洙の銅像前で、「大学からあなたの痕跡を消したい」などと書かれた横断幕を掲げ、銅像撤去を要求する経学生会のメンバー　－3月8日、ソウル市の高麗大（聯合－共同）

ソウルにある日本大使館の前、従軍慰安婦問題で日本政府の賠償と謝罪を求める「水曜集会」が1992年から毎週開かれている。2011年末には、被害女性を象徴するブロンズ製の少女像が向かいの歩道に設置された。元慰安婦や支援者らが、集会のたびに周りを囲んで日本政府に抗議している。韓国の歴史認識を象徴する場所だ。

世論がつくり出す反日の矛先は、植民地時代、日本に協力した同族にも向けられる。革新系だった盧武鉉政権（03～08年）では、政府の支援を受けた団体が、親日行為者」の名簿を作成、国会では「親日派」子孫の土地などを没収し国有化する法律もできたほどだ。

このような「内に向かう反日」という流れは、「親日派」の子孫が多い保守系から非難されがちな保守系の李明博、朴槿恵両政権では影を潜めていた。それが盧政権と同じ革新系の文在寅政権になって再び台頭し、歴史問題は先鋭化している。

例えば、韓国の名門大、高麗大学の創設者金性洙は、独立運動家として評価され副大統領なども歴任した。ところが文政権は今年2月、日本統治に協力した過去があったとして、1962年に授与した建国功労の勲章を剝奪。学生らは、金性洙の銅像撤去を大学当局に要求してきた。

さらに文政権は済州市で10月に開いた「国際観艦式」を控えて、海上自衛隊の旭日旗の掲揚自粛を要請。日本は参加を取りやめた。戦前、日本の軍旗として使われた旭日旗を「侵略の象徴」とし、掲揚に対し世論の強い反発があったからだ。

この現状について、近現代の日韓関係が専門の崔恵勉・国際韓国研究院院長（90）は、韓国とインドを比べて指摘する。「英国の植民地だったインドは、今日も英国留学組が排斥されず国家運営に関与している。しかし、韓国は過去にさかのぼり遡及する。植民地支配を経て独立したという激変した歴史を、韓国は消化できていない」

この「消化不良」の要因としてよく挙げられるのは、韓国の独立が日本の敗戦でもたらされたという独立過程における主体性の欠如だ。コンプレックスのような感情が、同族の過去をたたす行為に駆り立てるとされる。

来年は日本統治下で起きた最大の反日独立運動「3・1独立運動」から100年の節目を迎える。現代版の3・1運動を展開しようとの動きも市民団体を中心にあるという。明治からの日本との関係を問いただす「近現代の歴史清算」が再設定されることになれば、歴史問題を巡る溝はさらに深まることになる。

ソウルの日本大使館前で1992年から毎週開かれている「水曜集会」。2011年には被害女性を象徴する少女像が設置された　－10月17日（撮影・東慶明、共同）

月1回掲載します

明治150年

崔 相龍 氏

「明治政府は非西洋国家として初めて自分の力で近代国家づくりを成し遂げた点で評価されており、これは誰も否定できないでしょう。・・・」

現代は、地球規模で主権国民国家が形成される世界です。
日本は西欧/中東文明圏の諸国以外の主権国民国家の形成と維持の嚆矢です。

私達 当会は、幕府が、日本開国において、長崎で行った体系的な西洋文明の自然科学と応用科学の導入が、日本の科学と技術の自律的な展開と日本の世界に於ける国民国家としての維持と近代の主権国民国家への展開を可能とした、と理解します。

私達 当会は、皆様に、“養生所/（長崎）医学校等遺跡”“長崎奉行所西役所等遺跡群”“都市長崎遺跡”の保存と活用を、提案し要望します。

―― 長崎 ― the old city and the old harbour ――

日本経済新聞 2018年(平成30年)11月17日(土曜日) 文化 36

文化

博物館の運営 最適解を探る

大阪市で来春、初の地方独法化

人材の長期的育成へ

大阪市立の博物館・美術館5館の運営が来春、指定管理者制度から地方独立行政法人へ移行する。ミュージアムでは全国初の試みだ。一方で指定管理を維持する施設も併存させる。運営形態の最適解を探る大阪市の取り組みに注目が集まる。

独法化するのは大阪歴史博物館、市立美術館、東洋陶磁美術館、自然史博物館、市立科学館。2019年春、市が設置する地方独法「大阪市博物館機構」に運営を移す。理事長にはJR西日本会長の真鍋精志氏が就任。21年度に開設する新美術館も傘下に入る。

「12年間の苦労がやっと実る」。こう語るのは大阪市経済戦略局の高井健司・経営形態担当課長。市では06年、行革の一環で市立の博物館群に指定管理者制度を導入したものの、直後から運営上の問題が指摘されていた。

国立の博物館や美術館が01年以降、独法化したのに対し、公立の博物館は当初、地方独法の対象ではなかった。構造改革特区の適用を2度申請するなど国への働きかけを続け、法令改正で道が開けたのは13年だった。

指定管理の欠点

なぜ地方独法を選ぶのか。指定管理者制度は公的施設に民間ノウハウを導入し、コスト削減とサービス向上を図る狙いで始まった。ただし通常3～5年で契約更新を重ねるため、新規の採用者は原則、有期任用となる。来春独法化する5館でも、計約60人いる学芸員のうち、すでに期限つきの採用が2割弱を占める。

博物館や美術館には、長期的な視点で調査研究や展示企画に取り組む専門家が欠かせないが、指定管理ではそうした人材の確保と育成が難しい。

他の施設と館蔵品を貸し借りしたり、市民から寄託された文化財を管理したりする際、信頼関係を維持する上でも万全とは言いがたい。こうした欠点を埋め、市民のニーズに柔軟に対応できるようになる、というのが独法化のうたい文句だ。

歴史、美術、自然科学と分野の異なるミュージアム群を一体経営する点も注目されている。5館は都心部に集積し、年間入館者数は計200万～250万人と増加傾向にある。「人材やノウハウを共有し、利便性や魅力を高められる」と高井課長は強調する。博物館制度に詳しい京都国立博物館の栗原祐司副館長は「特に博物館経営のプロフェッショナル育成に期待している」と話す。

動物園も博物館法が定める博物館の一種。市が直営する天王寺動物園にも今夏、有識者懇談会が「独法が最適」との結論を出した。来年度に具体案の検討を始める。これも全国で最初の例だ。

ただ市民の目からはすぐにメリットが見えにくいとの指摘もある。移行コストは17～18年度で約1億9千万円。一方で運営費交付金は年16億円前後の見通しで、現状とほぼ変わらない。これに対し、大阪市立大学の吉田隆之准教授（文化政策論）は「指定管理者制度のもとで、既にコスト削減は進んでいる。地方独法化は、過度な効率化に対する揺り戻し改革」とみる。

「独法化が唯一の道ではない」と5館に合流せず、指定管理を続ける博物館もある。大阪城内にある歴史博物館、大阪城天守閣だ。

官民で分業も

天守閣は15年度から大和ハウス工業など5社が共同で指定管理者となり、大阪城公園と一体的に経営しているが、館長ら学芸員5人は市職員の身分で勤務を続けている。学芸部門を指定管理から分離して自治体が直営すれば、地方独法化せずとも指定管理の欠点は補える。北川央館長は「直営、指定管理、地方独法に続く博物館の第4の道」と唱える。同じ方式は島根県をはじめ愛媛県や山梨県が導入している。

大阪城公園では20年の長期契約を結ぶことで計51億円の投資を呼び込み、公園内に飲食物販などの施設を充実。天守閣も、戦国・安土桃山期の武士の文化の紹介に特化した展示が外国人旅行者の人気を集め、17年度の入館者数は全国トップ級の275万人に上った。

大阪市立住まいのミュージアム 大阪くらしの今昔館も、指定管理を維持する。住宅相談などを担う施設内で運営しており「博物館だけ分離するのは難しい」（谷直樹館長）ためだ。こちらも江戸期の町並みを再現した展示がインバウンドの波に乗り、17年度の入館者は約59万人と、17年前の開館時の4倍を超えた。

現在、全国に約4300ある公立博物館のうち約3割が指定管理、他は自治体が直営している。今のところ大阪市以外で独法化の動きはない。複数館の一体運営など大規模でないと独法化は非効率との意見もある。

新たなミュージアム像を探る挑戦に、吉田准教授は「独法化がゴールではない。今後、博物館が文化施策を市に迫るくらいの気概が欲しい」と語る。

（竹内義治）

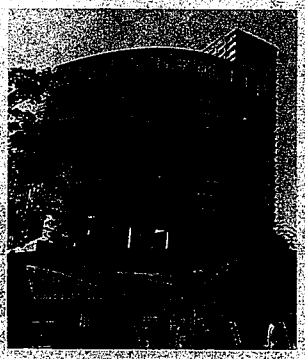

大阪市立科学館（写真左、大阪市北区）や大阪市立東洋陶磁美術館（同）など地方独法では分野の異なる5施設を一体運営する

大阪の市立博物館・美術館

施設名	職員数(うち学芸員)	年間観覧者数(2017年度)
大阪歴史博物館	32(20)	41万人
大阪市立美術館	18(9)	62万人
大阪市立東洋陶磁美術館	9(6)	19万人
大阪市立自然史博物館	22(15)	39万人
大阪市立科学館	24(12)	72万人
大阪城天守閣	32(5)	275万人
大阪市立住まいのミュージアム　大阪くらしの今昔館	45(4)※1	59万人
天王寺動物園	80(39)※2	174万人

(注)※1　一体運営している大阪市立住まい情報センター全体の職員数
※2　天王寺動物公園事務所全体の職員数。カッコ内は獣医・飼育員数

〖新たなミュージアム像を探る挑戦 ～ 大阪市:全国初 ～ 長崎県/長崎市は？〗

「長期的な視点が欠かせない」「歴史、美術、自然科学と分野の異なるミュージアム群を一体経営する」

「・既にコスト削減は進んでいる、・過度な効率化に対する揺り戻し改革」「今後、博物館が文化施策を市に迫るくらいの気概が欲しい」

“・・外国人旅行者の人気を集め・・”“・・インバウンドの波に乗り・・”～視点？～工夫？～正統？

1. 私遺 当会は、現代と未来の人類の存在の基層である“歴史”とその痕跡であり歴史の唯一の具体的な絶対の事実である“遺跡”の現状保存と原状回復と憶測の余地のない再建と公開・整備と活用を、『都市長崎遺跡』及びその要素である『養生所/(長崎)医学校等遺跡』について、皆様に提案し要望しています。 私遺 当会は、都市長崎より経験された人類の事象である日本開国を、地球規模に於いて主権国民国家で形成する現代世界の直接の原点である、と考えています。
2. 私遺 当会は、県庁跡地旧大波止築地遺跡周辺民間地一帯に、遺跡保全を第一義としつつ緑地帯ともし、座敷の文化と日本の伝統的な装いである和服姿の人々の活動発信接待と市民の憩いを主体とする長崎奉行所西役所の再建、大波止遺跡への長崎くんち御旅所の復旧、築地遺跡に迎賓館・能楽堂・レストランの設置/誘致を、現長崎市役所群跡一帯に国立の人文学・哲学・芸術・自然科学総合博物館及び劇場・工房等市民文化蓄積発信施設の一体設置を、西洋文明諸国に於いて、最も広い視野の知見を蓄積する図書館が図書館・博物館・美術館の活動を統括して司令塔であるように、立山地区の長崎県立図書館(又はその長崎本館)に長崎地域の文化行政を有機的に運営する司令塔の役割を、提案し要望しています。

長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

小島養生所時代の遺構

長崎保険組合小島病院の建物基礎（推定）

長崎保険組合小島病院の石列溝（推定）

【2017年（平成29年）長崎市文化観光部文化財課による】

養生所/(長崎)聖学校等遺跡内の養生所病院－小島病院敷地に於ける
長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への
考古学上物証資料からの検証の為の作成図面
2018年(平成30年)1月28日 日曜日 養生所を考える会 代表 池端俊彦

【経緯】
2017年(平成29年) 12月21日 水曜日 長崎市文化観光部文化財課長 大賀克郎様が
当会に『小島養生所(母体胎盤)検出遺構について』
及び『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』を提案
【作成及び改訂】
1 作 成:2018年(平成30年)1月28日 日曜日 養生所を考える会 代表 池端俊彦
2 改訂1:2018年(平成30年)3月19日 月曜日 養生所を考える会 代表 池端俊彦
3 改訂2:2018年(平成30年)8月15日 水曜日 養生所を考える会 代表 池端俊彦
【用紙】
A3

東西方向に曲がっており、養生所建物とは連結していない。

B棟

A棟

A

B

石列溝を埋め槽を埋

石列溝

解体されて駐車場

光用ゴミ置場

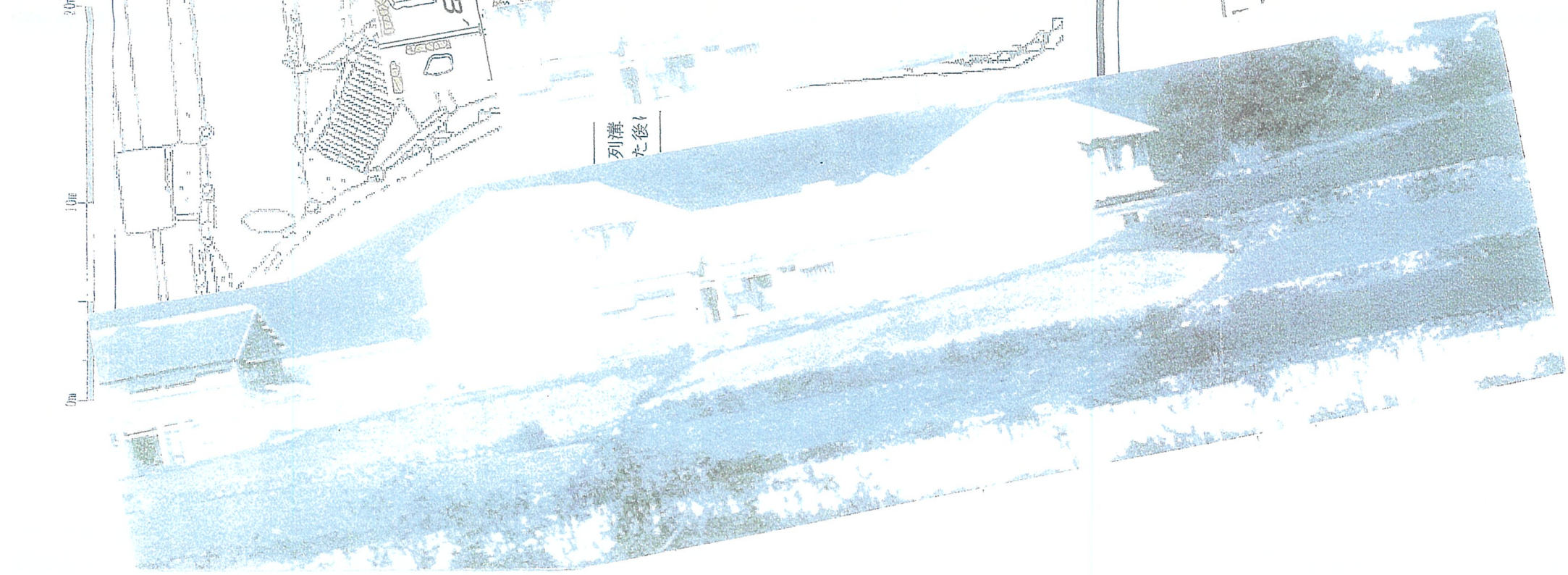

博物館：気概が欲しい 2/2

2018年(平成30年)11月17日 土曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

1. 私達 当会は、“歴史”と“遺跡”より、長崎の現況について、次のように、皆様に提案し要望しています。
(1) 私達 当会は、“歴史”を、現代と未来の人類の存在の基層である［不可視］、“遺跡”を、その痕跡であり歴史の唯一の具体的な絶対の事実である［可視］、“歴史学”を、人類の過去を知ること［不可視］、“考古学”を、その遺跡が何であるか知ること［不可視］と理解する処より、それぞれの相違と特徴に留意し総合する、① “歴史”の研究による歴史上事実の解明と継承、② “遺跡”の調査による遺跡の実態解明と現状保存と時に原状回復と憶測の余地のない再建と公開・活用・整備、の二点の双方を、高い水準で実現し充足することを、皆様に、提案し要望しています。
(2) 私達 当会は、遺跡は、第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する事を、皆様に、提案し要望しています。
(3) 私達 当会は、近世日本の江戸幕府を通して都市長崎に蓄積され世界に経験された人類の事象である日本開国を、地球規模で捉える主権国民国家を主体に構成する現代世界の直接の原点である、と考えて注目しています。
(4) 私達 当会は、現代世界に存する、① この都市長崎の歴史的な構造とその姿である『都市長崎遺跡』、及び、② その主要な構成要素の一つであり、a. 日本の古来より諸国と比較して平等な風土と都市長崎の自治都市としての性格の継承、及び、b. 江戸幕府の日本開国政策としての自然科学の重視、及び、c. 五港開港の一つである長崎開港による居留地等の西洋人による、自由・平等・博愛・民主主義・憲法・自然科学と応用科学技術等新しい西洋文明の基本概念の体系の伝達によって、日本の国民国家の継続と主権国民国家形成の原点である事象の遺跡 ⅰ)近世日本の日本開国政策に係る『長崎海軍伝習/語学伝習/医学伝習/長崎製鉄所等関連遺跡』及び、ⅱ)長崎海軍伝習閉鎖/五港開港後も日本人と西洋人との思想や技術の移転の基盤となった近世日本から近代日本に連続する事象と遺跡である、ア) 養生所ー精得館ー分析窮理所から明治の御一新による長崎府医学校と改称以降の『養生所/(長崎)医学校等遺跡』、イ)『長崎製鉄所/岩瀬道修船架/立神軍艦打建所/三菱社長崎造船所遺跡』、ウ)『小曽根家(本邸・台場・築地)/船大工街遺跡』について、遺跡の調査による遺跡の実態解明と現状保存と原状回復と憶測の余地のない再建と活用・公開・整備を、皆様に、提案し要望しています。
(5) 私達 当会は、長崎地域の“歴史”と“遺跡”について ① 古来よりの日本海域を中心に之を媒体とした交流交易、② 日本の中世から近世へかけての西欧文明と日本文明の接点、③ 日本の近代と現代の日本又は世界、の三点の意義、又、現代の長崎地域に於ける、古代ー中世ー近世ー近代ー現代前期の“歴史”と“文化”と“遺跡”の連続性と、この連続性を断絶する要素を包含する大型又中小の新しい再開発が多発する現況に鑑み、これまでの“歴史”“文化”“遺跡”の連続性に対立せず親和し且つ伸展する現代の都市長崎の姿として『長崎歴史文化都市構想』を構想し、皆様に提案し要望しています。

2. 私達 当会は、当会の『長崎歴史文化都市構想』で、旧市街の構想として、次の要件を包含しています。
(1) 長崎奉行所西役所等遺跡群(西役所等遺跡・大波止遺跡・築地遺跡:県庁跡地一帯)と一帯について、遺跡保全を第一義としつつ緑地帯ともし、和の空間として、日本の伝統的な装いである和服姿の人々の活動発信接待と市民の憩いを主体とする長崎奉行所西役所の再建、大波止遺跡への長崎くんち御旅所の復旧、築地遺跡に迎賓館・能楽堂・レストランの設置/誘致を、皆様に、提案し要望しています。
(2) 現長崎市役所群長崎県勤労福祉会館長崎地区労働福祉会館・一部民間地一帯に、遺跡保全を第一義としつつ緑地帯ともし、国立の人文学・哲学・芸術・自然科学総合博物館及び劇場・写真美術館・各種スタジオ工房等動的な市民文化蓄積発信施設及び勤労福祉会館/長崎地区労働福祉会館の一体設置を(長崎市役所本館一帯を中心として、長か崎の丘の東麓魚の町方面から桜町へ国道34号線を挟んで凱旋門型に)、皆様に、提案し要望しています。
(3) 長崎市公会堂跡地を、現在の遺跡発掘調査で明らかな、西に傾斜した段丘状の“土地の造形”(土地の造成・石垣・石段・水路等の痕跡)をそのままに場合によっては盛土等により保護して、現状保存・整備・公開し、歴史的な都市長崎築造の構造を示す市民広場として構成し(仮称主題～“シーボルト/秋帆/乾堂/海舟/良順/石五郎/ポンペ/フルベッキ/竜馬/弥太郎/才助/象二郎が歩いた都市長崎” 等)、又、従来より拡張した長崎くんち広場/催事場ともする事を、皆様に、提案し要望しています。
(4) 養生所/(長崎)医学校等遺跡について、① 第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する、② 長崎市立仁田佐古小学校は過去に当該建設用地として検討されて現存する旧長崎市立仁田小学校地等に建設する、③ 意図的破壊に対する原状回復と“土地の造形”の憶測の余地のない再建により遺跡整備する、事を、皆様に、提案し要望しています。
(5) 西洋文明諸国に於いて、図書館・博物館・美術館の伝統的な蓄積型都市機能施設のうち最も広い視野の知見を蓄積する図書館が、図書館・博物館・美術館の活動を統括して司令塔であるように、立山地区の長崎県立図書館(又はその長崎本館)に長崎地域の文化行政を有機的に統括し運営する司令塔の役割を設定する事を、皆様に、提案し要望しています。

3. 私達 当会は、当会の『長崎歴史文化都市構想』で、新市街の構想として、次の要件を包含します。
私達 当会は、浦上川河口東岸再開発地区について、之を行政機能及び経済活動の効率とコンパクトシティに対応する公共居住と利便を集積する区域と位置付けて社会に明らかにし、新しく建設する長崎市役所を、長崎県庁が設置されている当該区域に設置する事を、皆様に、提案し要望しています。

[長崎市は、只、長崎市ではありません。長崎県都です。日本の県都に相応しい格調とは何でしょうか。
その地に生活する人々の存在に根ざした、何者にも冒され難い、自ずから凛然とした存在感かもしれません。]

(　― the old city and the old harbour ―　　東洋の真珠　　都市長崎遺跡　)

2018年(平成30年)11月2日 金曜日

皆様

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡

[長崎市との養生所/(長崎)医学校等遺跡取扱いに関する情報交換-打合せの実施]

ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー

下記の通り、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱に付、長崎市と情報交換-打合せを行いますので、連絡します。

記

日時:2018年(平成30年)11月8日 木曜日 18:00～(1時間～1時間30分程度)
場所:長崎市役所 四階 長崎市教育委員会教育総務部施設課
出席者:
長崎市教育委員会教育総務部施設課 西原課長他
長崎市文化観光部文化財課
長崎市まちづくり部建築課
養生所を考える会 池知和恭、相川忠臣
主題:
1. 遺跡の養生所域(旧長崎市立佐古小学校南敷地等)の取扱いについて
(1) 当該敷地遺跡未調査部分の発掘調査依頼 (養生所を考える会より)
2018年(平成30年)10月29日(月曜日)地区居住者より当該南敷地南部大楠を切断した旨情報の提供があった。大楠の切断により、根の掘削除去が想定される。
・2018年(平成30年)10月31日(水曜日)養生所を考える会池知和恭より施設課西原課長に発掘調査以前の掘削を回避し一帯を発掘調査するよう電話で申し入れた。
・同時に、以前より、申し入れている当該南敷地西部に痕跡が想定できる井戸の一帯について再度発掘調査を申し入れた。
① 当該大楠位置は、古写真検討より江戸期の養生所敷地境界付近にあたり、遺跡として重要である。一帯が未発掘調査である。
江戸期の養生所地面位置/敷地境界線等実態にかかる調査である。
② 当該南敷地西部石垣付近には、明治期以降に作成された『長崎黴毒病院図面』に記載される井戸の痕跡の存在が想定される。地域居住者より昭和32年頃まで「小島病院」敷地内の一帯に井戸があった旨聞いている。井戸は、養生所時代に遡る可能性があり、給水に係る施設として重要である。一帯が未発掘調査である。
一帯は江戸期より養生所の運営区域であり後、明治期以降に長崎梅毒病院～小島病院～長崎市立佐古小学校(南校舎～体育館)の建物建築敷地等となり盛土された履歴と推定できる。
江戸期の養生所施設の可能性及び地面その後の推移にかかる調査である。
・以上、養生所を考える会より面会の上で発掘調査の申入れを行う。
(2) 小学校施設開発仕様・遺跡との取合いの説明 等
① 小学校施設開発仕様の説明 (建築課:体育館棟/駐車場その他従属施設)
② 養生所連結棟遺構と考える理由の提示 (養生所を考える会) と小島病院遺構とする根拠の提示 (長崎市)

2. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いに関する質問等 (養生所を考える会より)
(1) 遺跡の範囲(江戸期)とする理由の確認 (養生所を考える会・長崎市)
(2) 以前から懸案となっていて実施されていない養生所を考える会と長崎市の養生所/(長崎)医学校等遺跡の実態への"見解の相違"の擦り合わせの実施への調整 等 (養生所を考える会・長崎市)

3. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の土壌汚染と実態調査についての確認
(1)『長崎黴毒病院図面』と古写真の画像との相違について (養生所を考える会)
(2) 自主調査の検体の採取の場所(位置と深さ)の選定経緯の確認 (養生所を考える会・長崎市)
等

以上

養生所/(長崎)医学校等遺跡、病院区域の土地と建物の変遷の推定

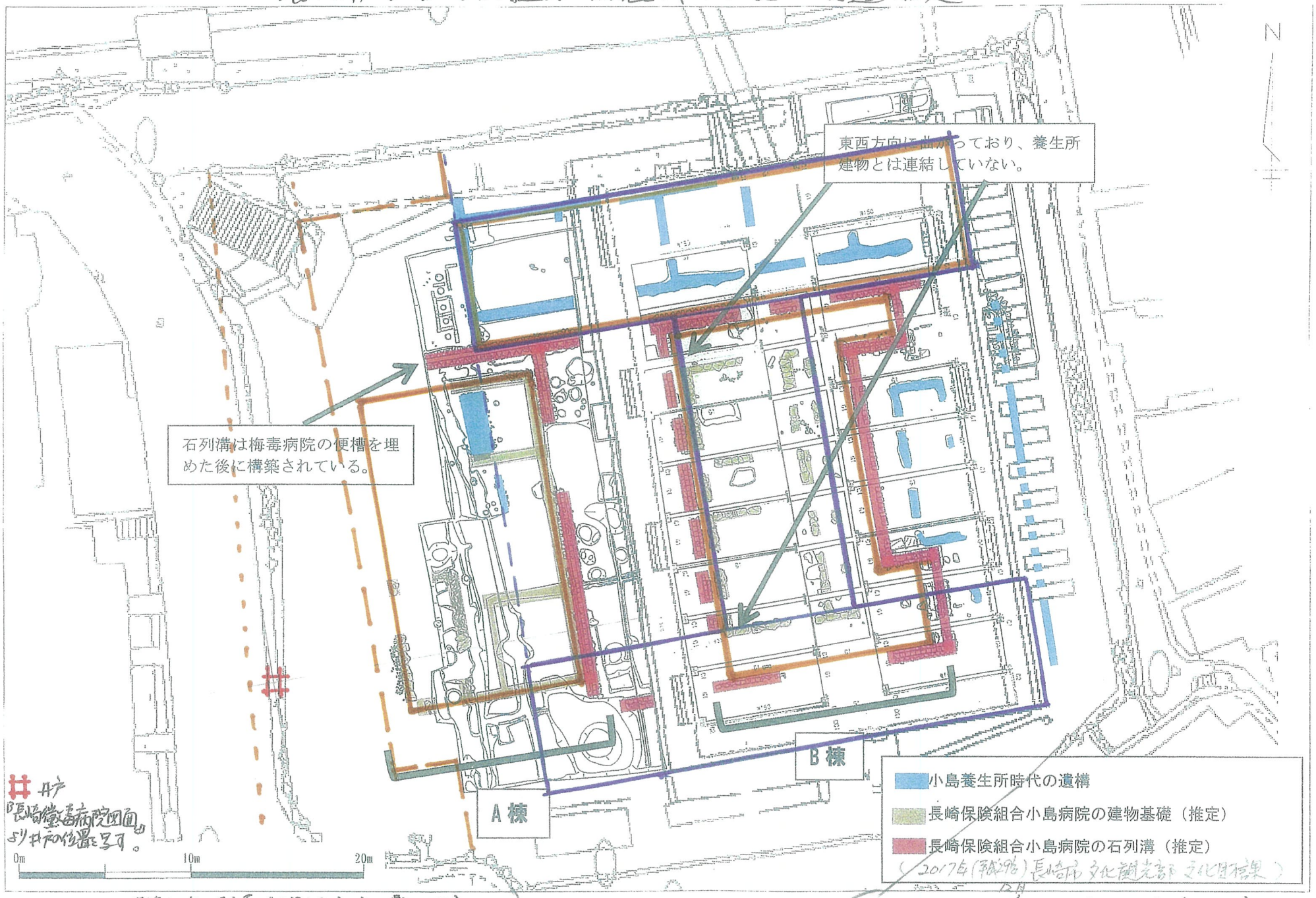

明治40年 県立長崎娼妓病院の建物の推定
明治40年 県立長崎娼妓病院の敷地の推定
昭和11年 長崎保健組合小島病院の敷地の推定

長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

養生所の病院の建物の推定
2018年(平成30年)5月31日(木曜日) 養生所を考える会代表 池光和孝

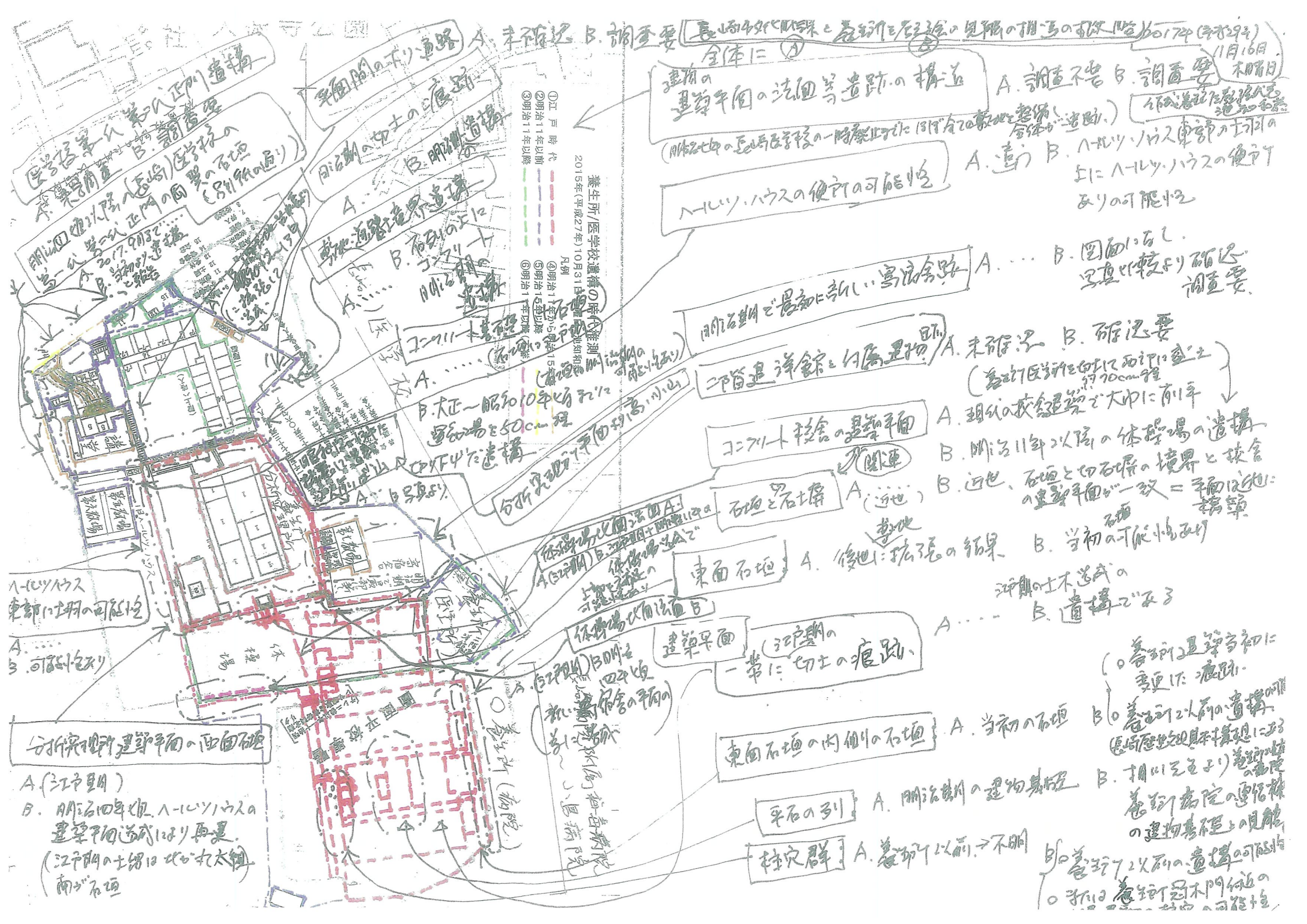
養生所/医学校遺構の時代推測
2015年(平成27年)10月31日
凡例
①江戸時代
②明治11年以前
③明治11年以降
④明治11年から遅くとも15年
⑤明治15年以降
⑥明治17年以降
全体に
建物の
建築平面の法面等遺跡の構造
A. 調査不要 B. 調査要
ヘールツ・ハウスの便所の可能性
A. 違う B. ヘールツ・ハウス東部の土羽の上にヘールツ・ハウスの便所ありの可能性
明治期で最初に新しい寄宿舎跡
A. …… B. 図面になし 写真と較より確認調査要
コンクリート基礎
A. 未確認 B. 確認要
コンクリート校舎の建築平面
A. 現代の校舎建築で大中に削平
B. 明治11年以降の体操場の遺構
石垣と石垣
A. (近世) B. 近世、石垣と切石塀の境界と校舎の建築平面が一致 = 平面は近世に構築
東面石垣
A. 後世に拡張の結果 B. 当初の石垣の可能性あり
建築平面
一帯に切土の痕跡
A. …… B. 江戸期の土木造成の遺構である
東面石垣の内側の石垣
A. 当初の石垣
B. ○養生所以前の遺構の可能性 (恵崎歴史文規基本計画による)
○養生所建築当初に変更した痕跡
平石の列
A. 明治期の建物基礎
B. 明治元年より養生所病院の建物基礎の可能性
柱穴群
A. 養生所以前 → 不明
B. ○養生所以前の遺構の可能性
○新しい養生所冠木門位置の可能性
分析実測所建築平面の西面石垣
A. (江戸期)
B. 明治四年頃 ヘールツハウスの建築平面造成により再更 (江戸期の土塁は比較的大規模 南が石垣)
ヘールツハウス東部に土羽の可能性
A. ……
B. 可能性あり
体操場
分析実測所建築平面
A. (江戸期) B. 明治四年頃 新しい寄宿舎の平面の形状 (新しい寄宿舎)
体操場北面法面 A. (江戸期) B. 明治四年頃 新しい寄宿舎の平面の形状
体操場北面法面 B
体操場北面法面 A
1月16日 木曜日

（長崎）医学校遺構（正門両翼石垣）及び関連遺構（石垣）の築造年代推測

（旧長崎市立伯馬小学校 伏敷地 北西部）

2017年（平成29年）8月20日 日曜日

養生所三紋会代表 池知和恭

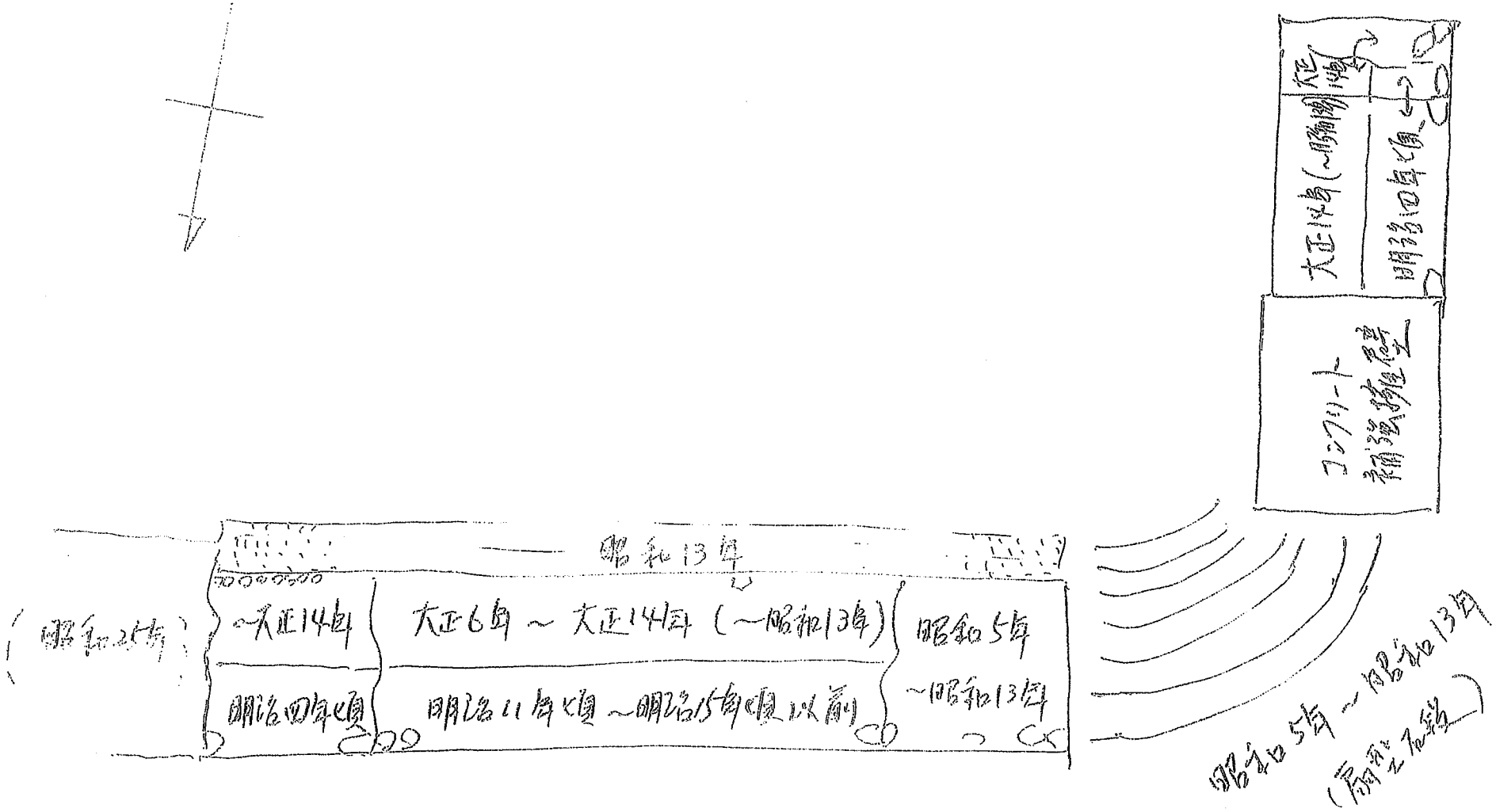

長崎港毒瓦斯図面

41

明治36年12月撮影

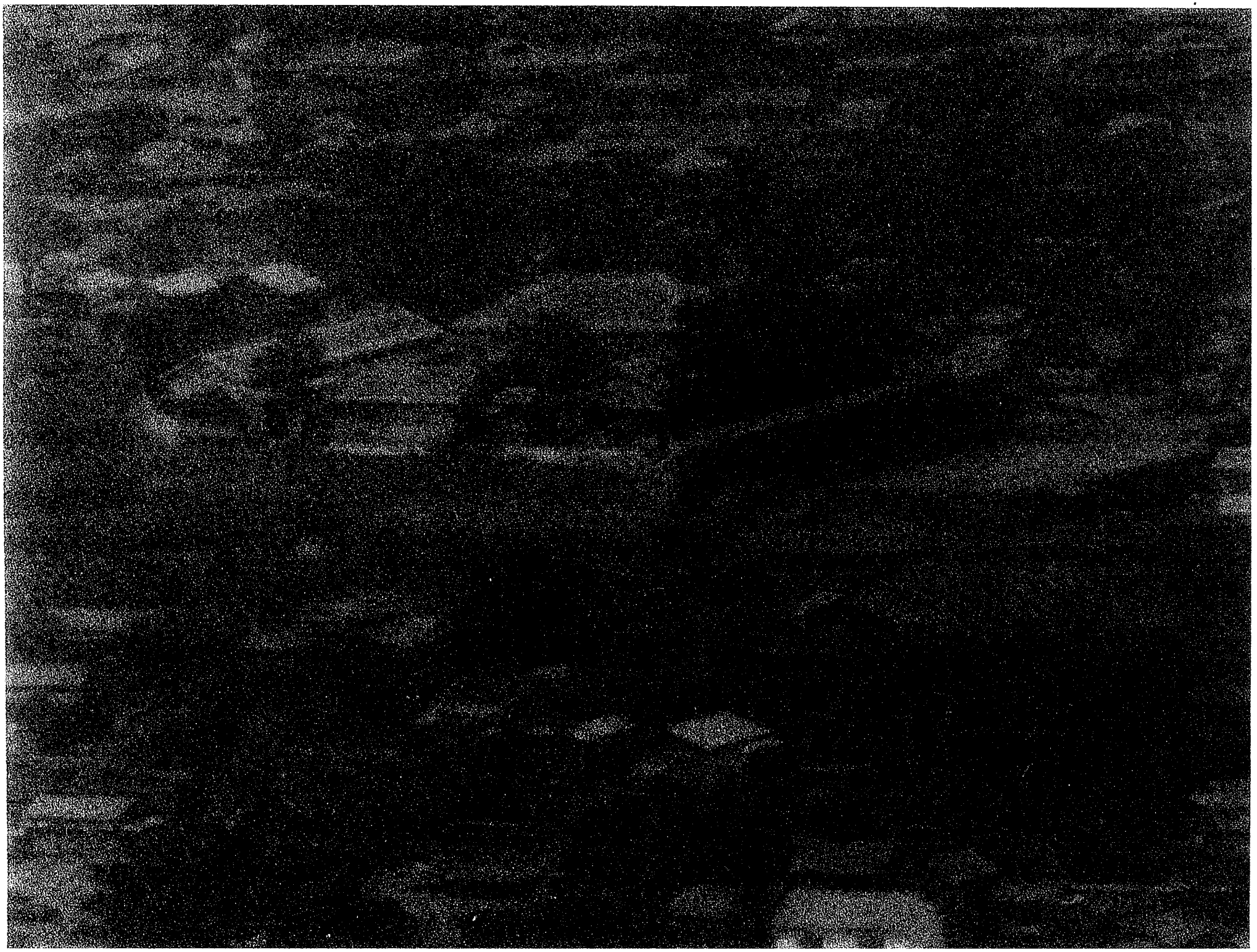

2877

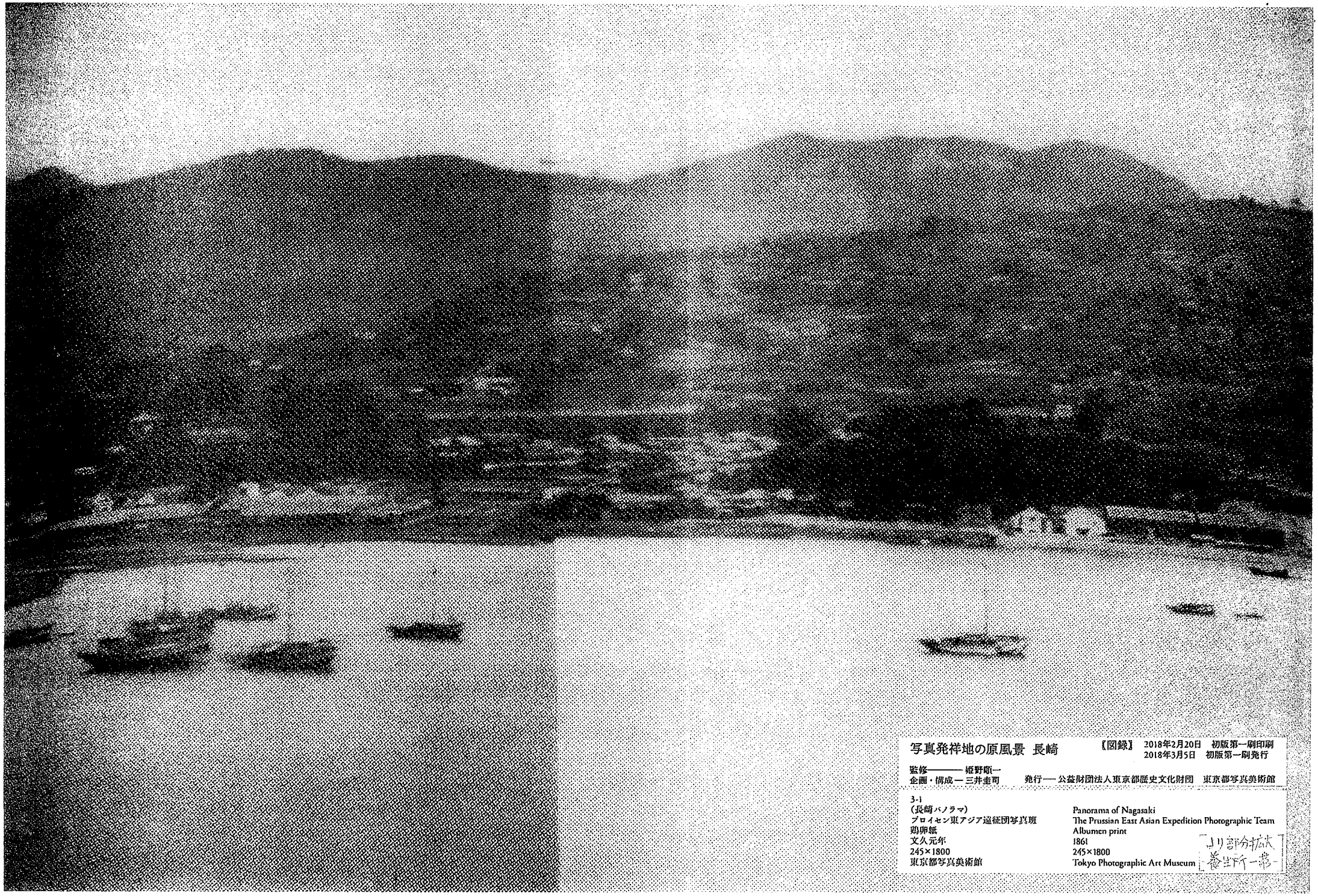

写真発祥地の原風景 長崎

【図録】 2018年2月20日 初版第一刷印刷
2018年3月5日 初版第一刷発行

監修――― 姫野順一
企画・構成 ― 三井圭司　　発行 ― 公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館

3-1
(長崎パノラマ)
プロイセン東アジア遠征団写真班
鶏卵紙
文久元年
245×1800
東京都写真美術館

Panorama of Nagasaki
The Prussian East Asian Expedition Photographic Team
Albumen print
1861
245×1800
Tokyo Photographic Art Museum

[より部分拡大 養生所一帯]

[大徳寺一帯]　[養生所(病院)建築物跡]　[唐人屋敷跡]　2018年(平成30年)7月18日 日曜日 養生所 [illegible] 池知和恭 [仁田頭]

養生所/(長崎)医学校等遺跡について

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1 養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表 及び 当該掲載写真

2 長崎病院遺跡に関係する古写真一覧表 及び 当該掲載写真

2018年(平成30年)5月31日 木曜日

作成者

〒852-8127
長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 電　　話 [redacted]
携帯電話 [redacted]

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

番号 YI	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 要件と図像の変化と留意点
1	『稲佐山から見た長崎鳥瞰』	長崎港 長崎市街 精得館	モノクローム	290×240	撮影者未詳	ボードインコレクション(1)	慶応元年(1865年)頃	長崎	稲佐山 中腹	東南	長崎大学附属図書館	6165	121-15-0	1864年	写真6158と近い時期か
2	『長崎鳥瞰』	長崎市街・精得館	モノクローム	291×206	A.F.ボードイン	ボードインコレクション(1)	慶応元年(1865年)頃	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	6158	121-8-0	1865年頃	分析窮理所南に小屋が見えます。 医学所の西面の壁が黒く見えます。 分析窮理所の破風は白です。
3	『小島付近墓地からの市街地』	長崎市街・精得館	モノクローム	289×213	F.ベアト	F.ベアト	慶応元年(1865年)以降	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	1292	28-27-0	1864年	分析窮理所南に小屋が見えます。 医学所の西面の壁が明るい階調に見えます。
4	『長崎のパノラマ(10)』	長崎市街・精得館	モノクローム着彩	856×157	未詳	ボードインコレクション(5)	慶応元年(1865年)以降	長崎	東山手の丘	東東北	長崎大学附属図書館	6678	24-351-0	1865年	分析窮理所南の小屋が撤去され、解剖室建屋が付加されています。 医学所の西面の壁が明るい階調に見えます。
5	*精得館病院冠木門前の学生達*	精得館病院冠木門付近 緒方惟準他学生達	モノクローム	—	—	—	慶応元年(1865年)以降	長崎	精得館病院冠木門西	北東	Prof. Harmen Beukersの提供	—	—	—	精得館病院冠木門北の建物西面の窓の様子は長崎大学目録番号6678の写真の様子と似ています。
6	『養生所の写真』精得館構内	精得館(医学所・病院) 仁田頭	モノクローム	—	—	『松香遺稿』(『松香私志』) 長崎談叢第六十六輯	慶応年間(1865-68年)	長崎	精得館の分析窮理所屋上の気象観測所	南	—	—	—	—	左長崎談叢背木記事:*Acta Medica Nagasakiencia. Vol.2 No.1.p.1-4,1940-1941.「長崎における最初の国立医学教育施設の設立」高木純五郎 第1図* 病院冠木門南の建物西面に高窓状構造物が増設。
7	『小島養生所と長崎市街地(2)』	精得館・長崎市街	モノクローム	202×173	F.ベアト	F.ベアト等アルバム	慶応年間(1865-68年)	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	5383	104-20-0	1865年頃	医学所冠木門北の建物西面の窓下に構造物が付加され、解剖室に勝手口を設置。 医学所の西面の壁がやや暗い階調に見えます。 分析窮理所の破風に大きめの斑点が見えます。
8	*『A.F.ボードイン博士と長崎の医学生たち』*	A.F.ボードイン 吉雄圭斎 と緒方惟準、松本銓太郎、学生達	モノクローム	230×140	A.F.ボードイン	ボードインの焼損写真集	慶応四年(1868年)初以前	長崎	(精得館の病院内庭)	(北)	長崎大学附属図書館	7238	136-45-0	1865年頃	◎文久二年(1862年)ボードインは来崎 ◎慶応四年初ボードインは大坂に向かいます。 背景建物は精得館の建物ではないと考えられます。 ボードインの居宅でしょうか。位置は、居留地、出島、精得館周辺の洋館の可能性がありそうです。
9	『長崎医学校』	長崎県病院医学校 長崎市街	モノクローム	86×59	(上野彦馬)	ポッターアルバム	明治三年(1870年)頃 明治元年庁人民設給分開始伏 明治三年庁人民設消失以前か	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	7152	135-32-0	1875年	◎明治三年ヘールツは出島に住所があります。 医学校東部に新しい寄宿舎、西部に平屋建洋館(ヘールツの居宅の蓋然性が高い)、病院冠木門南に単立の二階屋が設置されています。 養生所病院西面壁、医学所西面壁、旧分析窮理所破風が黒く見えます。
10	*『長崎医学校の学生たち』*	マンスフェルト レウエン・ヘールツ 長与専斎と学生達	モノクローム	295×220	(上野彦馬)	マンスフェルトアルバム	(明治三年から明治四年(1871年)初)	長崎	(長崎県病院医学校の病院内庭)	(東)	長崎大学附属図書館	M048	M-48-0	1871年頃	長崎県病院医学校の病院の玄関前で撮影された可能性がありますが、出島等他の場所で撮影された可能性もあります。
11	『長崎の病院』	長崎医学校/第六大学校醫学部/第五大学校醫学部/長崎医学校の病院の南病棟	モノクローム	149×77	(マンスフェルト)	マンスフェルトアルバム	明治7年(1874年)以前	長崎	仁田頭	北	長崎大学附属図書館	M005	M-5-0	1871年頃	病院南病棟西部屋根に旧冠木門北に設置された単立の二階屋が南の切妻を見せて連結、旧分析窮理所西の屋根に建屋が連結されています。
12	『分析究理所』	ヘールツ 分析窮理所構内	モノクローム	163×178	(マンスフェルト)	マンスフェルトアルバム	明治7年(1874年)以前	長崎	分析窮理所敷地西南部	北	長崎大学附属図書館	M010	M-10-0	1871年頃	◎明治7年ヘールツは東上します。 旧分析窮理所西より屋根に登る梯子が設置されています。背景に北寄宿舎が見えます。
13	『小島養生所と長崎市街地(1)』	長崎病院 又は長崎病院医学教場 長崎市街	モノクローム	266×195	上野彦馬	上野彦馬アルバム	明治7年以降明治11年(1878年)以前	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	5306	102-12-0	年代未詳	明治11年1月8日長崎病院医学教場を長崎醫学校とします。病院南棟と北棟間西部旧冠木門付近に一体に連結された二階屋を設置。旧医学所を改築、明治11年以前の図面、明治11年以後の図面を参照方。
14	『小島からの長崎医学校と唐人屋敷』	長崎病院 又は長崎病院医学教場 長崎市街	モノクローム	275×214	(上野彦馬)	—	明治7年以降明治11年(1878年)以前	長崎	小島の最初の丘(雷ヶ丘)の頂部を西へ下る	西西北	長崎大学附属図書館	6066	118-40-0	1874頃	病院東部の建屋配置は写真M005と同一です。旧分析窮理所の煙突を喪失。北部の寄宿舎が確認できません。
15	『小島養生所と長崎市街地(3)』	長崎病院 又は長崎病院医学教場 長崎市街	モノクローム	270×208	撮影者未詳	—	↑ 明治7年9月24日立山に官立長崎西洋学校を設立	長崎	↑	西西北	長崎大学附属図書館	6128	120-18-0	年代未詳	写真6066と同一写真
16	『公文附属の図・二三九号長崎県下佐古墳墓写真 合葬墓遠景之図』	佐古墳墓/梅毒病院 甲種県立長崎醫学校 長崎市街	モノクローム	—	—	—	明治16年(1883年)12月	長崎	午砲の山 中腹低部	北	国立公文書館	国立公文書館 附A00239100 003 本館		—	明治14年旧病院を改築して長崎病院附属梅毒病院を開設、明治15年長崎病院より独立します。北棟二階建のまま、南棟平屋建に改築の二棟構成か。旧医学所及び東寄宿舎撤去、北二棟曲屋形寄宿舎新設。
17	『高野平からの小島山手遠望』	長崎市街 第五高等中学校医学部 長崎梅毒病院	モノクローム着彩	259×205	撮影者未詳	—	明治22年(1865年)以降明治24年頃迄	長崎	風頭山付近か(未確認)	西西北	長崎大学附属図書館	2871	58-11-0	年代未詳	明治22年長崎梅毒病院改築が竣工。病院で北病棟が平屋建、北病棟東端の厠と敷地東北隅の小屋を喪失、南病棟の西1/3程を短縮、南北病棟間内庭に寄棟二階建洋館が新設、視認不能だが西部に平屋建洋館新設及び北病棟短縮の可能性(本紙整理番号33)。病院敷地北面と東面を削減し西面を拡張し又井戸を敷地内に取込んだ可能性、敷地東面石垣高は写真6066と比較して縮小し根石は水平か、敷地東北隅の石垣上部に傾斜切欠と其中央に階段が見える様。医学校南部に体操場を、同正門東に小型建物を視認。他は明治15年現在の図面を参照方。

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

番号 YI	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 要件と図像の変化と留意点
18	図3『甲種長崎医学校正門と校務室(階下)および新講堂(階上)』	甲種長崎医学校正門と校務室(階下)および新講堂(階上)	モノクローム	—	—	長崎誤盗 第六十九報 昭和五十七年十二月二十日発行「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と仮立長崎病院」青木義男 P140	—	長崎	長崎医学校又は分教場正門北西路上	東南	—	—	—	—	『佐古分校』と同じ写真ですが、トリミングが異なり画質が劣ります。 附記からすると甲種長崎医学校時代に撮影された可能性がありますが不明です。
19	『佐古分校』	第五高等中学校医学部 第五高等学校医学部等 分教場 正門一帯	モノクローム	—	—	長崎医学専門学校 大正6年(1917年) 卒業アルバム	明治22年(1865年)以降明治35年頃迄	長崎	分教場北隣接道路上	東南	—	—	—	—	当該写真は、大正期の小学校卒業写真と比較し、旧医学校講堂棟に損傷が少ない為、明治期の分教場時代の写真と推測します。 正門手前道路は石畳等で全面舗装されていません。
20	『第一回卒業生 尋常科 高等科 明治四十四年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	卒業記念写真 佐古小アルバム	明治44年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。
21	『第二回卒業生 尋常科 高等科 明治四十五年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	卒業記念写真 佐古小アルバム	明治44年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。 向かって左の後方に平屋建の北病棟と南北病棟間の内庭中央の寄棟屋根二階建洋館が見えます。
22	『大正元年十一月 現在職員』	長崎市佐古尋常高等小学校 現在職員 旧医学校新講堂建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正元年11月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧甲種長崎医学校の新講堂玄関を背景に選択。 玄関前面に半円形三段程の石段が見えます、中央は天板付二石材、両側は天板なし一石材です。
23	『第四回卒業生 大正三年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正3年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。 当時の敷地東部境界線付近の様子がわかります、敷地東方は旧分析究理所建築平面よりやや高いようです。
24	『第十一回卒業生 大正十年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧医学校新講堂建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正10年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧甲種長崎医学校の新講堂玄関を背景に選択。 玄関両罠とその庇は応急修理と推測します。玄関前面に半円形三段の石段が見えます、向かって左側は天板なし一石材。西部に石造練塀が見えます。
25	『第十二回卒業生 大正十一年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正11年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。 向かって左後方の病院の寄棟屋根二階建洋館の壁が黒くなっています。 敷地東方は当時の地図に養鶏場とあります。
26	『第十二回卒業生 大正十一年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧医学校新講堂建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正11年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	西南	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧甲種長崎医学校の新講堂玄関を背景に選択。 旧新講堂建物の基礎や建物南部の附属施設を視認(ヘールツ・ハウス附属施設遺構の可能性)。建物北東部に礫の構造物、建物一帯の排水の為に斜面を形成したと推測、排水溝が橋築されるのはさらに後世か。
27	『大正14年の様子』 ～鉄筋コンクリート3階建校舎竣工～ ～現在のプールの場所です～	長崎市立佐古小学校 大正14年竣工の鉄筋コンクリート3階建校舎	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	大正14年か	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北北東	—	—	—	—	大正14年3月31日鉄筋コンクリート三階建校舎竣工(建坪286坪余)。 新築当時か。 建物南に隣接する地面が築造後間もないと見える。
28	『大正14年の校舎』 手前はトイレ	長崎市立佐古小学校 大正14年竣工の鉄筋コンクリート3階建校舎とその南部のトイレ	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	大正14年か	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	南南西	—	—	—	—	大正14年3月31日鉄筋コンクリート三階建校舎竣工(建坪286坪余)。 新築当時か。 西部に柵が見えます。
29	『1865年建築の分析究理所の近影』	旧分析究理所建物一帯	モノクローム	—	(高木教授)	長崎誤盗 第六十六報 昭和五十七年十一月十五日発行「長崎医科大学諸教授の医学史と洋学伝来史に関する欧文論文」青木義男訳注	大正14年以降昭和10年3月以前(昭和6年以降か)	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南東	—	—	—	—	大正14年12月25日高低二段の運動場の改修及び竣工。 左長崎誤盗青木記事:*Acta Medica Nagasakiencia. Vol.2 No.1.p.1-4,1940-1941.「長崎における最初の国立医学教育施設の設立」高木純五郎 第3図* 運動場平面切下げ、分析究理所後背に明治40年-大正8年に完成の木造二階建校舎。昭和6年以前か。
30	『第二十五回尋常科卒業生 昭和十年三月』	尋常科卒業生 大正十三年竣工の鉄筋コンクリート三階建校舎	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和10年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	旧分析窮理所北石垣斜面に手摺設置。(本紙整理番号29の旗竿は設置されてないと見える。)
31	『現佐古小學校校舎一部 元分析窮理所(平屋百二十坪) (昭和十一年三月十一日長崎要塞司令部検閲済)』	旧分析究理所建物	モノクローム	—	—	絵葉書 佐古小写真群	昭和6年以降昭和11年3月以前	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南東	—	—	—	—	昭和6年5月21日校舎(206坪その他水洗便所1棟)竣工し、理科、手工、音楽、戯曲図画家事の特別教室新設。 旧分析窮理所建物北西至近距離に旗竿設置。
32	『西洋醫學發祥地遺跡(現長崎保健組合小島病院)』	現長崎保健組合 小島病院	モノクローム	—	—	昭和十一年長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 第六十二図版	昭和11年以前	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校舎	東南	—	—	—	—	小島病院西に隣接する道路は石畳であったと聞く。現在の長崎市道稲田町館内町1号線の東部は舗装されておらず、西部から東部へ未舗装部分に高低差あり。北面石垣西部根石付近石垣は作行が相違。
33	『西洋醫學發祥地構内記念碑(其の一)』	長崎保健組合 小島病院 敷地内 『養生所趾』記念碑	モノクローム	—	—	昭和十一年長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 第六十三図版	昭和11年以前	長崎	長崎保健組合 小島病院 敷地内	北北西	—	—	—	—	整理番号33:長崎誤盗青木義男訳注記事に掲載の *Acta Medica Nagasakiencia. Vol.2 No.1.p.1-4,1940-1941.「長崎における最初の国立医学教育施設の設立」高木純五郎 第4図* 上:林 郁彦学長揮毫、上左:Pompe v.M.の像、上右:松本良順の像、下:Pompe v.M.『日本における5年』の挿絵病院全景、片面:オランダ大使J.C.Pabstの詩。 注(13)現在の佐古小学校別棟の地、石段を昇ったすぐ左手にあった。後方には当時この碑のすぐ裏手まで木造校舎が延びていた。この碑は昭和三十二年長大医学部構内に移され、代りに原碑のブロンズ中最も意義が深い林学長揮毫「養生所趾」を主体にした新記念碑が、場所を変え、同校本棟運動場に面する玄関付近に設置された。
34	『西洋醫學發祥地構内記念碑(其の二)』	長崎保健組合 小島病院 敷地内 『養生所趾』記念碑	モノクローム	—	—	昭和十一年長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 第六十四図版	昭和11年以前	長崎	長崎保健組合 小島病院 敷地内	北西	—	—	—	—	
35	『養生所の記念碑』	小島病院 敷地内 『養生所趾』記念碑	モノクローム	—	(高木教授)	長崎誤盗 第六十六報 昭和五十七年十一月十五日発行「長崎医科大学諸教授の医学史と洋学伝来史に関する欧文論文」青木義男訳注	昭和11年以降昭和15年以前	長崎	小島病院 敷地内	北	—	—	—	—	

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

番号 YI	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 要件と図像の変化と留意点
36	『縣立高女専攻科生 昭和十四年一月』	教員と縣立高女専攻卒業生 旧分析窮理所建物 昭和6年竣工校舎 東部拡張した運動場	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和14年1月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和14年1月5日運動場拡張工事完了(317坪)。背景に、旧分析窮理所建物、昭和6年竣工の特別教室等校舎、昭和14年に東部を拡張した運動場、が見えます。
37	『昭和十六年三月 清水校長ト校舎』	清水校長、長崎市佐古尋常高等小学校 構内 旧分析窮理所建物、鉄筋コンクリート三階建校舎	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和16年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	北	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和16年4月1日長崎市佐古国民学校となる。
38	『二三年生』	長崎市立佐古小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	(昭和23年)	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	西北	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和22年4月1日長崎市立佐古小学校となる。 旧精得館の分析窮理所建物の窓ガラスが複数破損しています。
39	『旧職員室 昭和二十五年六月二十一日 解体』(二葉)	長崎市立佐古小学校 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和25年6月21日	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北 北西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和25年6月20日文久元年幕府医官松本良順、蘭医ポンペの設立になる養生所の旧職員室解体工事着手。
40	『旧職員室 昭和二十五年六月二十一日 解体』(左上)	長崎市立佐古小学校 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和25年6月21日	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	旧精得館の分析窮理所建物の多数の破損した窓ガラスが木の板でふさがれています。
41	『旧職員室 昭和二十五年六月二十一日 解体』(右下)	長崎市立佐古小学校 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和25年6月21日	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	旧精得館の分析窮理所建物の入母屋屋根の北東隅端部が破損しています。
42	昭和31年(創立50周年) 『吉岡実雄氏寄贈の二宮尊徳像』	長崎市立佐古小学校 二宮尊徳像、木造二階建校舎玄関付近 昭和6年竣工木造校舎	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	昭和31年	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北	—	—	—	—	明治40年から大正8年に築造増築された木造二階建校舎の玄関付近、当該玄関付近に設置された二宮尊徳像、背景に昭和6年竣工の木造校舎が見えます。
43	『昭和四十年頃 佐古小学校』(三葉)	長崎市立佐古小学校	モノクローム	—	—	佐古小写真群	昭和40年頃	長崎	①東山手の丘 ②佐古小 鉄筋コンクリート三階建校舎 ③佐古小 校庭	東北 東南 南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和25年10月5日運動場拡張工事完工。昭和32年3月1日南校舎の敷地に鉄筋二階建校舎(6教室及び講堂)落成、落成式並びに創立50年式典挙行。昭和45年11月22日木造校舎中央部解体、昭和46年3月31日改築コンクリート二階建完了。昭和48年8月21日木造校舎2教室取り壊し校舎改築工事開始、昭和49年3月30日鉄筋コンクリート校舎建築工事完了。
44	『昭和40年頃』	長崎市立佐古小学校 全景	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	昭和40年頃	長崎	長崎市立佐古小学校 鉄筋校舎北塔上	東南	—	—	—	—	『昭和四十年頃 佐古小学校』(三葉)中段 ② と同一の写真である可能性があります。
45	『昭和40年頃』	長崎市立佐古小学校 近景	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	昭和40年頃	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	南	—	—	—	—	庁務員舎東部が増築されています。
46	佐古小アルバム (六冊)	佐古小アルバム	カラーポジ	原版 24×36	池知和恭	記念写真 佐古小アルバム	平成24年(2012年)10月30日火曜日	長崎	長崎市立佐古小学校 校長室にて	—	池知和恭	—	—	—	平成24年(2012年)10月30日火曜日池知和恭が長崎市立佐古小学校に馬場昭洋校長先生を訪問して同校校長室に保管の写真群を校長室にて複写又は撮影しました。(所蔵者欄:複写/所蔵池知和恭20葉)
47	佐古小写真群 (十五葉)	佐古小写真群	カラーポジ	原版 24×36	池知和恭	佐古小写真群	平成24年(2012年)10月30日火曜日	長崎	長崎市立佐古小学校 校長室にて	—	池知和恭	—	—	—	平成24年(2012年)10月30日火曜日池知和恭が長崎市立佐古小学校に馬場昭洋校長先生を訪問して同校校長室に保管の写真群を校長室にて複写又は撮影しました。(所蔵者欄:複写/所蔵池知和恭20葉)
48	『ありがとう佐古小学校 Sako Forever 1906～2015 長崎市立佐古小学校 閉校記念誌 平成28年3月』	—	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	—	長崎	—	—	長崎市立図書館	—	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう佐古小学校～ 発行日 平成28年2月28日 発行者 佐古小学校閉校実行委員会 編集 佐古小学校閉校実行委員会記念誌部 編集印刷所 長崎市立佐古小学校 〒850-0837 長崎市西小島1丁目7番1号 TEL095-822-2480 FAX095-822-2575 印刷・製本 平和堂オフセット印刷

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

長崎病院遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 発生所を考える会 代表 池知和恭

番号 NB	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 留意点と図像の変化
1	『明治初年の長崎病院』	長崎病院(正門外より)	モノクローム	—	—	『長崎医学百年史』口絵	明治期	長崎	長崎病院正門外	南東	—	—	—	—	本紙写真整理番号2、3と同一写真
2	『大徳寺跡の県立長崎病院』	長崎病院(正門外より)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十七輯 昭和五十八年七月十日発行「明治初期の長崎医学校・病院取述、特に建造物の興廃と戦時仮病院指定二回の経験」宮木敬男 図10 P90	明治三十年に近い頃(左掲載資料注64、P107)	長崎	長崎病院正門外	南東	山崎佐氏(当時)	—	—	—	・・・写真としては図10に示した一葉があるに過ぎない。これは昭和三十二年十月、長崎医学百年記念行事中の医学史料展に出品されていたもので、目録によると山崎佐氏蔵、長崎病院、門と玄関正面写真とある。門柵は勿論のこと、その地勢と樹影特に本館横(向って右、方位は西)にあるﾋﾄﾂﾊﾞﾄｳｶｴﾃﾞの特徴ある姿態、門の左側にあって東方に曲がって延びているﾏﾂ、それと背面一帯の樹木(写真は修整でかなり消されているが)などからこの写真についてはいささかも疑うところがない。(左掲載資料P90-92)
3	『大徳寺跡の県立長崎病院(再掲)』	長崎病院(正門外より)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十九輯 昭和五十九年十二月二十日発行「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と県立長崎病院」宮木敬男 図1 P135	明治期	長崎	長崎病院正門外	南東	—	—	—	—	写真掲載 左記事中:『Dr.J.P Kleiweg de Zwaan:Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner』(中国及び日本人の医学に就いての民族学的歴史学的管見) 1917年(大正6年)ｵﾗﾝﾀﾞのﾊｰﾚﾑで出版 P576 "多くのオランダ医師が診療に従事した長崎病院の入口"
4	『長崎病院玄関前の職員と生徒』	長崎病院(構内)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十九輯 昭和五十九年十二月二十日発行「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と県立長崎病院」宮木敬男 図2 P135	明治二十年代	長崎	長崎病院構内	東北	—	—	—	—	写真掲載 左記事中:『Dr.J.P Kleiweg de Zwaan:Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner』(中国及び日本人の医学に就いての民族学的歴史学的管見) 1917年(大正6年)ｵﾗﾝﾀﾞのﾊｰﾚﾑで出版 P568 "長崎の病院の庭園におけるDr.Beukemaと彼の生徒たち" ﾌﾞｯｹﾏ:明治16年(1883年)3月12日ﾌﾞｯｹﾏを医学士代用として雇う、長崎病院雇ﾌﾞｯｹﾏ昨廿年十二月限り雇満期ﾆﾃ解雇相成候・・明治二十一年一月廿一日 第二部衛生課(長崎県衛生課) 第一部外事課御中(『長崎医学百年史』)、明治16年2月末来任ー明治20年帰国(左長崎談叢)
5	『佐古小運動会』	橋本大徳園での運動会	モノクローム	138×98	長崎市出雲町 松雪寫眞館	佐古小写真群	大正年間より昭和初期	長崎	(北西)	(北西)	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	明治35年に長崎病院が浦上山里村に移転した後、大正3-4年頃櫨本屋二郎氏跡地を払受け櫨本大徳園を整備公開、昭和初期城谷勝二氏所有、昭和30年代より料亭米春寺田寛氏により分売。

Y1-1 6165

-2 6158

3 1292

4 6678

第1図 発生所の写真．Pompe v. M の「日本における5年」の挿絵より数年後に撮られたもの．病院名は既に解体前と変っていた．南方の入口は医学所のもの．(8)

7 5383

9 7152

11 M005

M010

Y1-12

-13 5306

14 6066

15 6128

16 国立博物館 [illegible] P17A002591001
けん番号003
伊藤長兵衛本家

17 2871

図3 旧藩長崎医学校正門と校舎（後丁）
および病棟（前丁）

19

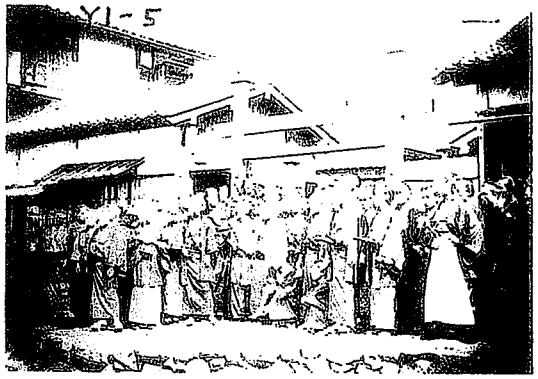
Y1-5

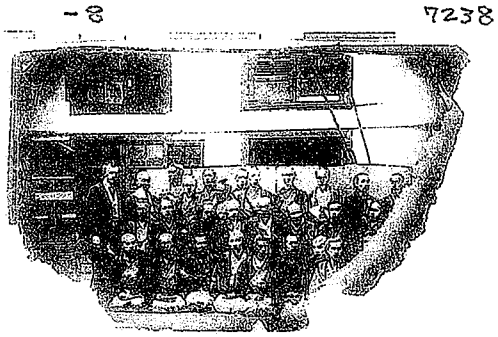
-8
7238

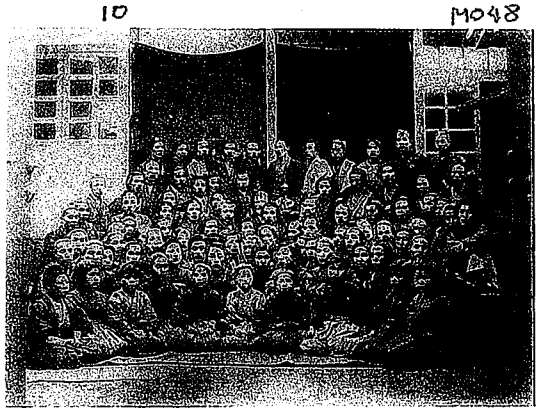
10
M048

Y1-20

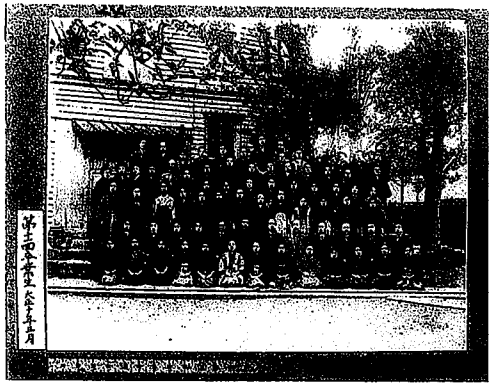

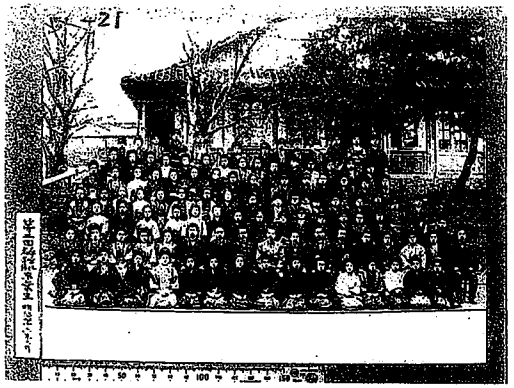
-21

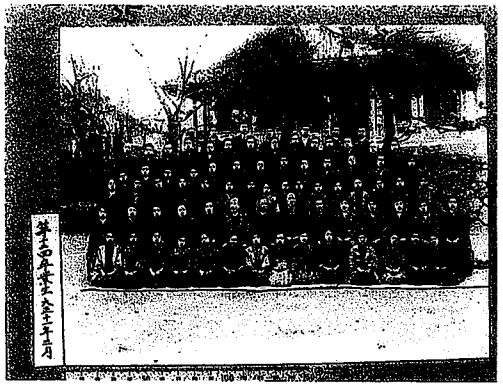
35

22

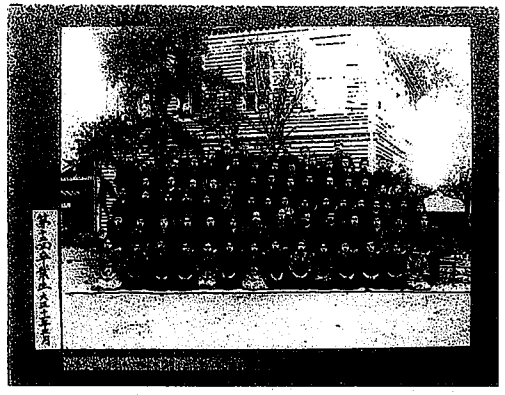

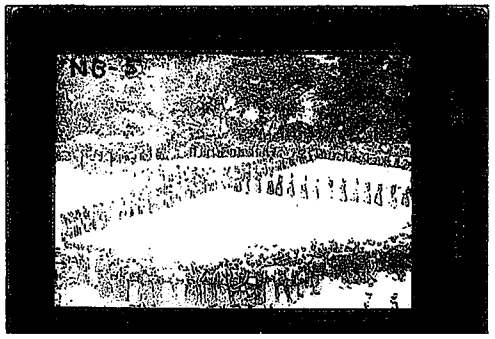
NG-5

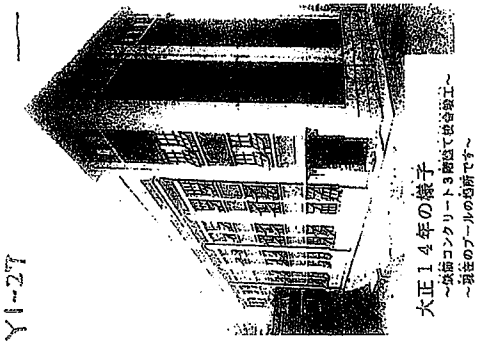

大正14年の様子

～ルーフの型枠～

～鉄筋コンクリート3階建て校舎工～

Y1-27

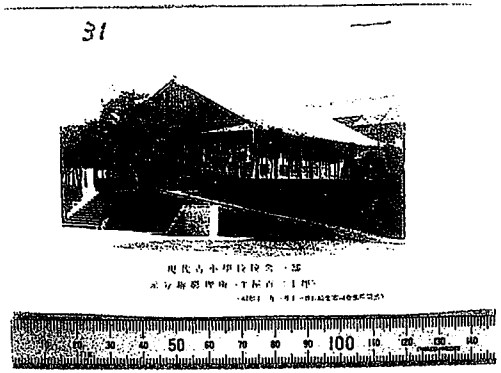

31

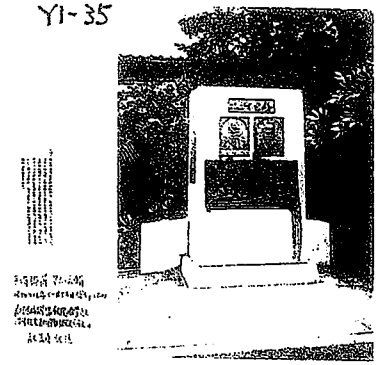

第4図　復生所の記念碑、前面のブロンズレリーフ：下は Pompe v. M. の「日本における5年」の時代による病院の全景、上左は Pompe v. M. 自身の像、上右は Pompe v. M. の最初の生徒で、後の日本の初代の軍医総監、この病院の創設時は後の助手として後輩の指導をした松本の像。碑石の表面にはオランダ大使 J. C. Pabst の、次の意味の詩が彫ってある。

全庇を開き壁の如く
国の四を抱えて
遠い将来は
遠に近く後に近く
今日の師は
明日の弟子たり
今日の弟子は
明日の師たり。

Y1-35

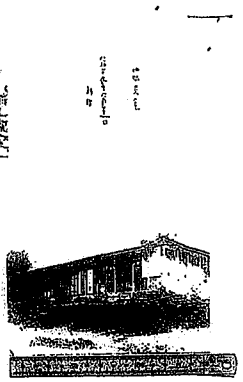

39

-28

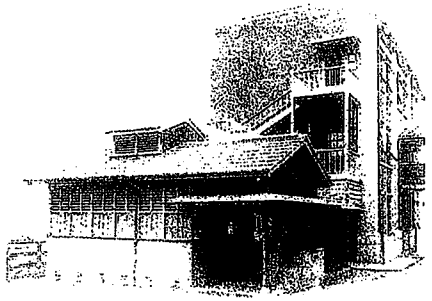

大正14年の校舎　手前はトッ

32

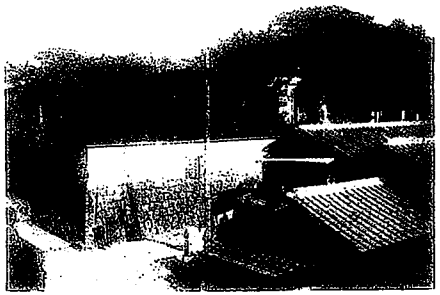

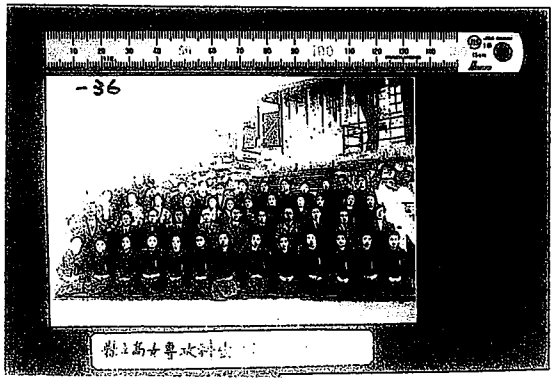

-36

40

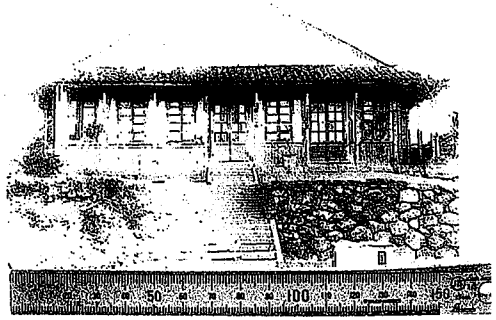

29

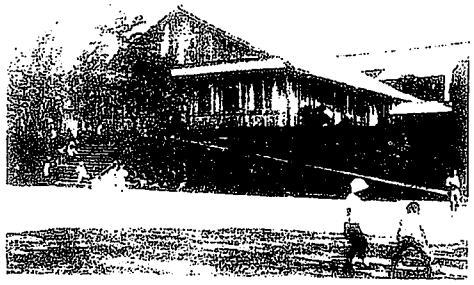

第3図　1865年建築の分析究理所の近影。小学校の運動場の一側に今日なお残っている。

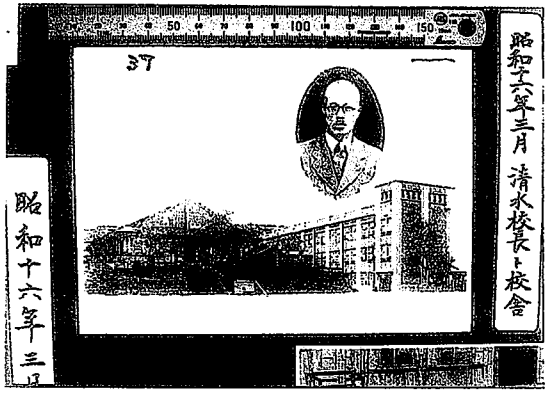

37

昭和十六年三月

昭和十六年三月　清水校長ト校舎

41

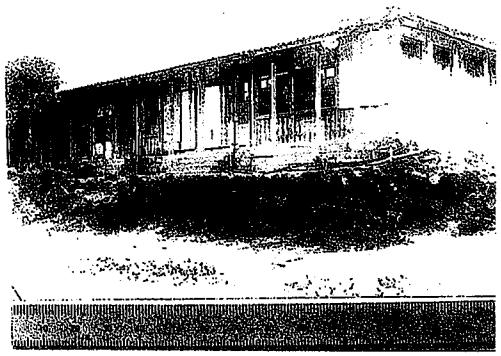

30

34

38

42

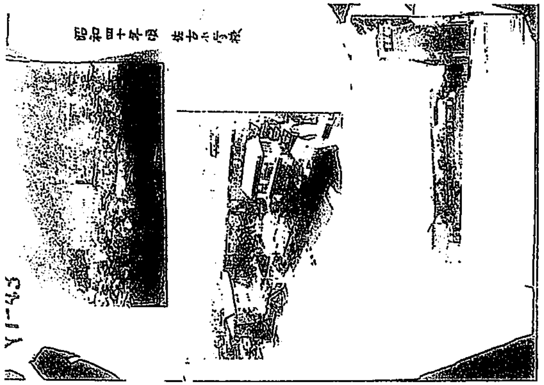

48

明治初年の三崎病院

-2

-44

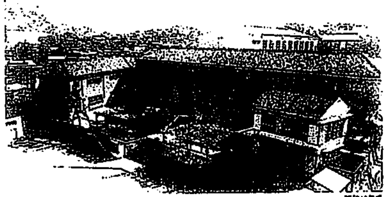

45

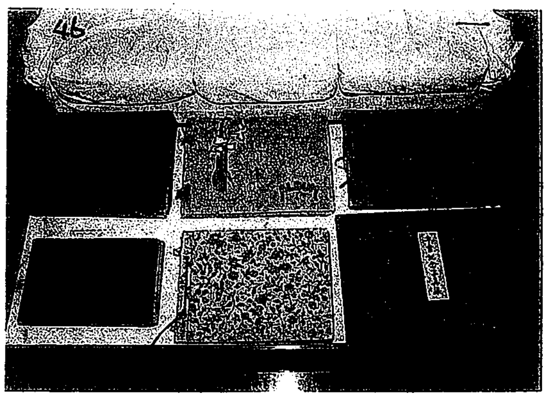

3

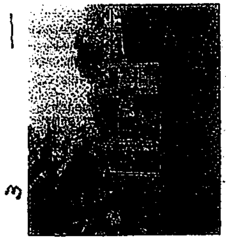

4

5

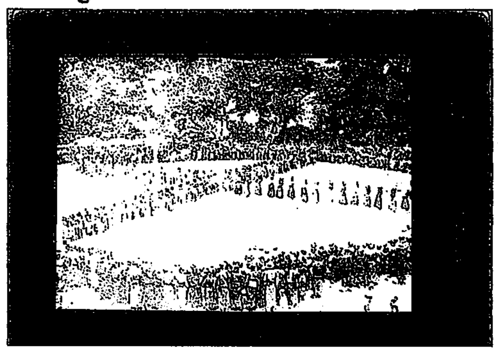

2018年(平成30年)11月8日 木曜日

長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様
長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様
長崎市 都市経営室長 岩永 浩 様
長崎市 まちづくり部 都市計画課長 谷口忠二 様
長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様
長崎市 土木部 土木総務課長 竹内裕二 様
長崎市 土木部 土木建設課長 桐谷 匠 様
長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様
長崎市 理財部 資産経営室長 都々木伸吾 様
長崎市 理財部 財産活用課長 勝本幸久 様
長崎市 環境部 環境政策課長 山本 勉 様
長崎市議会議長 五輪清隆 様
長崎市文化財審議会 会長 下川達彌 様

養生所を考える会 代表　池知和恭

都市長崎遺跡・養生所/(長崎)医学校等遺跡に係る資料のお届けについて

標記の件、下記別添資料をお届け致します。
当該資料に於ける提案と要望と趣旨につき、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 別添資料　　(各一通)

(1)『"歴史学"と"遺跡"そして"都市長崎遺跡"と"養生所/(長崎)医学校等遺跡"』
2018年(平成30年)8月5日 日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(2)『養生所を考える会に於ける遺跡に関する事象の取扱いへの留意点』
2018年(平成30年)11月1日 木曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(3)『日 記』
2018年(平成30年)11月1日 木曜日／2018年(平成30年)11月2日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

(4)『[長崎歴史文化都市構想 ー創造環境の共有(share)ー]の提案と要望　長崎奉行所西役所等遺跡の取扱いの基準について』
2018年(平成30年)11月3日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(5)『[長崎歴史文化都市構想 ー創造環境の共有(share)ー]の提案と要望の具体案の骨子』
2018年(平成30年)11月4日 日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

連絡先
養生所を考える会　代表　池知和恭
〒852－8127　長崎県長崎市大手二丁目十七－四十六－－〇二
携帯電話 [redacted]

“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”

ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー　　2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証徴する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があってはならないものごとである、と考えます。

私達 当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達 当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達 当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証徴される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。
私達 当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。① 世界と日本の社会との繋がりと地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時的に世界に代替のないものであること、② 日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③ 長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④ 西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に対して初めて立証して示しよって世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)、⑤ 中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。
私達 当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証徴すると、理解します。① 中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、② 長崎の中世から近世への町立てと変化と展開の痕跡、③ 幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④ 日本開国の痕跡、⑤ 幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥ 長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡ー之を継承連続する三菱の造船所、⑦ 長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡ー之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降ー梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧ 長崎資本の活動の痕跡、⑨ 都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩ プルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪ 現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。
私達 当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附随する特異性をもって之を具体的に証徴する遺跡群を形成すること、現在、世界の時間と人々を前提とした従来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証徴する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。
私達 当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本の人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達 当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思索を切捨てる人々に、その思索を再開する契機を提供する、と期待します。

私達 当会は、私達 人類が、その土地に係わるとき、私達人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達 当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのでなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方／そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。

養生所を考える会に於ける遺跡に関する事象の取扱いへの留意点

私達 当会は、遺跡に関する事象を取扱うに際して次の各事項に留意します。

文化財保護法　昭和二十五年五月三十日法律第二百十四条　より抜粋

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの（これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
2　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三号第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
3　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

・・・・・(省略)・・・・・

第六章 埋蔵文化財
（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）
第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）・・・・・(省略)

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
第九十三条　(省略)・・・・・貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）・・・・・(省略)

・・・・・(省略)・・・・・

以上

1. 遺跡は、第一義に遺跡として調査・現状保存・公開・活用・整備する。

①当該遺跡に於ける、過去の人類の営みの時間上・空間上の源流と連続性と変化と諸関連、及び、之を可能とする空間、の全体を対象とする。

a. 当会は、空間を、世代を超えて過去と現在と未来を貫通する実体と捉えます。(媒体)

2. 遺跡と歴史の偶像化と偶像崇拝の生起を回避する。

3. 遺跡と歴史の損壊や滅失、意図的な破壊と変形と消滅と破棄と隠蔽の生起を回避する。

4. 地球上の諸国と諸地域に生活する全人類が共有できる歴史と歴史観を形成する。

5. 分かりやすく動的な変化を内包する遺跡の保存と公開を実現する。

①遺跡の全貌(その遺跡の本来の全体の姿1-①)に留意しその現状保存と公開を実現する。

a. 当会は、全体像や動的な変化や諸関連が人々の興味と理解を誘導する、と考えます。

6. 遺跡の保全に必要な、又は、之を容易とする空間を確保する。

7. 遺跡の活用についての優先順位は以下の通りとする。

①遺跡の現状保存と憶測の余地のない再建と公開

②情報発信とICT(Information and Communication Technology)の活用

③遺跡の運用 (立入/入場/一般的な再建(建物の復元等)/その他)

8. 遺跡の意図的な破壊があった場合の措置

①不幸にして遺跡の意図的な破壊があった場合には、当該遺跡の原状回復を要望する。

9. 遺跡と歴史への誤解の生起の回避

①歴史に並置され得る空想による構造物の建造の回避

②歴史と小説の違いの周知 (以下)

a. 私達 当会は、"歴史"は過去の人類の事実の認知への努力と成果、と理解します。

b. 私達 当会は、"小説"は想像力(超越性)の活性化への努力と成果、と理解します。

10. 私達 人類にとっての、私達 人類の過去を知ること、及び、私達 人類の存在への、私達 人類の各個人の理解の重要性、その理解の人類の未来の展望への可能性に留意する。

①抽象であり(abstract)概念である(conceptual)"歴史学"〔不可視〕、具体であり(concret)物理的身体的である(physical)"遺跡"〔可視〕、人類世界の過去の唯一の絶対の事実としての"遺跡"の存在、それぞれの 私達 人類にとっての性質の相違に留意する。

②歴史的、世界的な社会の大衆化とグローバル化やポピュリズムや新冷戦の傾向における地球上のあらゆる遺跡と歴史の重要性や関係、諸学問等、改めて並行して留意する。

以上の各事項につき、皆様に御理解いただけますよう、要望しお願い申し上げます。

以上

2018年（平成30年）11月1日 木曜日　　『長崎の主題＝存在価値』

長崎の存在の主題（テーマ：theme）は、“事実による、なぞと発見の感動”にあるのではないでしょうか？

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

長崎の存在価値は、消費にあるのでしょうか？
今、長崎の政策は、消費を中心に組み立てられていないでしょうか？
長崎の存在価値は、“消費”ではなく“提供”にこそあるのではないでしょうか？

人類の、空間に刻まれ先人から継承した“記憶”又再発見された歴史上絶対の“事実”と蓄積された“知の体系”：「遺跡」と「歴史」～人類の過去を知ることと未来への示唆～の提供。
来訪者への ～ 特徴ある蓄積される“生活文化”と歴史と風土と知により創造される“抽象文化”～による歓迎。

あり得べき姿と現実との乖離、そこにこそ示唆がある、とか。

提供できるものを残し、且つ、創造する。全ての長崎市民が鋭意努力すべし、では？　〆

2018年（平成30年）11月2日 金曜日　　『私達が生きる智慧は・・・』

今、世界には社会の大衆化を基盤としてポピュリズムや新冷戦が広がり、表面化しています。
日本は、19世紀の世界に於いて、中東/西洋文明圏の諸国以外で、唯一、歴史的な主権国家を継続し、近代的な主権国民国家として現代に之を継承できた世界で特異な国です。
現代の主権国民国家で構成する世界とグローバリズムを先導したとも考えることができます。
その後の近代帝国主義的な展開にはさらなる歴史上の検証が必要です。
又、世界に類例なくその地に長期に連続する歴史を有する国と云われます。
一方で、日本は、現在、概念への取組、基礎研究、民主主義の行動、情報技術の展開に弱いと云われます。
あるいは、世界に拡散するポピュリズムの形にさえ出遅れているのでしょうか。
様々な局面で出遅れた日本は、世界の動向への対応に苦慮しているように見えます。
私達 日本に生活する人々は、世界との関係において生起する諸動向に対応して、一つ一つ解きほぐして私達 日本に生活する人々を保存していけるのでしょうか。
私達 日本に生活する人々は、私達の足元を再確認する必要がある時に差し掛かっているのかもしれません。

過去から現在そして未来へと連続する道筋にこそ、私達が生きる智慧が、包含されるのではないでしょうか。

江戸と並ぶ日本開国のもう一つの主体である都市長崎。原子爆弾被爆の地長崎。
長崎に、私達 日本で生活する人々、そして、長崎を訪問する人々が確認できる、日本人が、そして、人類が確認できる“生きる智慧” が存在するのではないでしょうか。

私達当会は、長崎に関係し生活する人々に、地球上の諸国と諸地域に生活する全人類が共有できる歴史と歴史観を形成し伝えることの可能性とその責任と義務があると考えます。

遺跡と歴史、私達は、今、これを破壊し、変形し、消滅し、破棄すべきでしょうか？？

グローバル化時代の日本の地政学上の役割への世界の期待、日本の国際仲裁への新しい取組、・・・シンガポール・・・東京と長崎・・・

－ *the old city and the old harbour* －　　東洋の真珠　〆

[長崎歴史文化都市構想 -創造環境の共有(share)-]の提案と要望　長崎奉行所西役所等遺跡の取扱いの基準について

ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー　　2018年(平成30年)11月3日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、下記、長崎奉行所西役所等遺跡の取扱い基準、即ち、[長崎歴史文化都市構想 -創造環境の共有(share)-]を皆様に提案し要望します。

1. 都市長崎遺跡の遺跡としての実態を優先して現状保存し、遺跡の実態と関係概念による情報発信を主な手段として活用する。
　a. ついては、遺跡の遺跡としての空間の保全を重視する。

長崎は古来、朝鮮半島や中国大陸と一体の生活圏や日本海の海上交通・交易において存在したと考えられ、中世後期に、大村氏とローマ・カトリックによって町建てがなされ小さな城塞都市が形成され、中世から近世にかけて日本文明と西欧文明の接点であり、江戸と並んで日本開国の主体都市であり、明治以降も日本の近代化を支えた主要な拠点の一つです。
日本は、19世紀の世界に於いて、中東/西洋文明圏の諸国以外で、唯一、歴史的な主権国家を継続し、近代的な主権国民国家として現代に之を継承できた世界で特異な国です。
現代の主権国民国家で構成する世界とグローバリズムを先導したとも考えることができます。
その後の近代帝国主義的な展開にはさらなる歴史上の検証が必要です。
又、世界に類例なくその地に長期に連続する歴史を有する国と云われます。

長崎の遺跡と歴史は、日本文明と中国文明又は西欧文明との関連によって、世界に関係付けられることにより、世界に於ける長崎の位置が、世界の人々に認識されます。

長崎の遺跡と歴史を外国と外国文化や外国人の痕跡や物語とせず、日本文明と世界の遺跡と歴史と理解したいものです。

日本文明と世界の遺跡と歴史に於いて、長崎の遺跡と歴史は、意義深い結節点を形成し重要であり、皆様に、詳細な調査と現状保存と継承と活用を要望します。

2. (出島ー)長崎奉行所西役所ー大波止ー築地の一帯(長崎の鼻)を"表玄関"とし、長崎奉行所立山役所ー諏訪神社の一帯(立山)を"座敷"とし、東西高部の寺社や台場を両"脇侍"とし、中間部の九州各藩の蔵屋敷を"曲輪"とし、桜馬場ーカルルスー帯を"奥座敷"とし、出島-新地倉地-唐人屋敷-遊郭丸山寄合町-供給-大浦-時津-茂木-矢上-福田-潜伏切支丹居住区を"機能地点 "とする、中世から近世・近代にかけて形成された都市長崎の空間構造を墨守し、表現する。

この都市長崎の空間構造は、歴史的な長い時間をかけて定着してきた形態であり、都市長崎の在り方の基盤であり、都市長崎の個性を特徴づける構造です。

3. 遺跡として、早い時代の実態と歴史を優先して活用する。[長崎奉行所西役所等遺跡]
　a. 遺跡と歴史の源流(オリジン:origin)を重視する。(地質・教会と城塞・西役所・長崎海軍伝習・医学伝習・旧県庁・現県庁)
　b. 連続性と変化を表現する。(長崎復興の象徴として現県庁のファサードや時計台の保存、旧長崎警察署の保存も視野)
　c. 活用は、遺跡の実態と関係概念による情報発信を主な手段として実施する。(実態と歴史)
　d. 長崎奉行所西役所の復元を視野。(海軍伝習・医学伝習・勝海舟居室/座敷文化と和の歓迎・市民の憩いの空間:福岡では「友泉亭」にも相当)
　e. 大波止遺跡を調査"憶測の余地のない再建"と共に整備し、長崎くんちの「御旅所」を本来の大波止に恒久的に戻す。

4. 旧市街一帯と旧郷村部の関連地点を都市長崎遺跡として、遺跡の空間形成とその構造、即ち、土地の造成、石垣・堀・埋立・水路、台場、旧街区、街路、路地等"土地の造形"を中心とし、建物の痕跡等を視野に入れて、遺跡の遺跡としての実態、即ち、遺跡の現状保存と憶測の余地のない再建を優先しつつ、旧来の蓄積型都市施設、即ち、図書館・博物館・美術館の集積を形成し、歴史と伝統の生活文化に生活し、之を表現し提供する旧市街空間と位置づけ、浦上川河口東岸再開発区域(旧長崎魚市～現JR長崎駅～三菱重工業株式会社長崎造船所幸町工場一帯等)を再開発地区として現代都市機能、即ち、行政機能と金融・商業・産業機能の集積とコンパクト・シティに向けた居住空間及び利便と抽象文化拠点を集積して再構築する新市街空間と位置づけ、現代都市長崎を形成する。
　a. この際、中世・近世にかけて形成された都市を基盤として近代から現代初期までに形成された土地利用の履歴/形態に留意し、総合的な現在の都市の姿を急速に破壊せず継承し連続的展開を形成するように配慮する。
　b. 旧市街空間と新市街空間の境界一帯、例えば、長崎水辺の森公園や長崎駅一帯や三菱重工業株式会社長崎造船所幸町工場一帯に、抽象文化拠点/空間を配置する事は、両空間の紐帯となり、広域の輻輳した都市動線を形成し副次的な経済効果を形成する。例えば、長崎の歴史と近代・現代の展開に鑑み新たに国立の人文学芸術自然科学生命科学地理学応用科学総合博物館、オペラハウス(opera house)／シンフォニーホール(symphony hall)の設置はどうか。
　c. 同時に、旧来の立山地区及び長崎市役所跡～公会堂跡地区を長崎地域の生活/抽象文化政策の司令塔及び長崎市民/世界市民の長崎地域での生活/抽象文化活動の基点と再確認し認識し、その基盤整備を行う。
現代都市長崎の可能性により、創作環境の共有(share)は世界からの定住者/長期滞在者-multi habitation/交流人口を誘引する。
　d. 出島ー長崎奉行所西役所ー大波止ー築地の一帯から、長崎水辺の森公園及び水辺のプロムナードー帯、小菅修船場遺跡にかけての長崎内港東岸海岸付を在来産業を保全した上で漸次緑地帯とし、人々の休閑時(off time)の都市動線を形成する。
対岸の明治日本の産業革命遺産と工場群は圧巻、小菅修船場遺跡への移動経路、長崎内港の花火大会にあっては主要な観覧場となる。　一帯に位置する小曽根家造営遺跡(本宅/台場/築地/造船街遺跡)の調査と現状保存と活用が新たな公共資産となる。
　e. 旧市街空間を保全する地方政策として、新たな建築物の高層化を規制する。例えば、建築物の高さを二階まで、三階までに制限すれば、どこからも空と山を望む本来の長崎の空間と都市構造への理解が回復できる。清浄な空気と水への視線も回復するのではないか。遺跡の破壊につながりやすい急速な開発の増加も抑制できそうである。新市街地区では規制を緩和する。
　f. 恒久的な社会的資産である長崎の遺跡と歴史を優先し、インバウンドや見世物や開発を優先しない。
(ⅰ. 居留地等土木等遺跡を活用し第二バースは柳埠頭へ実施し、柳埠頭をインバウンド需要向けに再開発する。ⅱ. 出島ー西役所ー大波止ー築地一帯の元築地/海中一帯は土木等遺跡公開し漸次緑地化・迎賓館・少数のレストラン等を形成等しつつ保全、景観を損ねる当地へのバスベイの設置は回避する。ⅲ. 原則として歴史に対する誤解を招く空想構造物を建造しない。)
　g. 各種団体の連携により効率的に運営する。

5. 私達 当会は、① 長崎海軍伝習の本拠地である長崎奉行所西役所遺跡と大波止遺跡と出島遺跡及び大村町の海軍伝習所遺跡、② 養生所/(長崎)医学校跡遺跡、③長崎製鉄所遺跡、④ 長崎内港外港台場陣屋烽火台等、⑤ 都市長崎遺跡、⑥ 小曽根家造営遺跡、⑦ 明治日本の産業革命遺産の長崎の構成資産群の一体は、西の江戸城とも例えることができる存在であると考えます。

以上

－ 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より －

［長崎歴史文化都市構想 －創造環境の共有(share)－］の提案と要望の具体案の骨子

2018年(平成30年)11月4日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

日本文明と世界との関係に焦点を合わせる。旧市街域と新市街域の双方及びその中間域に形成する生活/抽象文化拠点を双方の紐帯として現代都市長崎を形成する。各種団体の連携により効率的に運営する。

	旧市街域	新市街域
範囲概念	旧市街域 及び 旧郷村部の関連区域 “表玄関”:(出島ー)長崎奉行所西役所ー大波止ー築地の一帯(長崎の鼻の突端) “座敷”:長崎奉行所立山役所ー諏訪神社の一帯(立山一帯) “脇侍”:東西両高部の寺社や台場 “曲輪”:中間部の九州各藩の蔵屋敷 “奥座敷”:桜馬場ーカルルスー帯 “機能地点”:出島-新地倉地-唐人屋敷-遊郭丸山寄合町-供給-大浦-時津-茂木-矢上-福田-潜伏切支丹居住区	浦上川河口東岸再開発区域 ・旧長崎魚市～現JR長崎駅～三菱重工業株式会社長崎造船所幸町工場一帯等 ・長崎水辺の森公園及び水辺のプロムナードー帯を対照する。
基本概念	遺跡の遺跡としての実態、即ち、遺跡の現状保存と憶測の余地のない再建を優先しつつ、旧来の蓄積型都市施設、即ち、図書館・博物館・美術館の集積を形成し、歴史と伝統の生活文化に生活し之を表現し提供する旧市街空間 遺跡としては、都市空間形成とその構造である“土地の造形”を主軸に捉える。	現代都市機能、即ち、行政機能と金融・商業・産業機能の集積とコンパクト・シティに向けた居住空間及び利便と抽象文化拠点を集積して再構築する新市街空間 長崎水辺の森公園及び水辺のプロムナードー帯を抽象文化の発信の中心地として有機的展開を図る。(旧大浦バンドの性格とも合致する) 水辺に緑地帯を連続的に形成する。
県庁・県警跡及び周辺地	(県庁舎・県警建物跡地) 第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 サン・パウロ教会等遺跡と共に旧外浦町のサン・ペトロ教会遺跡にも留意したい。 ・遺跡として、早い時代の実態と歴史を優先して活用する。(源流を重視) ・連続性と変化を表現する。 ・活用は遺跡の実態と関係概念による情報発信を主な手段とする。 長崎奉行所西役所の復元・旧長崎警察署の保存・現県庁のファサードや正面階段や時計台の保存を視野に入れる。 長崎奉行所西役所の復元は、海軍伝習・医学伝習の歴史、勝海舟居室の存在に由来し、座敷文化と和の歓迎と市民の憩いの空間として、又、以下活用する。 再建された西役所には、目立たない裏手に抹茶の小間を別棟にて併設する。 内外からの訪問者等への小間・広間・立礼での抹茶の振舞いや煎茶の接待、市民への抹茶・煎茶の提供が可能となる。福岡の開放された「友泉亭」にも相当する。	(新県庁舎・新県警建物が2018年(平成30年)より当該の新市街域に現存する。) ・国・県・市の行政機能を当該の新市街域に集約し、都市の行政機能効率を高める。 ・漸次、税関・海上保安庁・自衛隊等公官庁関係施設を当該の新市街域に集約する。 (旧市街域で、居留地等土木遺跡等を保存公開活用にも資する。)
旧大波止	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 〈土木建設とその遺跡は長崎市街形成にとって基盤社会資本である〉 ・盛土等遺跡保全し、築地区域と連続して緑地化する。 ・盛土等遺跡保全し、長崎くんちの「御旅所」を本来の大波止に恒久的に戻す。	・左地域の現存民間事業所を漸次当該の新市街域に移転する。補助金政策等配慮する。
旧築地	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 〈土木建設とその遺跡は長崎市街形成にとって基盤社会資本である〉 ・盛土等遺跡保全し、出島と西役所に挟まれる区域を中心に緑地化する。 ・独立棟の迎賓館を設置する。(出島には内外クラブが設置された経緯がある。長崎奉行所西役所の格式を背景に小間・広間・立礼での抹茶、及び煎茶の接待と運動できる。) ・独立棟の能楽堂を設置する。 ・少数の低層建築の格式をも具えたレストランや喫茶処等を設置する。	・左地域の現存民間事業所を漸次当該の新市街域に移転する。補助金政策等配慮する。
	・以上旧長崎奉行所西役所/大波止/築地一帯への景観を損ねるバスベイの設置を回避する。	・バス運用場を新JR長崎駅東に整備する。JR在来線/新幹線-長崎電鉄とも接続が良い。
長崎の上の丘	第一義に遺跡として調査・現状保存・公開・活用・整備する。 文禄元年以降の長崎奉行屋舗・慶長元年迄に築造の大堀・一ノ堀・二ノ堀・三ノ堀の遺跡が注目される。 諏訪神社から長崎市役所を経て旧長崎県庁に至る長崎の丘の上は、概略、歴史的に一般市民の居住空間ではない。一帯の経済機能を新市街域に移転して、緑地帯・遺跡と歴史の散策公園とすることを視野に入れる。	・左地域の現存民間事業所を漸次当該の新市街域に移転し、経済機能効率を高める。

－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－

［長崎歴史文化都市構想 －創造環境の共有(share)－］の提案と要望の具体案の骨子

2018年(平成30年)11月4日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

日本文明と世界との関係に焦点を合わせる。旧市街域と新市街域の双方及びその中間域に形成する生活/抽象文化拠点を双方の紐帯として現代都市長崎を形成する。各種団体の連携により効率的に運営する。

	旧市街域	新市街域
長崎市役所整備に関して	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。(長崎の丘の市役所跡) 〈今後の遺跡調査に基づき、遺跡の現状保存と活用を実施する〉 ［跡地運用第一案-1/2-市役所本館跡］ ・ピロティ建築で遺跡を保全し、長崎の歴史と近代・現代の展開に鑑み新たに国立の人文学芸術自然科学生命科学地理学応用科学総合博物館を設置する。 ［跡地運用第二案］ “土地の造形”等を活かし、これを保全して、市民広場/緑地公園を形成する。 ・丘に連接する近隣の立山に位置する長崎歴史文化博物館と有機的に連携する。 ［跡地運用第一案-2/2-市役所別館跡等］ ・ピロティ建築で遺跡を保全し寄席・講演・演劇・軽音楽等劇場、写真美術館、作品等展示場、倶楽部室/音楽練習室/スタジオ/アトリエ/工房/暗室/映像編集室/倉庫、カフェテリアー談話所等、指導者と安全管理者を置き、複合型の世界市民の生活/抽象文化蓄積展開発信の拠点とする。 ・国道34号線を跨ぎ長崎市役所本館跡の新たな国立の人文学芸術自然科学生命科学地理学応用科学総合博物館と 凱旋門型 に連接構成して連携運用する。 ・東に隣接する長崎県勤労福祉会館・長崎地区労働福祉と共同再開発する。丘への上下動線を形成する。	・新しい長崎市役所の建設を当該の新市街域に実施する。 ・ついては、国/県/市公文書館を当該の新市街域に併設する。 ・行政機能を当該の新市街域に集約し都市の行政機能効率を高める。
公会堂跡	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 〈西に向かって下る段丘状の旧市街土地造成遺跡を現状保存して活用する〉 ・当該地に平野富二の生家が特定されていることに留意したい。 ［跡地運用第一案］ ・段丘上の“土地の造形”を活かし、これを保全して、立体的な市民広場とし、長崎くんちの会場としても活用する。 ［跡地運用第二案］ ・長崎市役所整備欄に記載の複合型の世界市民文化蓄積展開発信の拠点を、ピロティ建築で遺跡を保全し、当該地に設置する。 ・長崎市役所本館跡の新たな国立の人文学芸術自然科学生命科学地理学応用科学総合博物館及び近隣の立山の長崎歴史文化博物館と有機的に連携する。	・オペラ・管弦楽・軽音楽を対象とした音楽堂(opera house／symphony hall)を、長崎水辺の森公園及び水辺のプロムナード一帯を候補地とし、AIG長崎ビルを新市街域に移転して、AIG長崎ビル跡地を中心に設置する。(左記劇場等と用途が異なる) (新しい長崎市役所の建設を当該の新市街域に実施する。) (長崎水辺の森公園及び水辺のプロムナード一帯⇔長崎市役所跡/公会堂跡/立山一帯を長崎地域の世界市民の生活/抽象文化の蓄積発信地としてその有機的展開を図る。提案する長崎県立図書館長崎本館はその文化行政の司令塔となる。これらの文化の活動と発信は、旧市街域と新市街域の人々の活動の紐帯となり、又、広域の輻輳した都市動線を誘導し副次的経済効果を形成する。 現代都市長崎の可能性により、創造環境の共有(share)は世界からの定住者/長期滞在者-短期居住者-マルチハビテーション(multi habitation)/交流人口を誘引する。)
長崎県立図書館	長崎県立図書館の大村移転では、現当該図書館長崎図書館の地：立山に、当該図書館長崎本館(仮称)を設置し、長崎地域の文化行政の有機的展開/発信の司令塔とする。	―
養生所等遺跡	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 長崎市立仁田佐古小学校は旧長崎市立仁田小学校地等に建設する。 意図的破壊の原状回復と“土地の造形”の憶測の余地のない再建により遺跡整備する。	―
南山手方面海岸付	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 〈日本開国に係る築地/居留地の土木建設とその遺跡は長崎にとり特異である〉 ・出島-長崎奉行所西役所-大波止-築地の一帯から、長崎水辺の森公園及び水辺のプロムナード一帯、小菅修船場遺跡にかけて長崎内港東岸海岸付を在来産業を保全の上で漸次緑地帯とし、人々の休閑時(off time)の都市動線を形成する。 ・小曽根家造営遺跡(本宅/台場/築地/造船街)の調査・保存・活用が新たな長崎の公共資産となる。 ・対岸の明治日本の産業革命遺産と造船工場群は圧巻、小菅修船場遺跡への移動経路、長崎港内のペーロン大会や花火大会や帆船祭りでも主要な観覧場となる。他企画も可。	・第二バースを柳埠頭に設置し、柳埠頭をインバウンド需要向けに再開発する。
長崎製鉄所等遺跡	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 長崎製鉄所・岩瀬道修船架・立神軍艦打建所・茂鶴煉瓦の製造所・三菱社長崎造船所以降を含む。	
台場等遺跡	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 国指定史跡として長崎台場跡・魚見岳台場跡・四郎ヶ島台場跡、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定された複数の台場等遺跡がある。他も再調査する。	
烽火台遺跡	第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する。 各地	
地方政策	新たな建築物の高層化を規制する。例えば、建築物の高さを二階/三階迄に制限する。	新市街地区では様々な規制を緩和する。(原則として公園区域は公園を維持する。)

2018年（平成30年）11月13日 火曜日

長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様
長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様
長崎市 都市経営室長 岩永 浩 様
長崎市 まちづくり部 都市計画課長 谷口忠二 様
長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様
長崎市 土木部 土木総務課長 竹内裕二 様
長崎市 土木部 土木建設課長 桐谷 匠 様
長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様
長崎市 理財部 資産経営室長 都々木伸吾 様
長崎市 理財部 財産活用課長 勝本幸久 様
長崎市 環境部 環境政策課長 山本 勉 様
長崎市議会議長 五輪清隆 様
長崎市文化財審議会 会長 下川達彌 様

養生所を考える会 代表　池知和恭

都市長崎遺跡・養生所/（長崎）医学校等遺跡に係る資料のお届けについて

標記の件、2018年（平成30年）11月8日 木曜日 にお届けした資料に補足追加して、下記別添資料をお届け致します。
当該資料に於ける提案と要望と趣旨につき、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1．別添資料　　（各一通）

（1）『伝統』
　2018年（平成30年）11月11日 日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

連絡先
養生所を考える会　代表　池知和恭
〒852－8127　長崎県長崎市大手二丁目十七－四十六－－〇二
携帯電話 [redacted]

伝統

添 付 資 料

1.『フランス貴族のエシカルな暮らし』
2018年(平成30年) 7月29日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2.『デザイン大国 英国』
2018年(平成30年)11月11日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

西洋文明の中心では、伝統が継承され、引き継がれています。

西洋文明の辺境では、伝統が破壊され、破棄されて、滅失しつつある様に感じられます。

日本の伝統は、どうでしょうか？

長崎では、西洋文明も、日本の伝統も、双方共に、今、破壊され、破棄されて、滅失しつつあるのではないでしょうか？

もし、遺跡 を見て、古くさいものやノスタルジーにしか感じられないならば、あるいは、それは、既に、日本の伝統に相対する心が滅失してしまっているのかもしれません。

私達 当会は、長崎に継承される、西洋文明と日本における様々な伝統の修築を、皆様に提案し要望します。

私達 当会は、長崎に継承される、西洋文明と日本における様々な伝統の痕跡として、目前に之を示す“遺跡”の現状保存と時に原状回復と又憶測の余地のない再建と公開を、皆様に提案し要望します。

― the old city and the old harbour ―　　東洋の真珠

都市長崎

以

フランス貴族のエシカルな暮らし

2018年（平成30年）7月29日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

9 日本経済新聞 2018年（平成30年）7月29日（日曜日）

こんな日曜日が待ち遠しい。

NIKKEI The STYLE

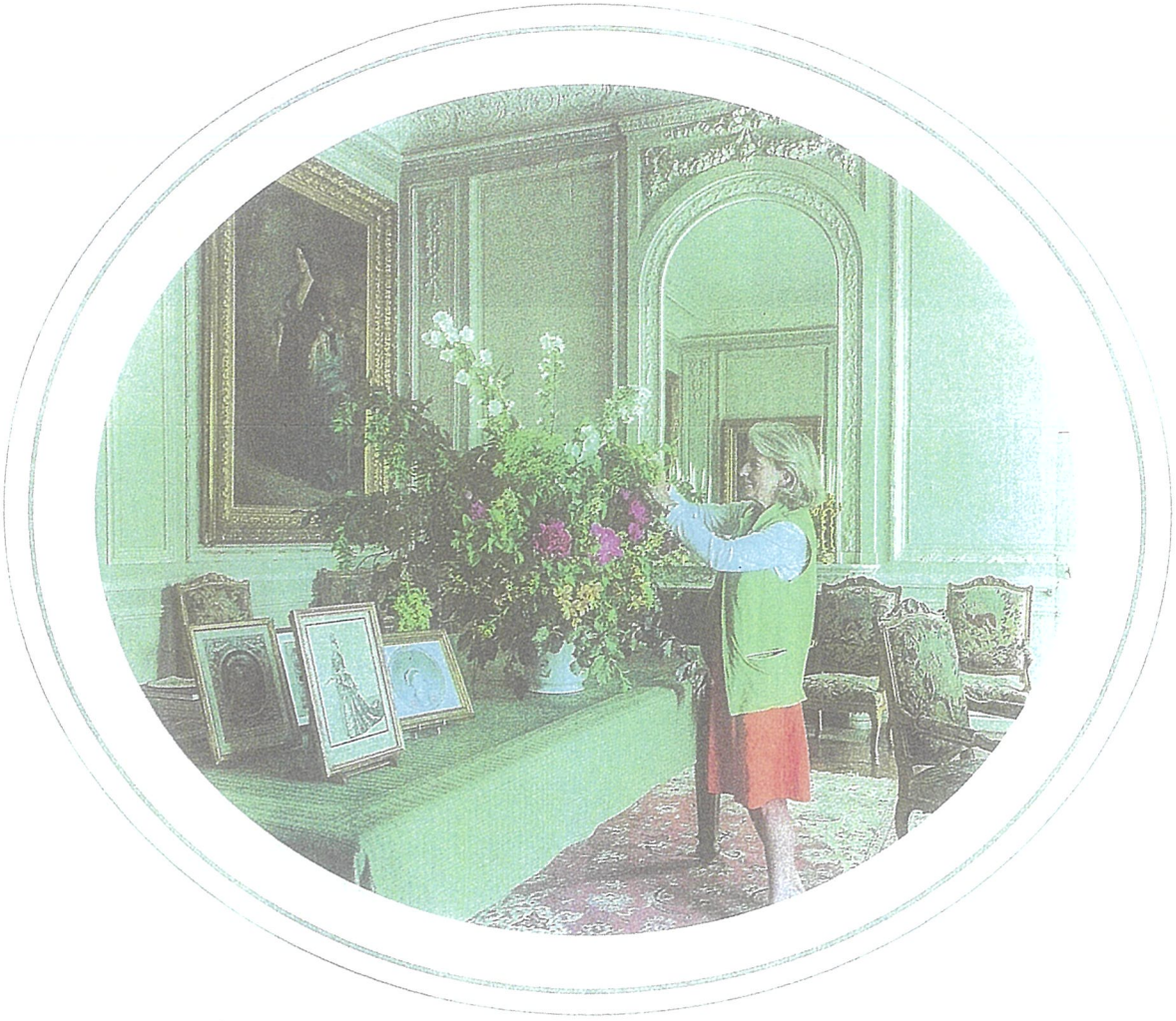

フランス貴族のエシカルな暮らし

Ethical

フランス革命で貴族制度はなくなったが、いまでもその末裔（まつえい）が大切にしているものがある。よりよい生き方をすることが、ひいては社会のためになるという気高い価値観だ。花や緑にあふれた生活、人への思いやり、勤勉であること――。新興の富裕層も憧れるという伝統を受け継ぐ暮らし方は、「エシカル（倫理的）」な精神に支えられている。

よりよい生き方をすることが、ひいては社会のためになる

「エシカル（ethical：倫理的）」な精神に支えられた　花、緑、人への思いやり、勤勉、食事、装い、会話、家族、オープンでいる事
伝統　習慣「エトス（ethos）」　ノブレス・オブリージュ（noblesse oblige：高貴なる者の義務）　引き継がれる文化　教養なる財産　親から子へ　後世に継承

‥消費？「ethos 個人と社会的に良い影響を及ぼす行動や理念」は？ 日本の伝統は？

― the old city and the old harbour ―　東洋の真珠　都市長崎　〆

デザイン大国 英国

2018年(平成30年)11月11日 日曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

9 日本経済新聞 2018年(平成30年)11月11日(日曜日)

こんな日曜日が待ち遠しい。

NIKKEI The STYLE

イギリスの家 伝統を生かす改築

CONVERSION

これは約200年前に建てられた教会を全面改修したカントリーハウス。手作業の労もいとわず、時には大がかりな改築も施し、英国の人々は理想の住空間を追求する。空間を彩るインテリアやアートにもこだわるその熱意が、ここ数年来高まっている。生活思想を反映し、物件価値をも高める「より良い住まい」はどう作り上げるのか。成熟したデザイン大国の事例に目をこらしてみよう。

伝統を生かす改築 「浮かれた贅沢でなく、暮らしの豊かさを見つめ直す。」 —改修文化—

日本の伝統は？

—石の文化— “土地の造形”等の現状保存と憶測の余地のない再建 *—破壊する都市から改修する都市へ—*

— the old city and the old harbour —　東洋の真珠　「より良い住まい」—都市長崎

2018年(平成30年)11月20日 火曜日

長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様
長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様
長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様
長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様
長崎市議会議長 五輪清隆 様
長崎市文化財審議会 会長 下川達彌 様

養生所を考える会 代表 池知和恭

長崎市の養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いに関する件(養生所病院区域)

標記の件、2018年(平成30年)11月10日 土曜日 に養生所/(長崎)医学校等遺跡の養生所病院区域を現地確認しました処、長崎市の史跡指定に関する長崎市が示す範囲である"明治元年以前の精得館迄の全てを守る(2018年(平成30年)11月8日 木曜日 長崎市教育委員会教育総務部長室に於ける長崎市と当会等との意見交換会での長崎市長崎市文化観光部文化財課長大賀史郎様の説明)"に関して、遺跡破壊及び遺跡破壊の可能性がありますので、調査の上、遺跡破壊及び遺跡破壊の可能性のある行為について至急停止する措置をお取り下さいますようお願い申し上げ、要望致します。

記

Ⅰ. 遺跡及び遺構及び遺物について

1. 対象とする遺跡及び遺構及び遺物

(1) 養生所以前のポンペの病院(『長崎市歴史文化基本構想』に記載)の可能性に関する遺跡及び遺構及び遺物、及び、養生所の病院に関する遺跡及び遺構及び遺物、及び、精得館の病院に関する遺跡及び遺構及び遺物

2. 対象とする遺跡及び遺構及び遺物の要素 (遺跡としての実態)

(1) 土地の造成又はその痕跡 ("土地の造形"に関して)

① 土地の切土、盛土、地表加工の痕跡、地中加工の痕跡等、土地の造成に関する加工又その痕跡又その他の遺物

② 土羽の形成・石垣・石段・敷石等、土地の保守保全に関する加工/建造物又その痕跡又その他の遺物

(2) 建造物又はその痕跡 (一部に"土地の造形"に関する事象を含む)

① 建物(建物基礎/柱穴を含む)・土塁・堀・塀・井戸等、土地の用役に関する加工/建造物又はその痕跡又その他の遺物

Ⅱ. 遺跡の形成時期や用途や状態等遺跡の評価が未定の遺跡遺構の取扱いについて

1. 遺跡の形成時期や用途や状態等遺跡の評価が未定の遺跡の範囲を含む遺跡及び遺構及び遺物の破壊及び遺跡及び遺構及び遺物の破壊の可能性のある行為について至急停止する措置をお取り下さいますようお願い申し上げ、要望致します。

(1) 養生所/精得館病院の敷地西部の冠木門付近一帯の柱穴痕について、当会の池知和恭は、2015年(平成27年)当時、長崎市文化観光部文化財課の学芸員様から、強く「養生所より古いと思う。何(の施設)かはわからない。」との見解を聞いており、考古学上の一定の根拠がある、と推察できます。しかしながら、その後、当該柱穴痕について、明確な言及がなく、未だ、評価が未定である印象を受けています。

(2) 当該柱穴痕の如く、評価が未定の遺跡及び遺構及び遺物の破壊及び遺跡及び遺構及び遺物の破壊の可能性のある行為について至急停止する措置をお取り下さいますようお願い申し上げ、要望致します。

(3) 養生所/精得館病院の敷地西部の冠木門付近一帯、及び、養生所/瀬得館病院の敷地内に散在する柱穴痕について、① 複数の古写真の検討より、冠木門付近の南北の建物は、幕末から明治期にかけて敷地内外一帯にかけて複数の増改築があること、② 慶應年間と考えられる精得館病院冠木門前の学生達 (緒方惟準他)の集合写真より、養生所/精得館病院の南北二階建病棟及び平屋建連結棟の内庭に建物等建造物が存在すること、が確認でき、遺跡の発掘調査で検出された柱穴痕は、養生所/精得館ー医学校の施設によるものである、又、江戸期の養生所/精得館の施設によるものである一定の蓋然性があります。

(4) 私達 当会は、当該柱穴痕群は、江戸期の養生所/精得館、又、明治期の長崎府医学校以降の施設によるものである一定の蓋然性があることより、当該遺構の現状保存を要望します。
当該柱穴痕群を含む遺跡及び遺構及び遺物の破壊及び遺跡及び遺構及び遺物の破壊の可能性のある行為について至急停止する措置をお取り下さいますようお願い申し上げ、要望致します。

Ⅲ. 見解の相違の存する遺跡遺構について

1. 相違する見解の存する遺跡の範囲を含む遺跡及び遺構及び遺物の破壊及び遺跡及び遺構及び遺物の破壊の可能性のある行為について至急停止する措置をお取り下さいますようお願い申し上げ、要望致します。

(1) 養生所/(長崎)医学校等遺跡の養生所等病院の南北二階建二棟を連結する平屋建棟付近の建物基礎等について、かねてより、長崎市文化観光部文化財課と養生所を考える会に見解の相違があります。当該遺跡遺構について、長崎市文化観光部文化財課は、昭和11年当時の長崎保健組合小島病院の遺跡遺構とし、養生所を考える会は、江戸期から明治期に連続する養生所/精得館/長崎府医学校等の病院の平屋建連結棟の遺跡遺構と推定します。

Ⅳ. 遺跡又は遺構の評価を補完する資料について

1.「養生所の平面図」の存在について情報提供を受けています。当該資料の閲覧や写しの交付の可能性について問合せ中です。

(1) 当該資料の入手により、養生所/(長崎)医学校等遺跡の実態解明が進展する可能性があります。

(2) 当該資料は、養生所等病院遺跡遺構等、見解の相違が存する遺跡の未解決事象の解決への糸口となる可能性があります。

(3) 当該資料の入手、及び、当該資料及び遺跡の検討が完了するまで、当該の相違する見解の存する遺跡の範囲を含む遺跡及び遺構及び遺物の破壊及び遺跡及び遺構及び遺物の破壊の可能性のある行為について至急停止する措置をお取り下さいますようお願い申し上げ、要望致します。

V. 添付資料

1. 写真　例示

(1)『写真1　養生所病院遺跡 一帯 2018年(平成30年)11月初旬の状況』
　2018年(平成30年)11月10日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

①土地の造成又はその痕跡(土地の切土、盛土、地表加工の痕跡、地中加工の痕跡等)に留意。

②評価の未定の遺跡及び遺構及び遺物に留意。

③見解の相違のある建造物又はその痕跡に留意。

④養生所敷地南端部及び当該区域の大楠の伐採や地面や法面の埋蔵、養生所運用区域(養生所敷地西側)及び当該区域の地面や井戸の埋蔵等に関する未調査区域の状況に留意。

⑤養生所等病院敷地南端部は、昭和32年頃の長崎市道稲田町6号線の拡幅の為の小島病院敷地掘削の残土の盛土(石垣法面部分)、及び、当該敷地南人道の拡幅に関する盛土によって、養生所病院/精得館病院/長崎府医学校病院－小島病院の敷地地面及び南部切土法面(養生所－小島病院の敷地の南部における切土による境界線遺構:土羽の可能性あり)が埋蔵されていると推定できる。

⑥養生所運用区域(養生所敷地西側)は、養生所の為の畑地等に運用された土地(買収か借用か不明)が、明治期の梅毒病院－昭和28年以前に閉鎖された小島病院までに複数回盛土されて、施設の建屋の敷地に編入されたと推定できる。養生所/精得館のための土地の地面や井戸が埋蔵されていると推定できる。

⑦2018年(平成30年)11月8日 木曜日 長崎市教育委員会教育総務部長室に於ける長崎市と当会等との意見交換会で当会が出席した長崎市の理事者諸氏にV－1－(1)－④の当該未調査区域の遺跡発掘調査を要望し、現在未回答。

⑧2018年(平成30年)11月9日 金曜日　2018年(平成30年)11月8日 木曜日 長崎市教育委員会教育総務部長室に於ける長崎市と当会等との意見交換会で長崎大学名誉教授(医学部)相川忠臣先生が長崎市の理事者諸氏に問い合わせて回答のなかった養生所病院敷地南西隅の工事につき長崎県教育庁学芸文化課に問い合わせ中、現在未回答。
当該写真に撮影されている養生所病院敷地南西隅の新しいコンクリート用悪水路その他構造物の設置により想定される土地の掘削に対する長崎市の遺跡取扱いについて留意。

(2)『写真2　養生所病院遺跡 南部一帯 2018年(平成30年)11月初旬の状況』
　2018年(平成30年)11月10日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

①養生所等病院敷地南端部/大楠の伐採や地面や法面の埋蔵、養生所運用区域(養生所敷地西側)/地面や井戸の埋蔵等に関する未調査区域の状況に留意。

(3)『写真3　養生所病院遺跡 土地表面加工痕 2016年(平成28年)11月末の状況』
　2016年(平成28年)11月30日 水曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

①土地の造成又はその痕跡(土地の切土、盛土、地表加工の痕跡、地中加工の痕跡等)に留意。

②養生所/(長崎)医学校等遺跡の全ての範囲の土地が、当該事象に関する何らかの人類の活動の痕跡を残す遺跡であり遺構であることに留意。

(4)『写真4　養生所病院遺跡 敷地西部付近一帯 2015年(平成27年)10月下旬の状況』
　2015年(平成27年)10月下旬　養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

①養生所病院の敷地西部の冠木門付近敷地内外一帯、及び、敷地内一帯の柱穴痕に留意。

(5)『写真5　精得館病院冠木門前の学生達(緒方惟準他:慶應年間)』
　2018年(平成30年)早春　Prof.　Harmem　Beukers　の提供

①精得館病院の南北二階建病院棟と平屋建連結棟の内庭に建物等の建造物が存在することが確認できる。

(6)『養生所/(長崎)医学校等遺跡について　(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)　1 養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表　及び　当該掲載写真　2 長崎病院遺跡に関係する古写真一覧表　及び　当該掲載写真』
　2018年(平成30年)5月31日 木曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

①養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する土地の在り方や施設の変遷が確認できます。

2. 書面　「養生所の図面」の存在について

(1)『養生所/(長崎)医学校等遺跡について』(FAX送信控)
　2018年(平成30年)11月18日 日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

3. 資料　養生所病院・井戸・明治40年頃の県立長崎娼妓病院・昭和11年頃の長崎保健組合小島病院等について
　　長崎市文化観光部文化財課の見解 及び 養生所を考える会の見解

(1)『養生所/(長崎)医学校等遺跡　病院区域の土地と建物の変遷の推定』
　2018年(平成30年)5月31日 木曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭
　改訂1:2018年(平成30年)11月10日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(2)『養生所/(長崎)医学校等遺跡内の養生所病院－小島病院敷地に於ける長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への考古学上傍証資料からの検証の為の作成図面』
　2018年(平成30年)1月28日 日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭
　改訂2:2018年(平成30年)8月15日 水曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(3)『小島養生所跡(旧体育館)検出遺構について』
　2017年(平成29年)12月21日木曜日　長崎市文化観光部文化財課長大賀史郎氏より当会 池知和恭 に手交

(4)『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』
　2017年(平成29年)12月21日木曜日　長崎市文化観光部文化財課長大賀史郎氏より当会 池知和恭 に手交

以上

連絡先
養生所を考える会　代表　池知和恭
〒852－8127　長崎県長崎市大手二丁目十七－四十六－－〇二
携帯電話 [redacted]

長崎市の養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いに関する件(養生所病院区域)　添付資料　1. 写真　例示

2018年(平成30年)11月20日 火曜日　養生所を考える会 代表　池知和恭

(1)『写真1　養生所病院遺跡 一帯 2018年(平成30年)11月初旬の状況』 2018年(平成30年)11月10日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

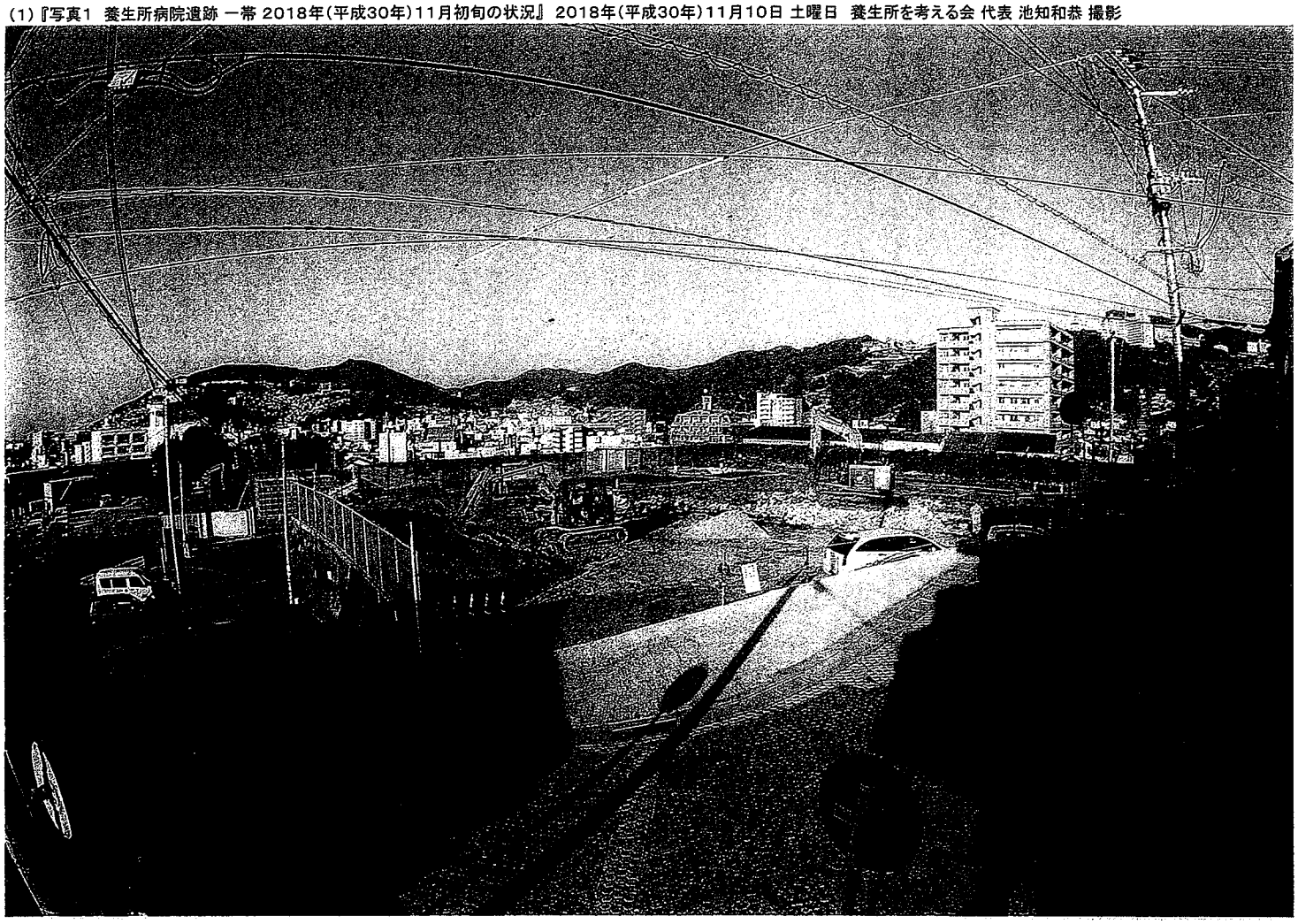

(2)『写真2　養生所病院遺跡 南部一帯 2018年(平成30年)11月初旬の状況』 2018年(平成30年)11月10日 土曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

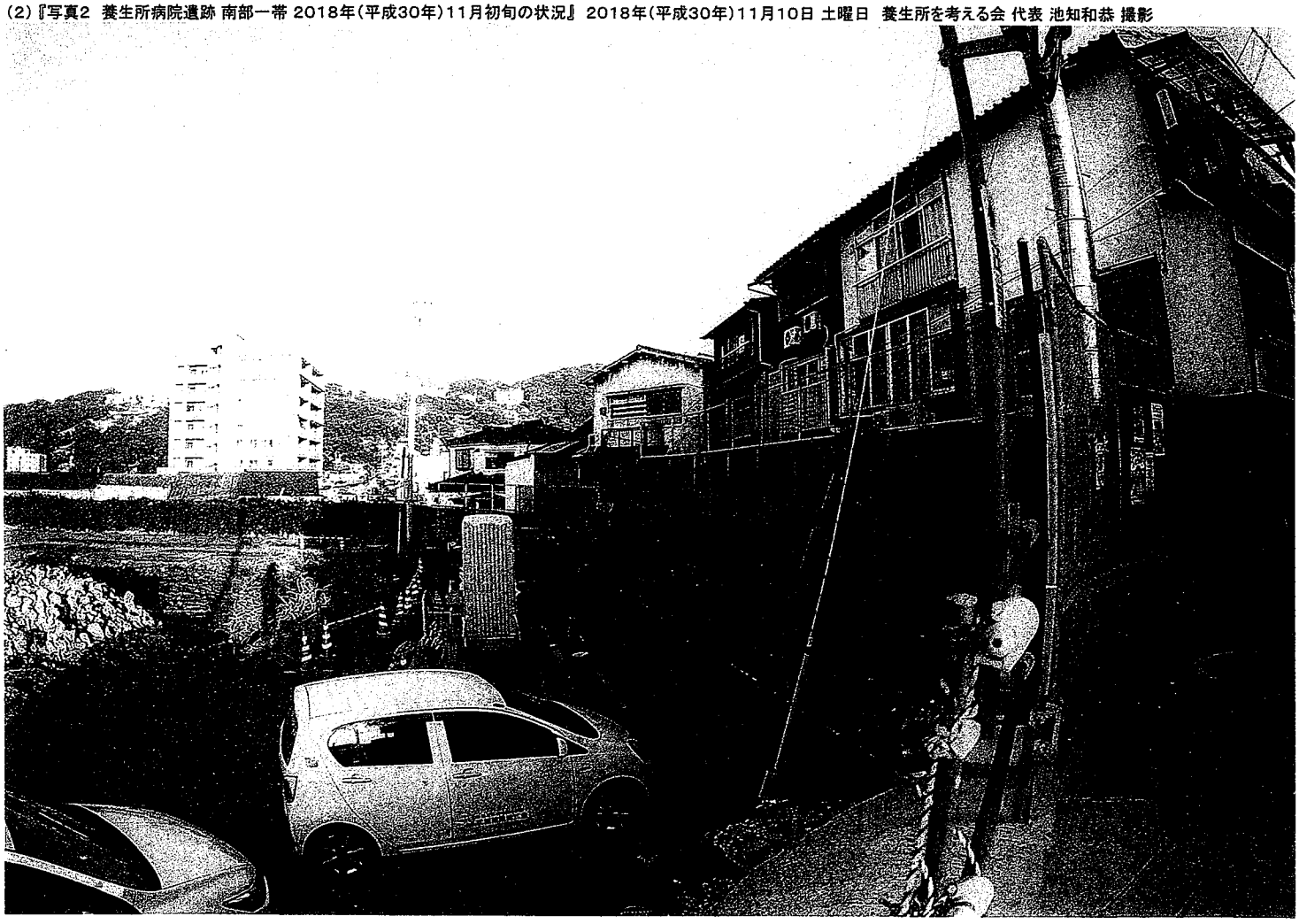

(3)『写真3 養生所病院遺跡 土地表面加工痕 2016年(平成28年)11月末の状況』 2016年(平成28年)11月30日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

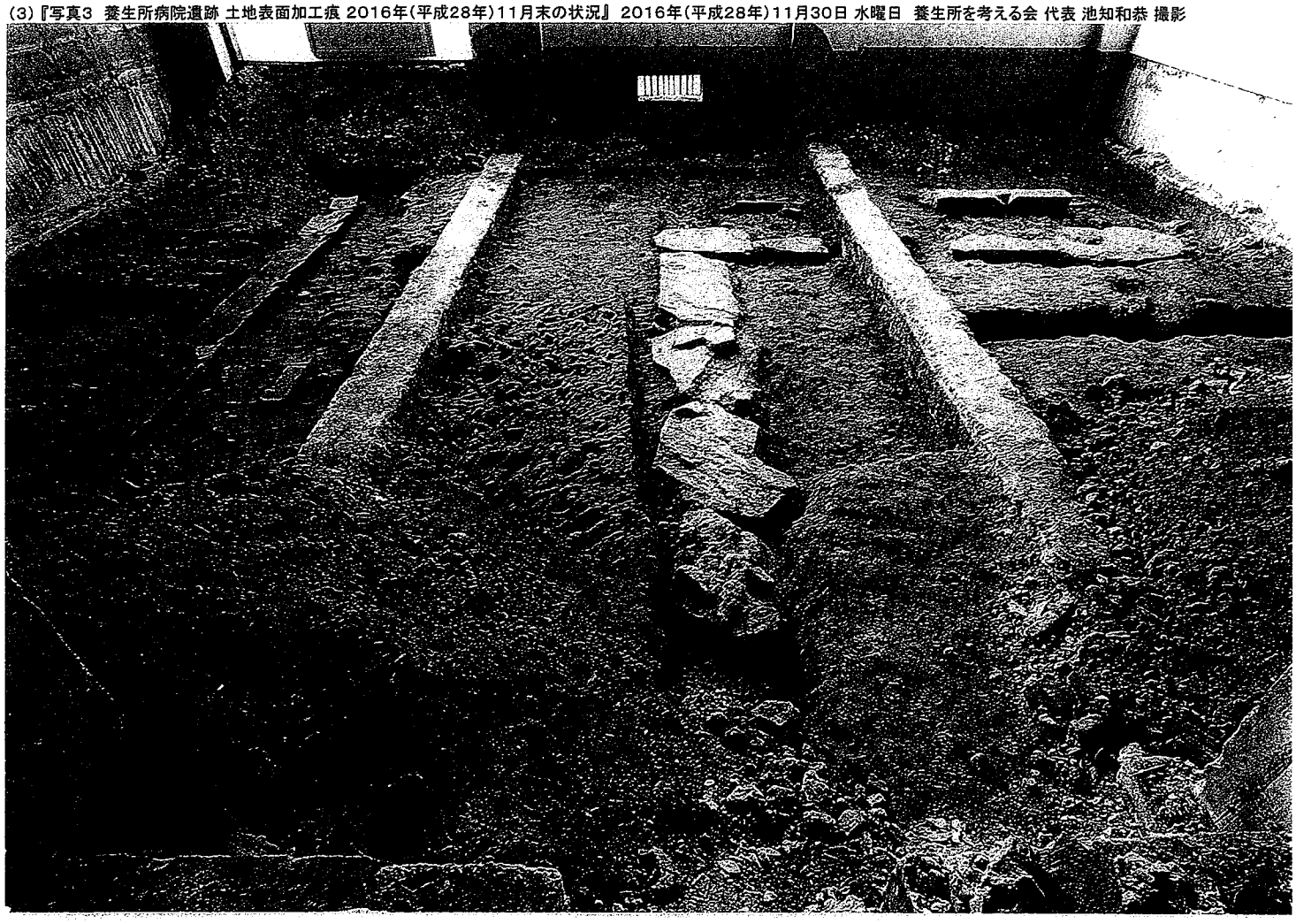

(4)『写真4 養生所病院遺跡 敷地西部付近一帯 2015年(平成27年)10月下旬の状況』 2015年(平成27年)10月下旬 養生所を考える会 代表 池知和恭 撮影

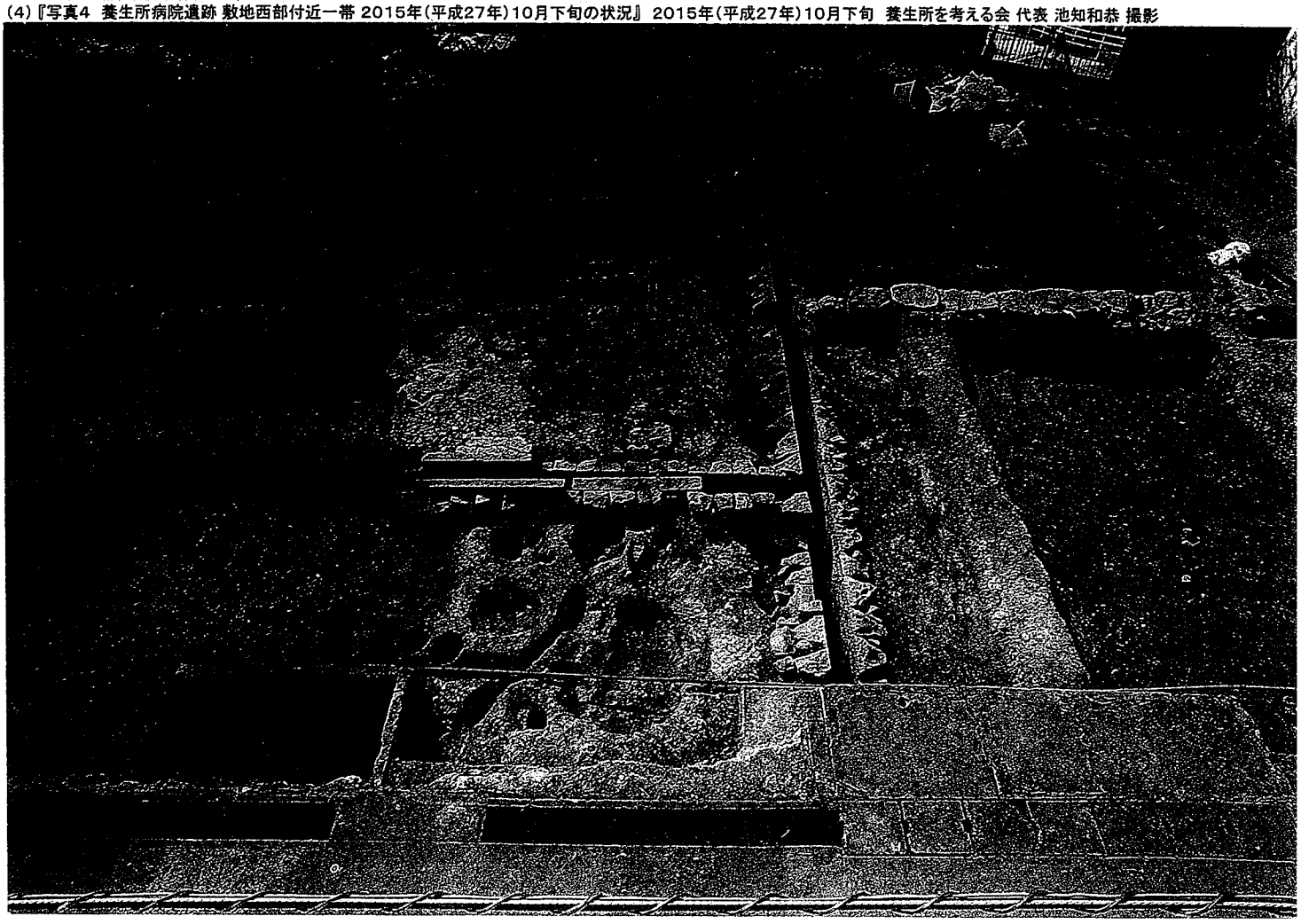

(5)『写真5　精得館病院冠木門前の学生達（緒方惟準他：慶應年間）』　2018年(平成30年)早春　Prof.　Harmem　Beukers　の提供

養生所/(長崎)医学校等遺跡について

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1 養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表 及び 当該掲載写真

2 長崎病院遺跡に関係する古写真一覧表 及び 当該掲載写真

2018年(平成30年)5月31日 木曜日

作成者

〒852-8127
長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 電　　話 [redacted]
携帯電話 [redacted]

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

番号 YI	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 要件と図像の変化と留意点
1	『稲佐山から見た長崎鳥瞰』	長崎港 長崎市街 精得館	モノクローム	290×240	撮影者未詳	ボードインコレクション(1)	慶応元年(1865年)頃	長崎	稲佐山 中腹	東南	長崎大学附属図書館	6165	121-15-0	1864年	写真6158と近い時期か
2	『長崎鳥瞰』	長崎市街・精得館	モノクローム	291×206	A.F.ボードイン	ボードインコレクション(1)	慶応元年(1865年)頃	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	6158	121-8-0	1865年頃	分析窮理所南に小屋が見えます。 医学所の西面の壁が黒く見えます。 分析窮理所の破風は白です。
3	『小島付近墓地からの市街地』	長崎市街・精得館	モノクローム	289×213	F.ベアト	F.ベアト	慶応元年(1865年)以降	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	1292	28-27-0	1864年	分析窮理所南に小屋が見えます。 医学所の西面の壁が明るい階調に見えます。
4	『長崎のパノラマ(10)』	長崎市街・精得館	モノクローム着彩	856×157	未詳	ボードインコレクション(5)	慶応元年(1865年)以降	長崎	東山手の丘	東東北	長崎大学附属図書館	6678	124-351-0	1865年	分析窮理所南の小屋が撤去され、解剖室建屋が付加されています。 医学所の西面の壁が明るい階調に見えます。
5	*精得館病院冠木門前の学生達*	精得館病院冠木門付近 緒方惟準他学生達	モノクローム	—	—	—	慶応元年(1865年)以降	長崎	精得館病院冠木門西	北東	Prof. Harmen Beukersの提供	—	—	—	精得館病院冠木門北の建物西面の窓の様子は長崎大学目録番号6678の写真の様子と似ています。
6	『養生所の写真』精得館構内	精得館(医学所・病院) 仁田頭	モノクローム	—	—	『松香遺稿』(『松香私志』) 長崎談叢第六十六輯	慶応年間(1865-68年)	長崎	精得館の分析窮理所屋上の気象観測所	南	—	—	—	—	左長崎談叢背木記事:*Acta Medica Nagasakiencia. Vol.2 No.1,p.1-4,1940-1941.「長崎における最初の国立医学教育施設の設立」高木純五郎 第1図* 病院冠木門南の建物西面に高窓状構造物が増設。
7	『小島養生所と長崎市街地(2)』	精得館・長崎市街	モノクローム	202×173	F.ベアト	F.ベアト等アルバム	慶応年間(1865-68年)	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	5383	104-20-0	1865年頃	医学所冠木門北の建物西面の窓下に構造物が付加され、解剖室に勝手口を設置。 医学所の西面の壁がやや暗い階調に見えます。 分析窮理所の破風に大きめの斑点が見えます。
8	*『A.F.ボードイン博士と長崎の医学生たち』*	A.F.ボードイン 吉雄圭斎 と緒方惟準、松本銓太郎、学生達	モノクローム	230×140	A.F.ボードイン	ボードインの焼損写真集	慶応四年(1868年)初以前	長崎	(精得館の病院内庭)	(北)	長崎大学附属図書館	7238	136-45-0	1865年頃	◎文久二年(1862年)ボードインは来崎 ◎慶応四年初ボードインは大坂に向かいます。 背景建物は精得館の建物ではないと考えられます。 ボードインの居宅でしょうか。位置は、居留地、出島、精得館周辺の洋館の可能性がありそうです。
9	『長崎医学校』	長崎県病院医学校 長崎市街	モノクローム	86×59	(上野彦馬)	ポッターアルバム	明治三年(1870年)頃 明治元年唐人屋敷分割始後 明治三年唐人屋敷消失以前か	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	7152	135-32-0	1875年	◎明治三年ヘールツは出島に住所があります。 医学校東部に新しい寄宿舎、西部に平屋建洋館(ヘールツの居宅の蓋然性が高い)、病院冠木門南に単立の二階屋が設置されています。 養生所病院西面壁、医学所西面壁、旧分析窮理所破風が黒く見えます。
10	*『長崎医学校の学生たち』*	マンスフェルト レウエン・ヘールツ 長与専斎と学生達	モノクローム	295×220	(上野彦馬)	マンスフェルトアルバム	(明治三年から明治四年(1871年)初)	長崎	(長崎県病院医学校の病院内庭)	(東)	長崎大学附属図書館	M048	M-48-0	1871年頃	長崎県病院医学校の病院の玄関前で撮影された可能性がありますが、出島等他の場所で撮影された可能性もあります。
11	『長崎の病院』	長崎医学校/第六大学校醫学部/第五大学校醫学部/長崎医学校の病院の南病棟	モノクローム	149×77	(マンスフェルト)	マンスフェルトアルバム	明治7年(1874年)以前	長崎	仁田頭	北	長崎大学附属図書館	M005	M-5-0	1871年頃	病院南病棟西部屋根に旧冠木門北に設置された単立の二階屋が南の切妻を見せて連結、旧分析窮理所西の屋根に建屋が連結されています。
12	『分析究理所』	ヘールツ 分析窮理所構内	モノクローム	163×178	(マンスフェルト)	マンスフェルトアルバム	明治7年(1874年)以前	長崎	分析窮理所敷地西南部	北	長崎大学附属図書館	M010	M-10-0	1871年頃	◎明治7年ヘールツは東上します。 旧分析窮理所西より屋根に登る梯子が設置されています。背景に北寄宿舎が見えます。
13	『小島養生所と長崎市街地(1)』	長崎病院 又は長崎病院医学教場 長崎市街	モノクローム	266×195	上野彦馬	上野彦馬アルバム	明治7年以降明治11年(1878年)以前	長崎	午砲の山 中腹	北	長崎大学附属図書館	5306	102-12-0	年代未詳	明治11年1月8日長崎病院医学教場を長崎醫学校とします。病院南棟と北棟間西部旧冠木門付近に一体に連結された二階屋を設置。旧医学所を改築、明治11年以前の図面、明治11年以後の図面を参照方。
14	『小島からの長崎医学校と唐人屋敷』	長崎病院 又は長崎病院医学教場 長崎市街	モノクローム	275×214	(上野彦馬)	—	明治7年以降明治11年(1878年)以前	長崎	小島の最初の丘(雷ヶ丘)の頂部を西へ下る	西西北	長崎大学附属図書館	6066	118-40-0	1874頃	病院東部の建屋配置は写真M005と同一です。旧分析窮理所の煙突を喪失。北部の寄宿舎が確認できません。
15	『小島養生所と長崎市街地(3)』	長崎病院 又は長崎病院医学教場 長崎市街	モノクローム	270×208	撮影者未詳	—	↑ 明治7年9月24日立山に官立長崎医学校を設立	長崎	↑	西西北	長崎大学附属図書館	6128	120-18-0	年代未詳	写真6066と同一写真
16	『公文附属の図・二三九号長崎県下佐古墳墓写真 合葬墓遠景之図』	佐古墳墓/梅毒病院 甲種県立長崎醫学校 長崎市街	モノクローム	—	—	—	明治16年(1883年)12月	長崎	午砲の山 中腹低部	北	国立公文書館	附A00239100 003 本館		—	明治14年旧病院を改築して長崎病院附属梅毒病院を開設、明治15年長崎病院より独立します。北棟二階建のまま、南棟平屋建に改築の二棟構成か。旧医学所及び東寄宿舎撤去、北二棟曲屋形寄宿舎新設。
17	『高野平からの小島山手遠望』	長崎市街 第五高等中学校医学部 長崎梅毒病院	モノクローム着彩	259×205	撮影者未詳	—	明治22年(1865年)以降明治24年頃迄	長崎	風頭山付近か(未確認)	西西北	長崎大学附属図書館	2871	58-11-0	年代未詳	明治22年長崎梅毒病院改築が竣工。病院で北病棟が平屋建、北病棟東端の厠と敷地東北隅の小屋を喪失、南病棟の西1/3程を短縮、南北病棟間内庭に寄棟二階建洋館が新設、視認不能だが西部に平屋建洋館新設及び北病棟短縮の可能性(本紙整理番号33)。病院敷地北面と東面を削減し西面を拡張し又井戸を敷地内に取込んだ可能性、敷地東面石垣高は写真6066と比較して縮小し根石は水平か、敷地東北隅の石垣上部に傾斜切欠と其中央に階段が見える様。医学校南部に体操場を、同正門東に小型建物を視認。他は明治15年現在の図面を参照方。

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

番号 YI	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 要件と図像の変化と留意点
18	図3『甲種長崎医学校正門と校務室(階下)および新講堂(階上)』	甲種長崎医学校正門と校務室(階下)および新講堂(階上)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十九輯 昭和五十七年十二月二十日発行 「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と県立長崎病院」青木義勇 P140	—	長崎	長崎医学校又は分教場正門北西路上	東南	—	—	—	—	『佐古分校』と同じ写真ですが、トリミングが異なり画質が劣ります。 附記からすると甲種長崎医学校時代に撮影された可能性がありますが不明です。
19	『佐古分校』	第五高等中学校医学部 第五高等学校医学部等 分教場 正門一帯	モノクローム	—	—	長崎医学専門学校 大正6年(1917年)卒業アルバム	明治22年(1865年)以降 明治35年頃迄	長崎	分教場北隣接道路上	東南	—	—	—	—	当該写真は、大正期の小学校卒業写真と比較し、旧医学校講堂棟に損傷が少ない為、明治期の分教場時代の写真と推測します。 正門手前道路は石畳等で全面舗装されていません。
20	『第一回卒業生 尋常科 高等科 明治四十四年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	卒業記念写真 佐古小アルバム	明治44年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。
21	『第二回卒業生 尋常科 高等科 明治四十五年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	卒業記念写真 佐古小アルバム	明治44年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。 向かって左の後方に平屋建の北病棟と南北病棟間の内庭中央の寄棟屋根二階建洋館が見えます。
22	『大正元年十一月 現在職員』	長崎市佐古尋常高等小学校 現在職員 旧医学校新講堂建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正元年11月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧甲種長崎医学校の新講堂玄関を背景に選択。 玄関前面に半円形三段程の石段が見えます、中央は天板付二石材、両側は天板なし一石材です。
23	『第四回卒業生 大正三年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正3年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。 当時の敷地東部境界線付近の様子がわかります、敷地東方は旧分析究理所建築平面よりやや高いようです。
24	『第十一回卒業生 大正十年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧医学校新講堂建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正10年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧甲種長崎医学校の新講堂玄関を背景に選択。 玄関両罠とその庇は応急修理と推測します。玄関前面に半円形三段の石段が見えます、向かって左側は天板なし一石材。西部に石造練塀が見えます。
25	『第十二回卒業生 大正十一年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正11年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧精得館の分析窮理所建物を背景に選択。 向かって左後方の病院の寄棟屋根二階建洋館の壁が黒くなっています。 敷地東方は当時の地図に養鶏場とあります。
26	『第十二回卒業生 大正十一年三月』	長崎市佐古尋常高等小学校 教員と卒業生 旧医学校新講堂建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	大正11年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	西南	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	◇旧甲種長崎医学校の新講堂玄関を背景に選択。 旧新講堂建物の基礎や建物南部の附属施設を視認(ヘールツ・ハウス附属施設遺構の可能性)。建物北東部に礫の構造物、建物一帯の排水の為に斜面を形成したと推測、排水溝が構築されるのはさらに後世か。
27	『大正14年の様子』 ～鉄筋コンクリート3階建校舎竣工～ ～現在のプールの場所です～	長崎市立佐古小学校 大正14年竣工の鉄筋コンクリート3階建校舎	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	大正14年か	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北北東	—	—	—	—	大正14年3月31日鉄筋コンクリート三階建校舎竣工(建坪286坪余)。 新築当時か。 建物南に隣接する地面が築造後間もないと見える。
28	『大正14年の校舎』 手前はトイレ	長崎市立佐古小学校 大正14年竣工の鉄筋コンクリート3階建校舎とその南部のトイレ	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	大正14年か	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	南南西	—	—	—	—	大正14年3月31日鉄筋コンクリート三階建校舎竣工(建坪286坪余)。 新築当時か。 西部に柵が見えます。
29	『1865年建築の分析究理所の近影』	旧分析究理所建物一帯	モノクローム	—	(高木教授)	長崎談叢 第六十六輯 昭和五十七年十一月十五日発行 「長崎医科大学諸教授の医学史と洋学伝来史に関する欧文論文」青木義勇訳注	大正14年以降 昭和10年3月以前 (昭和6年以降か)	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南東	—	—	—	—	大正14年12月25日高低二段の運動場の改修工事竣工。 左長崎談叢青木記事:*Acta Medica Nagasakiencia. Vol.2 No.1,p.1-4,1940-1941.「長崎における最初の国立医学教育施設の設立」高木純五郎 第3回* 運動場平面切下げ、分析究理所後背に明治40年~大正8年に完成の木造二階建校舎。昭和6年以前か。
30	『第二十五回尋常科卒業生 昭和十年三月』	尋常科卒業生 大正十三年竣工の鉄筋コンクリート三階建校舎	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和10年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南南西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	旧分析窮理所北石垣斜面に手摺設置。(本紙整理番号29の旗竿は設置されてないと見える。)
31	『現佐古小學校校舎一部 元分析窮理所(平屋百二十坪) (昭和十一年三月十一日長崎要塞司令部検閲済)』	旧分析究理所建物	モノクローム	—	—	絵葉書 佐古小写真群	昭和6年以降 昭和11年3月以前	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南東	—	—	—	—	昭和6年5月21日校舎(206坪その他水洗便所1棟)竣工し、理科、手工、音楽、載緯図画家事の特別教室新設。 旧分析窮理所建物北西至近距離に旗竿設置。
32	『西洋醫學發祥地遺跡(現長崎保健組合小島病院)』	現長崎保健組合 小島病院	モノクローム	—	—	昭和十一年長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 第六十二図版	昭和11年以前	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校舎	東南	—	—	—	—	小島病院西に隣接する道路は石畳であったと聞く。 現在の長崎市道稲田町館内町1号線の東部は舗装されておらず、西部から東部へ未舗装部分に高低差あり。北面石垣西部根石付近石垣は作行が相違。
33	『西洋醫學發祥地構内記念碑(其の一)』	長崎保健組合 小島病院 敷地内 『養生所趾』記念碑	モノクローム	—	—	昭和十一年長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 第六十三図版	昭和11年以前	長崎	長崎保健組合 小島病院 敷地内	北北西	—	—	—	—	整理番号33:長崎談叢青木義勇訳注記事に掲載の*Acta Medica Nagasakiencia. Vol.2 No.1,p.1-4,1940-1941.「長崎における最初の国立医学教育施設の設立」高木純五郎 第4回* 上:林 郁彦学長揮毫、上左:Pompe v.M.の像、上右:松本良順の像、下:Pompe v.M.『日本における5年』の挿絵病院全景、片面:オランダ大使J.C.Pabstの詩。 注(13)現在の佐古小学校別棟の地、石段を昇ったすぐ左手にあった。後方には当時この碑のすぐ裏手まで木造校舎が延びていた。この碑は昭和三十二年長大医学部構内に移され、代りに原碑のブロンズ中最も意義が深い林学長揮毫「養生所趾」を主体にした新記念碑が、場所を変え、同校本棟運動場に面する玄関付近に設置された。
34	『西洋醫學發祥地構内記念碑(其の二)』	長崎保健組合 小島病院 敷地内 『養生所趾』記念碑	モノクローム	—	—	昭和十一年長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 第六十四図版	昭和11年以前	長崎	長崎保健組合 小島病院 敷地内	北西	—	—	—	—	
35	『養生所の記念碑』	小島病院 敷地内 『養生所趾』記念碑	モノクローム	—	(高木教授)	長崎談叢 第六十六輯 昭和五十七年十一月十五日発行 「長崎医科大学諸教授の医学史と洋学伝来史に関する欧文論文」青木義勇訳注	昭和11年以降 昭和15年以前	長崎	小島病院 敷地内	北	—	—	—	—	

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

養生所/(長崎)医学校等遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

番号 YI	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 要件と図像の変化と留意点
36	『縣立高女専攻科生 昭和十四年一月』	教員と縣立高女専攻卒業生 旧分析窮理所建物 昭和6年竣工校舎 東部拡張した運動場	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和14年1月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	南西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和14年1月5日運動場拡張工事完了(317坪)。背景に、旧分析窮理所建物、昭和6年竣工の特別教室等校舎、昭和14年に東部を拡張した運動場、が見えます。
37	『昭和十六年三月 清水校長ト校舎』	清水校長、長崎市佐古尋常高等小学校 構内 旧分析窮理所建物、鉄筋コンクリート三階建校舎	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和16年3月	長崎	長崎市佐古尋常高等小学校 校庭	北	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和16年4月1日長崎市佐古国民学校となる。
38	『二三年生』	長崎市立佐古小学校 教員と卒業生 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	(昭和23年)	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	西北	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和22年4月1日長崎市立佐古小学校となる。 旧精得館の分析窮理所建物の窓ガラスが複数破損しています。
39	『旧職員室 昭和二十五年六月二十一日 解体』(二葉)	長崎市立佐古小学校 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和25年6月21日	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北 北西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和25年6月20日文久元年幕府医官松本良順、蘭医ポンペの設立になる養生所の旧職員室解体工事着手。
40	『旧職員室 昭和二十五年六月二十一日 解体』(左上)	長崎市立佐古小学校 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和25年6月21日	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	旧精得館の分析窮理所建物の多数の破損した窓ガラスが木の板でふさがれています。
41	『旧職員室 昭和二十五年六月二十一日 解体』(右下)	長崎市立佐古小学校 旧分析窮理所建物	モノクローム	—	—	記念写真 佐古小アルバム	昭和25年6月21日	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北西	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	旧精得館の分析窮理所建物の入母屋屋根の北東隅端部が破損しています。
42	昭和31年(創立50周年) 『吉岡実雄氏寄贈の二宮尊徳像』	長崎市立佐古小学校 二宮尊徳像、木造二階建校舎玄関付近 昭和6年竣工木造校舎	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	昭和31年	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	北	—	—	—	—	明治40年から大正8年に築造増築された木造二階建校舎の玄関付近、当該玄関付近に設置された二宮尊徳像、背景に昭和6年竣工の木造校舎が見えます。
43	『昭和四十年頃 佐古小学校』(三葉)	長崎市立佐古小学校	モノクローム	—	—	佐古小写真群	昭和40年頃	長崎	①東山手の丘 ②佐古小 鉄筋コンクリート三階建校舎 ③佐古小 校庭	東北 東南 南南東	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	昭和25年10月5日運動場拡張工事完工。昭和32年3月1日南校舎の敷地に鉄筋二階建校舎(6教室及び講堂)落成、落成式並びに創立50年式典挙行。昭和45年11月22日木造校舎中央部解体、昭和46年3月31日改装コンクリート二階建完了。昭和48年8月21日木造校舎2教室取り壊し校舎改築工事開始、昭和49年3月30日鉄筋コンクリート校舎建築工事完了。
44	『昭和40年頃』	長崎市立佐古小学校 全景	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	昭和40年頃	長崎	長崎市立佐古小学校 鉄筋校舎北塔上	東南	—	—	—	—	『昭和四十年頃 佐古小学校』(三葉)中段 ② と同一の写真である可能性があります。
45	『昭和40年頃』	長崎市立佐古小学校 近景	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	昭和40年頃	長崎	長崎市立佐古小学校 校庭	南	—	—	—	—	庁務員舎東部が増築されています。
46	佐古小アルバム (六冊)	佐古小アルバム	カラーポジ	原版 24×36	池知和恭	記念写真 佐古小アルバム	平成24年(2012年)10月30日火曜日	長崎	長崎市立佐古小学校 校長室にて	—	池知和恭	—	—	—	平成24年(2012年)10月30日火曜日池知和恭が長崎市立佐古小学校に馬場昭洋校長先生を訪問して同校校長室に保管の写真群を校長室にて複写又は撮影しました。(所蔵者欄:複写/所蔵池知和恭20葉)
47	佐古小写真群 (十五葉)	佐古小写真群	カラーポジ	原版 24×36	池知和恭	佐古小写真群	平成24年(2012年)10月30日火曜日	長崎	長崎市立佐古小学校 校長室にて	—	池知和恭	—	—	—	平成24年(2012年)10月30日火曜日池知和恭が長崎市立佐古小学校に馬場昭洋校長先生を訪問して同校校長室に保管の写真群を校長室にて複写又は撮影しました。(所蔵者欄:複写/所蔵池知和恭20葉)
48	『ありがとう佐古小学校 Sako Forever 1906～2015 長崎市立佐古小学校 閉校記念誌 平成28年3月』	—	モノクローム	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう 佐古小学校～	—	長崎	—	—	長崎市立図書館	—	—	—	閉校記念誌 ～ありがとう佐古小学校～ 発行日 平成28年2月28日 発行者 佐古小学校閉校実行委員会 編集 佐古小学校閉校実行委員会記念誌部 編集事務局 長崎市立佐古小学校 〒850-0837 長崎市中小路1丁目7番15号 TEL095-822-2180 FAX095-822-2575 印刷・製本 平和堂オフセット印刷

※写真の配列は、原則として、要件と画像の変化より、撮影年代順です。

長崎病院遺跡に関係する古写真一覧表

2018年(平成30年)3月21日 水曜日 蕊生所を考える会 代表 池知和恭

番号 NB	『題名』又は 内容	撮影対象	色彩	形状	撮影者	アルバム名 収録資料	撮影時期	撮影地	撮影地点	撮影方向	所蔵者	目録番号等	整理番号等	備考 長大D/B	備考 留意点と図像の変化
1	『明治初年の長崎病院』	長崎病院(正門外より)	モノクローム	—	—	『長崎医学百年史』口絵	明治期	長崎	長崎病院正門外	南東	—	—	—	—	本紙写真整理番号2、3と同一写真
2	『大徳寺跡の県立長崎病院』	長崎病院(正門外より)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十七輯 昭和五十八年七月十日発行 「明治初期の長崎医学校・病院概述、特に建造物の興廃と戦時仮病院指定二回の経験」音木磯勇 図10 P90	明治三十年に近い頃 (左掲載資料注64、P107)	長崎	長崎病院正門外	南東	山崎佐氏 (当時)	—	—	—	・・・写真としては図10に示した一葉があるに過ぎない。これは昭和三十二年十月、長崎医学百年記念行事中の医学史料展に出品されていたもので、目録によると山崎佐氏蔵、長崎病院、門と玄関正面写真とある。門標は勿論のこと、その地勢と樹影特に本館棟(向って右、方位は西)にあるﾋﾄﾂﾊﾞﾄｳｶｴﾃﾞの特徴ある姿態、門の左側にあって東方に曲がって延びているﾏﾂ、それと背面一帯の樹木(写真は修整でかなり消されているが)などからこの写真についてはいささかも疑うところがない。(左掲載資料P90-92)
3	『大徳寺跡の県立長崎病院(再掲)』	長崎病院(正門外より)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十九輯 昭和五十九年十二月二十日発行 「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と県立長崎病院」音木磯勇 図1 P135	明治期	長崎	長崎病院正門外	南東	—	—	—	—	写真掲載 左記事中:『Dr.J.P Kleiweg de Zwaan:Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner』(中国及び日本人の医学に就いての民族学的歴史学的管見) 1917年(大正6年)ｵﾗﾝﾀﾞのハーレムで出版 P576 "多くのオランダ医師が診療に従事した長崎病院の入口"
4	『長崎病院玄関前の職員と生徒』	長崎病院(構内)	モノクローム	—	—	長崎談叢 第六十九輯 昭和五十九年十二月二十日発行 「明治中期、佐古施設使用時期の長崎医学校と県立長崎病院」音木磯勇 図2 P135	明治二十年代	長崎	長崎病院構内	東北	—	—	—	—	写真掲載 左記事中:『Dr.J.P Kleiweg de Zwaan:Völkerkundliches und Geschichtliches über die Heilkunde der Chinesen und Japaner』(中国及び日本人の医学に就いての民族学的歴史学的管見) 1917年(大正6年)ｵﾗﾝﾀﾞのハーレムで出版 P568 "長崎の病院の庭園におけるDr.Beukemaと彼の生徒たち" ﾌﾞｯｹﾏ:明治16年(1883年)3月12日ﾌﾞｯｹﾏを医学士代用として雇う、長崎病院雇ﾌﾞｯｹﾏ昨廿年十二月限リ雇満期ﾆﾃ解雇相成候・・明治二十一年一月廿一日 第二部衛生課(長崎県衛生課) 第一部外事課御中 (『長崎医学百年史』)、明治16年2月末来任ー明治20年帰国(左長崎談叢)
5	『佐古小運動会』	橋本大徳園での運動会	モノクローム	138×98	長崎市出雲町 松雪寫眞館	佐古小写真群	大正年間より昭和初期	長崎	(北西)	(北西)	旧長崎市立佐古小学校 複写 池知和恭	—	—	—	明治35年に長崎病院が浦上山里村に移転した後、大正3-4年頃橋本辰二郎氏跡地を私受け橋本大徳園を整備公開、昭和初期城谷勝二氏所有、昭和30年代より料亭米春寺田買氏により分売。

Y1-1 6165

-2 6158

第1図 発生所の写真。Pompe v. M の「日本における5年」の挿絵より数年後に撮られたもの。病院名は既に消滅と思っていた。前方の入口は医学所のもの。(8)

7 5383

M010 Y1-12

-13 5306

16 国立公文書館 請求番号 BF1A0023 9100 件名番号 003 佐倉新本館

17 2871

3 1292

9 7152

14 6066

図3 申請時の医学校正門と名称表（裏）（丁）
名称は当時（裏）（丁）

81

19

4 6678

11 M005

15 6128

Y1-5

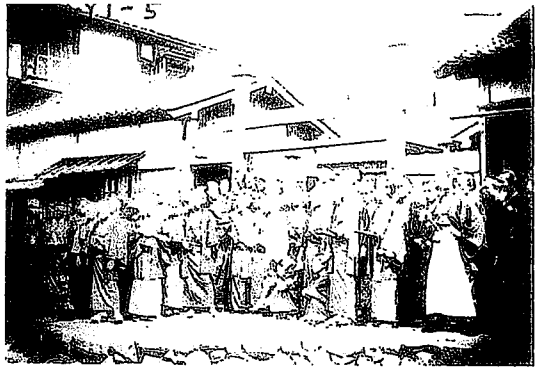

-8 7238

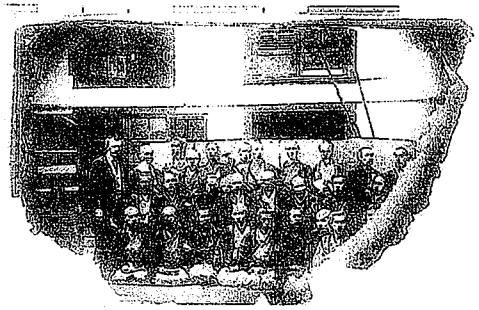

10 M048

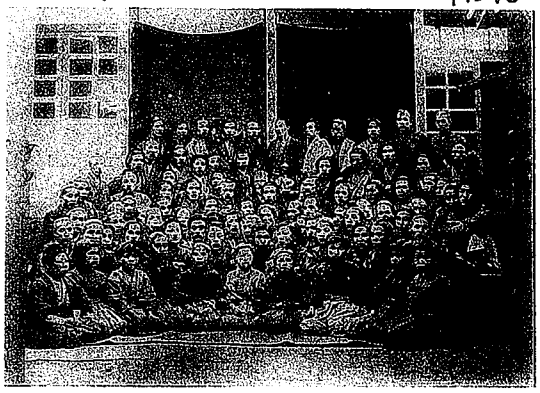

Y1-20

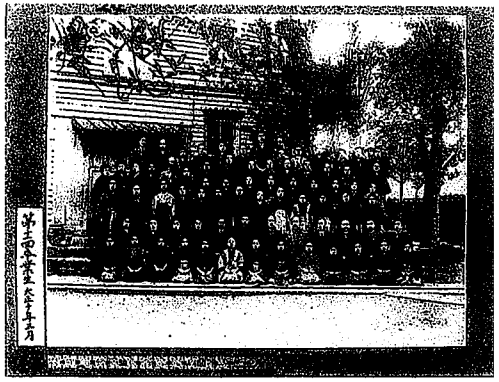

-21

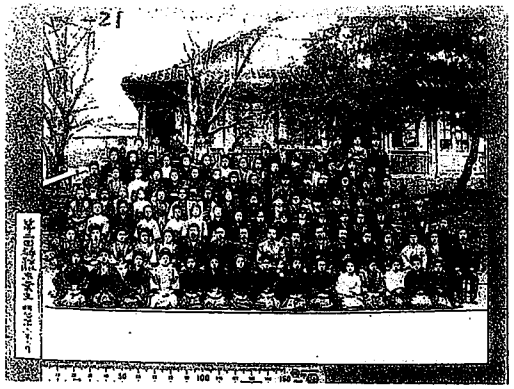

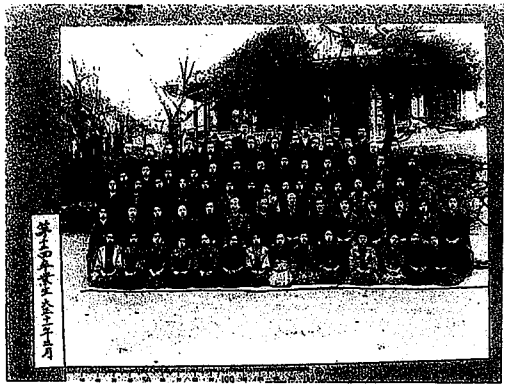

22

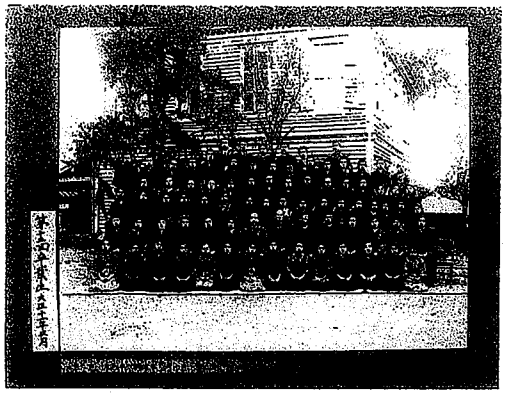

N6-5

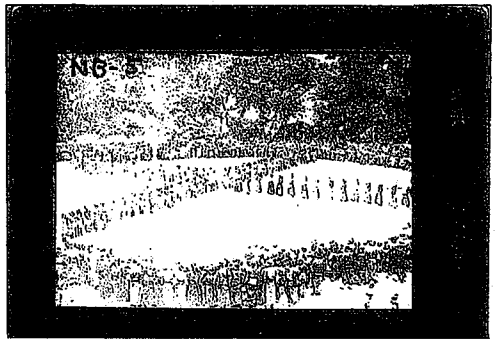

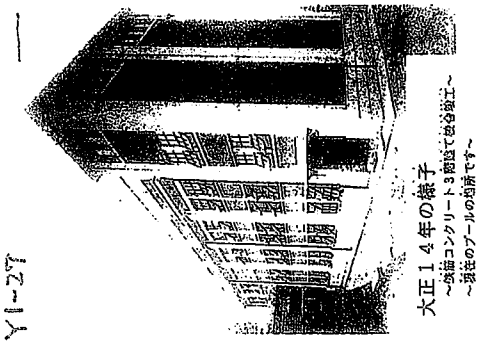

Y1-27

-28

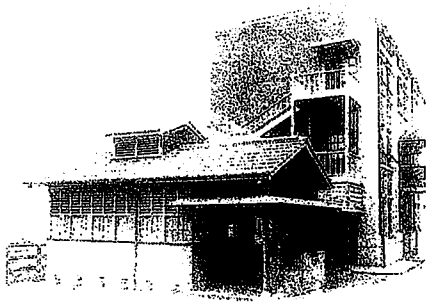

大正14年の校舎　手前は

29

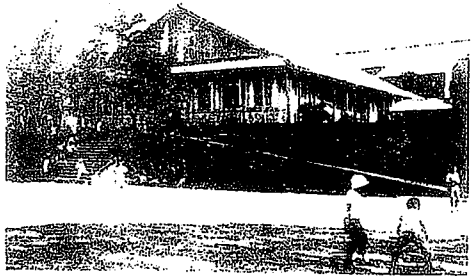

第３図　1865年建築の分析究理所の近影。小学校の運動場の一側に今日なお残っている。

30

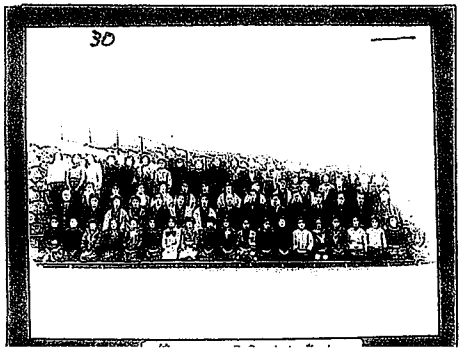

31

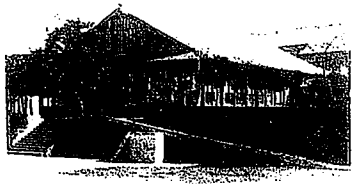

現在高木小学校校舎　一部

32

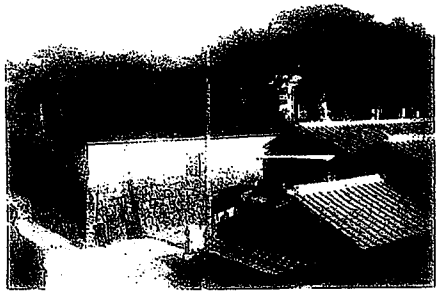

33

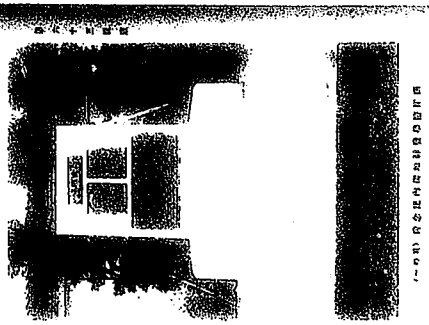

34

Y1-35

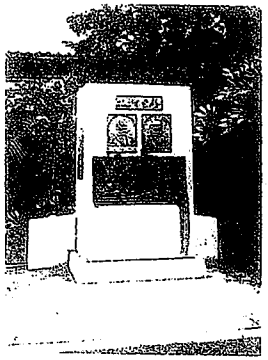

第４図　復生病の記念碑、病院のブロンズレリーフ：下はPompe v. M. の「日本における５年」の挿絵による病院の全景、上左はPompe v. M. 自身の像、上右はPompe v. M. の最初の生徒で、後の日本の初代の司医総監、この病院の創設時は彼の助手として故郷の国きをした故茶の像。碑石の前にはオランダ大使J. C. Pabst の、次の歌碑の詩が刻ってある。

急流を流る舟の如く
国の恩を抱えて
逆び得ずは
遠に行く彼に従く
今日の師は
明日の弟子たり
今日の弟子は
明日の師たり。

-36

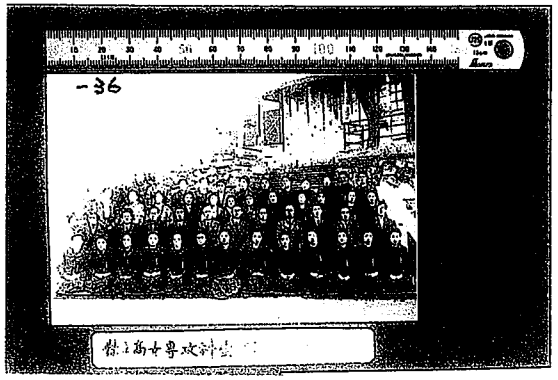

37

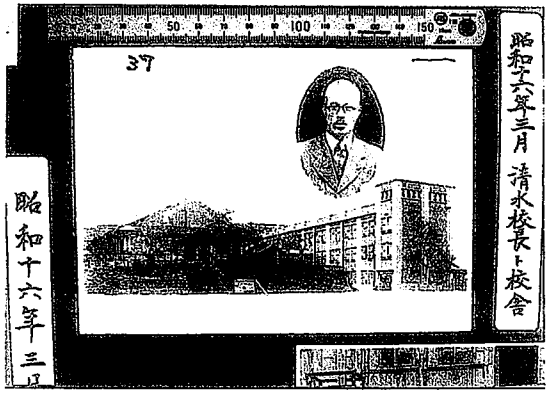

38

39

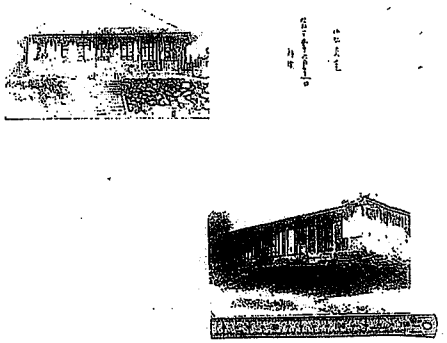

40

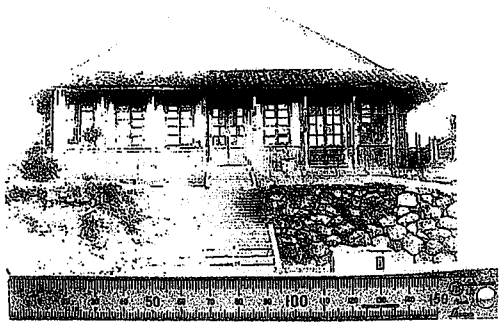

41

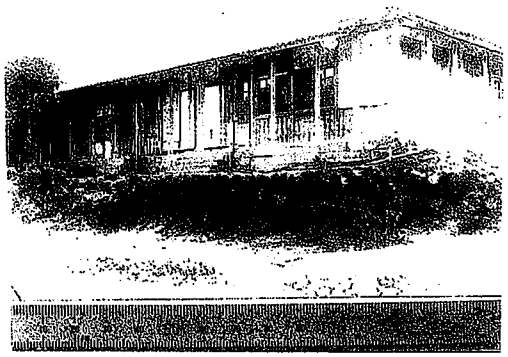

42

Y1-43

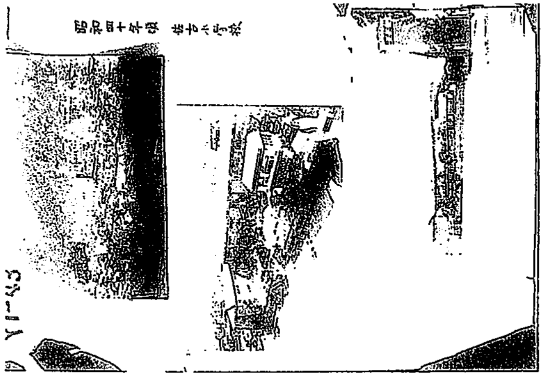

48

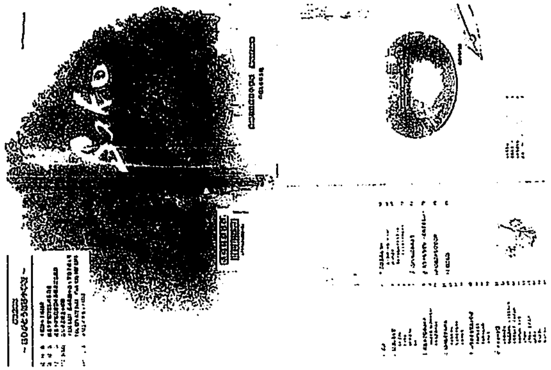

-2

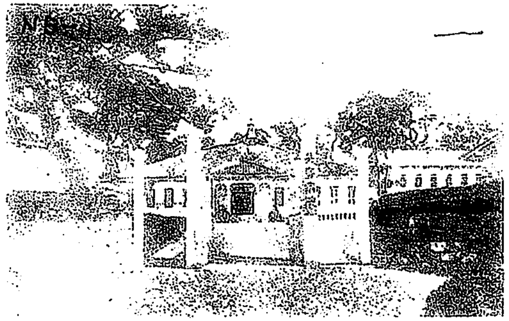

明治初年の土崎病院

-44

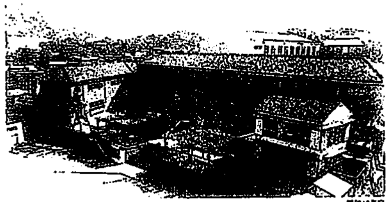

45

46

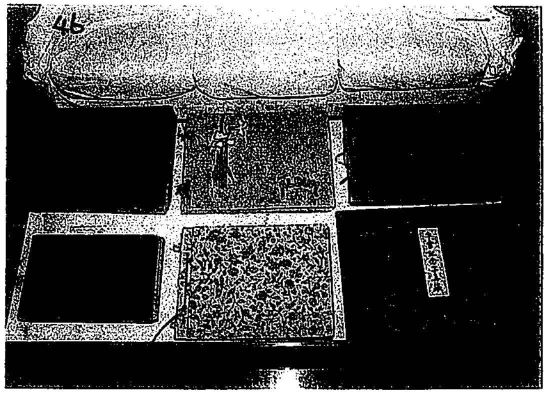

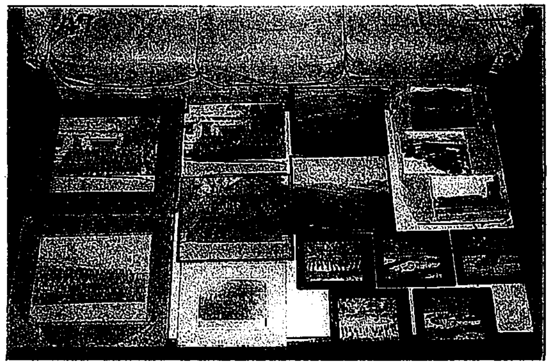

3

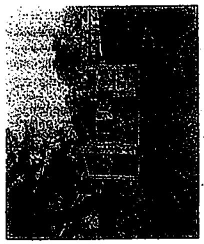

4

5

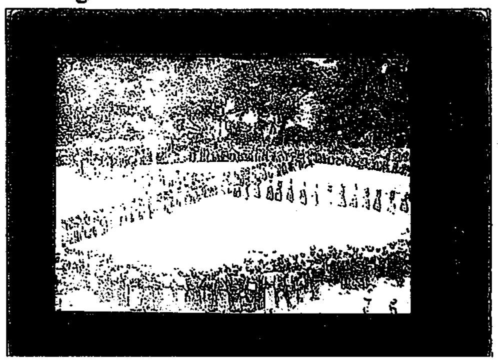

FAX [redacted]

2018年(平成30年)11月18日 日曜日

[redacted]

養生所を考える会代表 池知和恭
090-3730-1858
〒852-8127 長崎県長崎市村2丁目17-46-102

養生所/(長崎)医学校等遺跡について

[redacted]

1. さて、標記の件、[redacted]お話のありました[redacted]「養生所の図面」について、拝見等致したくなります。
どうぞよろくくお願い申し上げます。

2. 2016年(平成28年)から今日までに、当会にて、当該遺跡について作成した資料のうちいくつかをFAXにて送信致します。
◎ このうち最後の2枚は、2017年12月末に長崎市より手渡のあった発掘調査による図面を検討して、養生所の病院区域の推定とその後の推移をしたものです。
(写真又明治40年の地図を校正して)
FAXでもあり見にくいと思いますが、どうぞ御一覧下さい。
(FAX送信 本紙込み全[redacted]枚です。)

敬具

養生所/(長崎)医学校等遺跡、病院区域の土地と建物の変遷の推定

改訂1

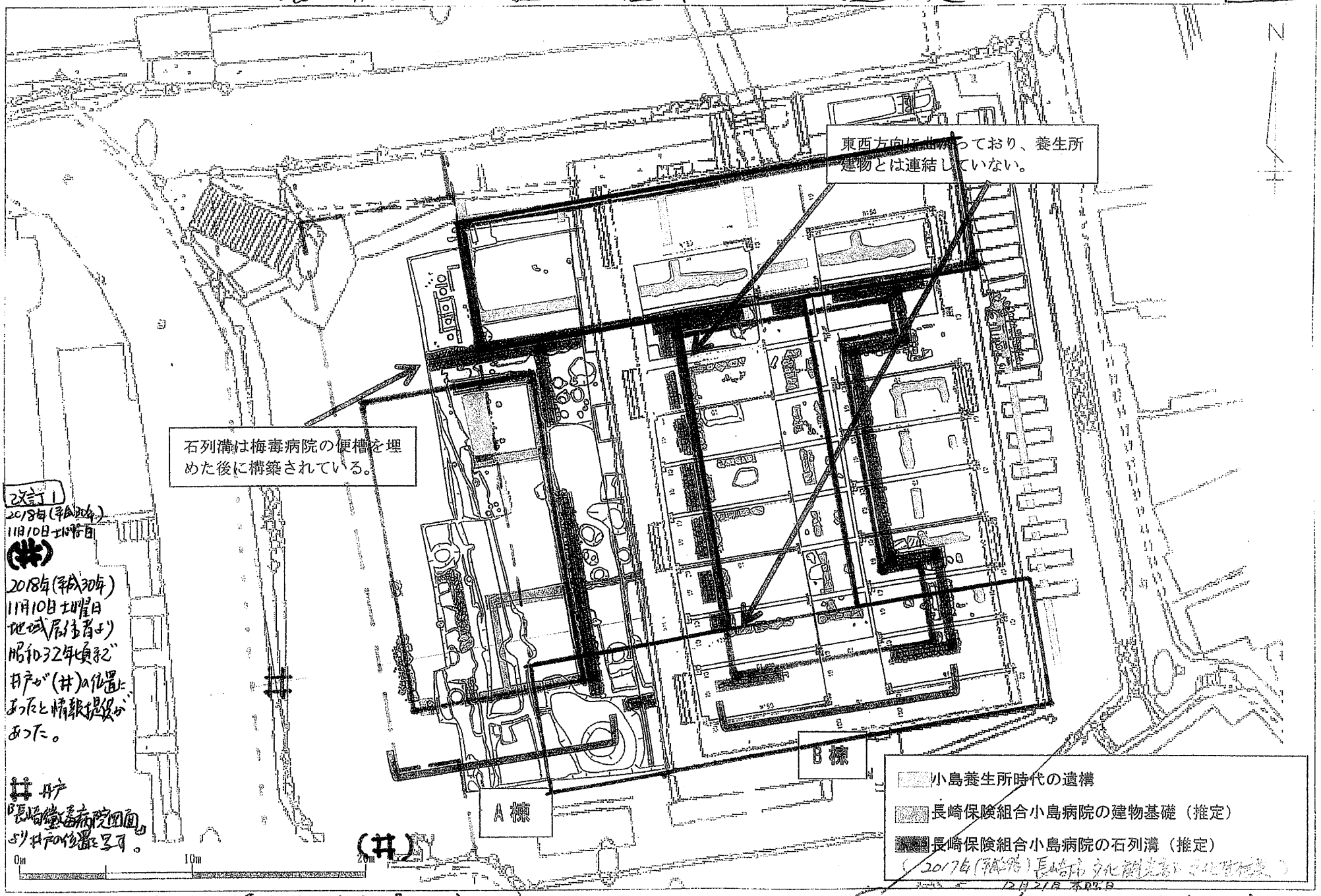

明治40年 県立長崎娼妓病院の建物の推定
明治40年 県立長崎娼妓病院の敷地の推定
昭和11年 長崎保険組合小島病院の敷地の推定

長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

養生所の病院の建物の推定
2018年(平成30年)5月31日木曜日 養生所を考える会代表 池内和恭

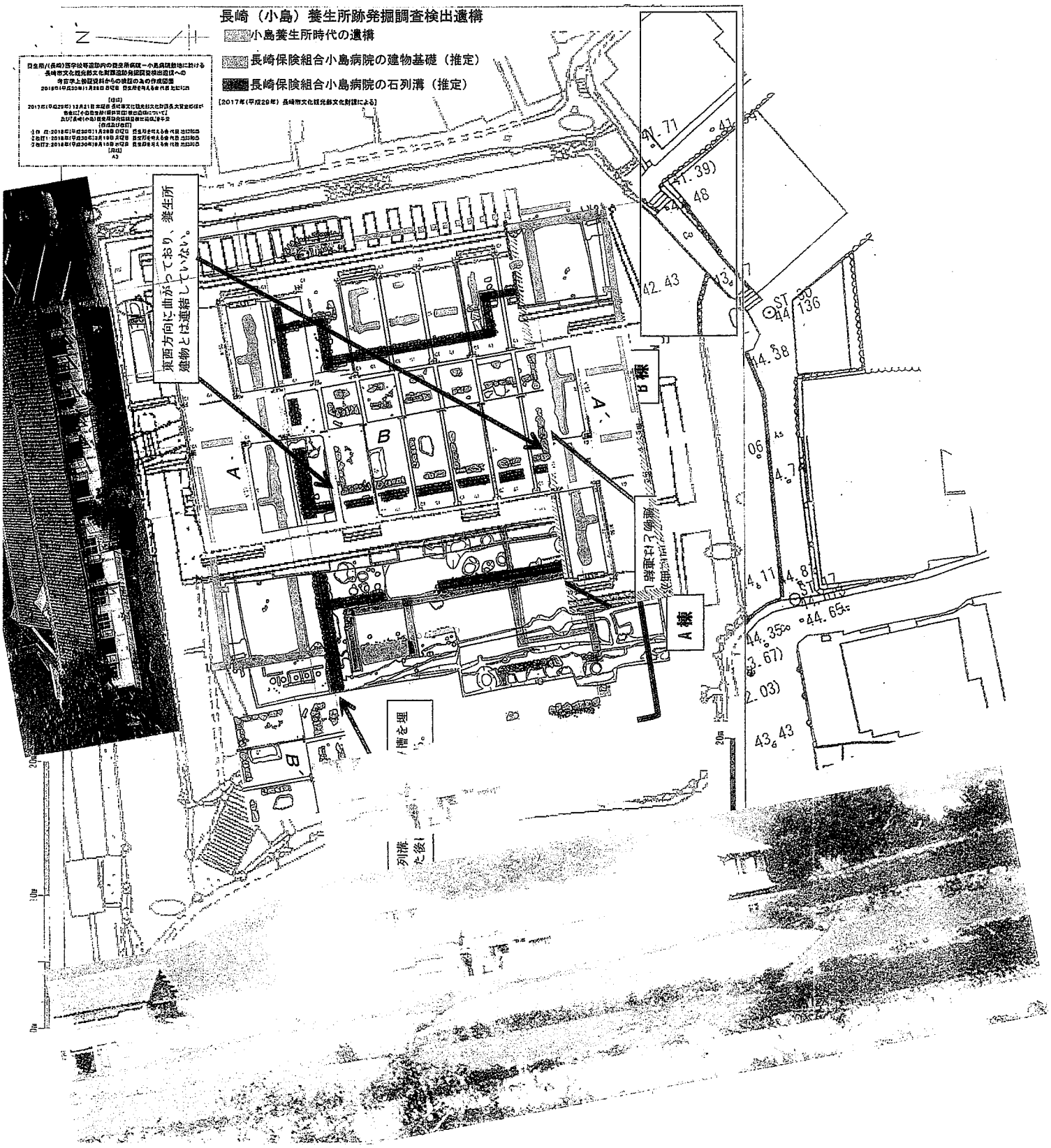
長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構
小島養生所時代の遺構
長崎保険組合小島病院の建物基礎（推定）
長崎保険組合小島病院の石列溝（推定）
【2017年（平成29年）長崎市文化観光部文化財課による】
東西方向に曲がっており、養生所建物とは連結していない。
A棟
B棟
A
B
ST 50
44.136
42.43
43.43
44.35
44.65
20m
10m
0m

小島養生所跡（旧体育館）検出遺構について

・小島養生所跡の北棟と南棟を結ぶ渡り廊下に関する遺構は確認されていない。

・養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北に並んでいるが、本遺構は養生所の渡り廊下ではない。

【理由】

・建物基礎の南北両端はいずれも東西方向に曲がっており、南北棟とは連結していない。

・建物基礎の西側は、小島養生所の西側敷地ラインを越えている。さらに建物の平面プランは梅毒病院の絵図と一致しないことから、梅毒病院廃絶以降に設けられた遺構であることが判明する。

・建物基礎の外周には石列溝が伴っており、寄棟造りの屋根をもった建物遺構と推定できる。

・石列溝の覆土中からは、電線の碍子（がいし）やビー玉など昭和期の遺物が出土している。養生所時代であれば明治10年代、梅毒病院時代を含めても明治20年代までの遺物しか出土しないはずであり、これらの遺構は昭和期まで存続していたものと考えられる（旧体育館は昭和32年に建設）。

・昭和11年の『長崎県史蹟名勝天然記念物　第八輯』には下記の写真が掲載されており、検出遺構や出土遺物からみて、「長崎保険組合小島病院」時代の可能性が高い。

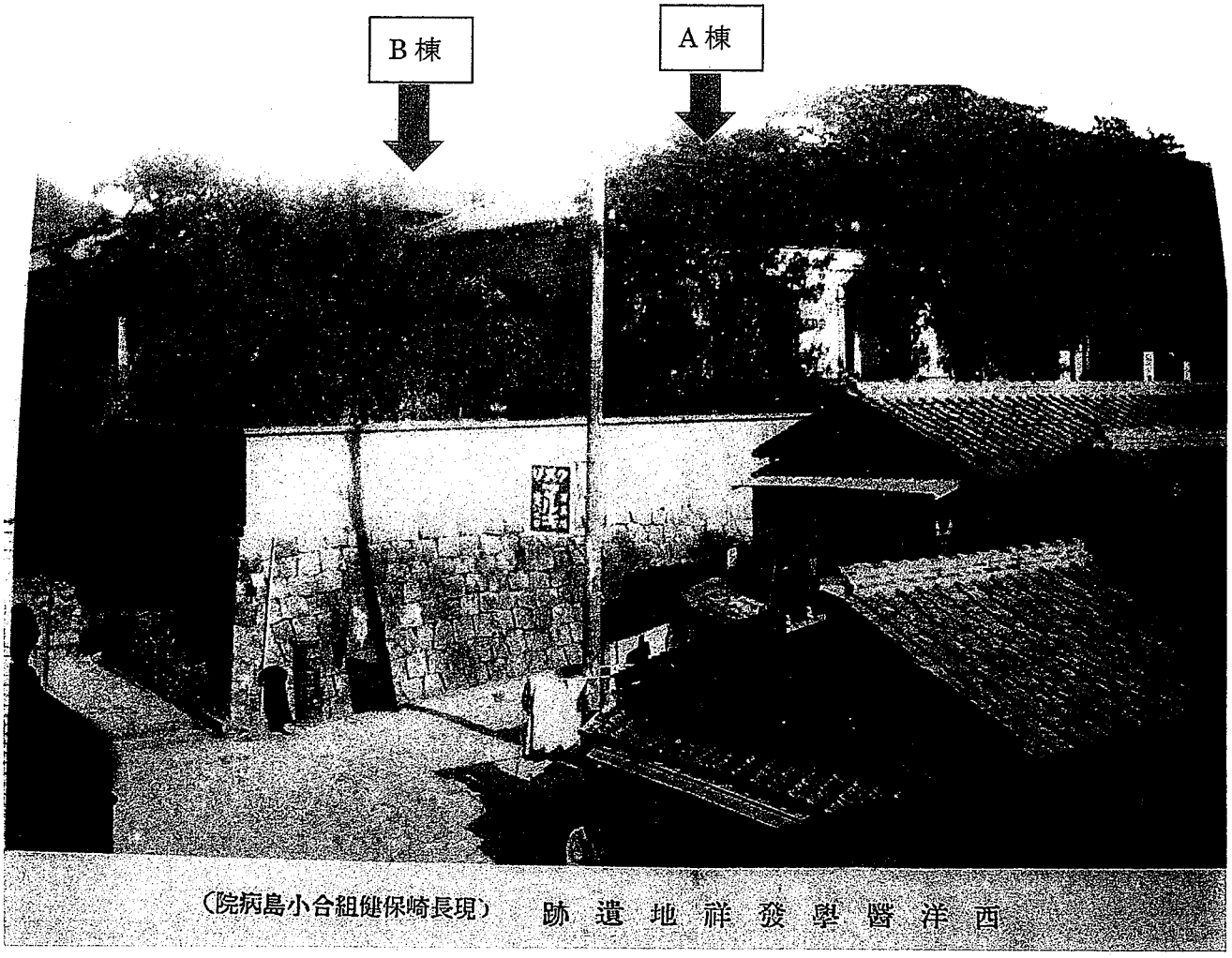

『長崎県史蹟名勝天然記念物　第八輯』より

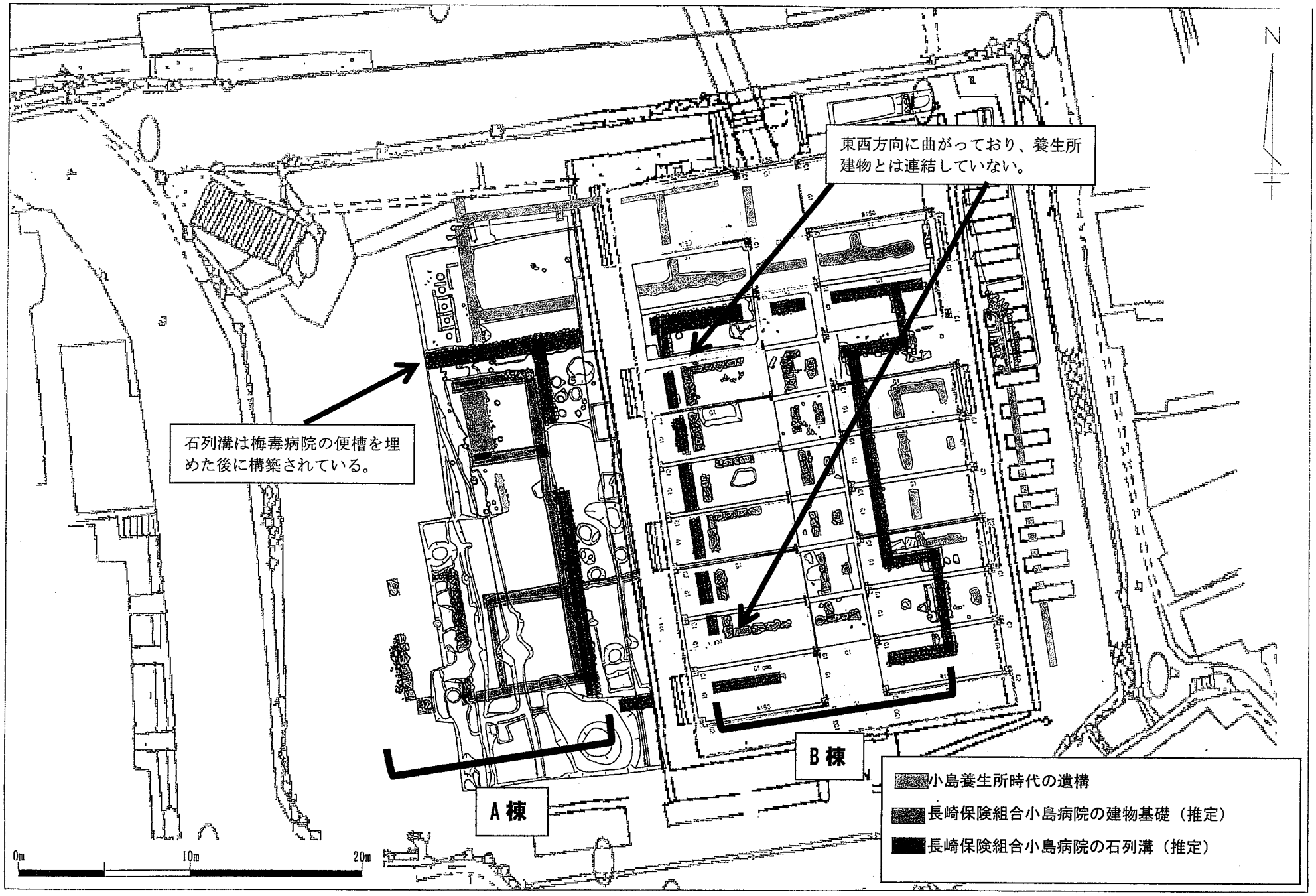

長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書

（サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等）

2018年（平成30年）11月26日 月曜日

長崎市長　田上富久 様

陳情人

〒852-8127
長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表　池知和恭

連絡先　電　　話 [redacted]
携帯電話 [redacted]

長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書
（サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等）

1．長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、サン・パウロ教会/ご上天のサンタ・マリア教会等跡、長崎奉行所東西役所跡、長崎県庁跡、大波止跡、築地跡等より構成します。

（1）私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲については、土木造成によって形成されたことより土木造成の遺跡である側面を有すること、この範囲の土地が空間上連続した土地であること、いづれも江戸期までに造成された土地であること、造成された時代ごとの相違が相互比較により一体的に理解できる可能性があること、土地の用途として長崎海軍伝習において長崎奉行所西役所が伝習生の宿泊所であり大波止で造船が行われたこと等一体性がある又は一体性があると考えられること、これらの個別の遺跡はいづれも海と丘の接点との立地によりこの立地に沿った土地の利用が成されていること、に鑑みて、之を一体の連続した遺跡と捉えます。

（2）遺跡は、文化財保護法上では、地上遺跡としての文化財である「記念物」、文化財が土地に埋蔵された状態のものである「埋蔵文化財」、及び双方の混在として把握されます。

（3）当該遺跡群に関する自然としての又遺跡としての“長か崎”の丘の造形そのものが長崎地域のランドマークとなります。

（4）当該遺跡群の取扱いについて、以下、要望します。

2. 私達 当会は、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

(1)私達 当会は、長崎の旧市街と郷村部の関連区域を“都市長崎遺跡”と捉えます。

長崎地域は、古代より長崎県地域等一帯が日本/東シナ海域を囲む地域の海洋性文化圏の構成地域であると考えられること、日本の中世末期に“長か崎”の丘の先端部が大村氏とローマ・カトリックによって町立てされ、程なく、大村氏の三城七騎籠の際の長崎への諫早-深堀勢の攻撃の後大村氏と有馬氏によって町は武装化し、さらに、深堀氏の長崎への攻撃の後、教会領となり、町を守る為ローマ・カトリックはサン・パウロ教会(岬の教会)と広場を中心として要塞(石垣)と大堀を構築し小さな西洋に云う城塞都市を形成したこと、岬の教会を建替えてご上天のサンタ・マリア教会とし、その後、日本の近世にかけて城塞都市の周辺に埋立を含む土地の造成によって街が整備され、“長か崎”の丘の先端部の旧サン・パウロ教会/ご上天のサンタ・マリア教会一帯には新しい長崎奉行所が建設され、“長か崎”の丘の先端部の海中には出島が建設され、立山の山麓の旧山のサンタ・マリア教会一帯には長崎奉行所立山役所が建設され、又、長崎内港/外港には台場(砲台)や陣屋が構築され、近世の徳川氏の御公儀(後に云う幕府)の対外管理政策(後に云う鎖国)の下、日本で唯一御公儀が直轄する、西洋及び東洋と日本との情報と交易の窓口として海防軍事都市が形成され、西洋と東洋からの情報の蓄積によって、江戸幕府による日本の開国を懐胎し、日本の開国に当たってはその具体的な施策を遂行する唯一の都市となり西洋の近代の仕組みを組織的・体系的に導入し(対外条約交渉締結・長崎海軍伝習-医学伝習-長崎製鉄所-養生所/精得館、その他語学、憲法等)、日本の明治の御一新以降は、明治政府に精得館と長崎製鉄所の業務が引き継がれ、長崎奉行所西役所一帯に長崎県庁が建設され、日見峠に新道が開削され、港湾整備や埋立地の拡大や河川の改良、ダム建設による近代水道が整備され、鉄道が敷設され日本の近代化を支える拠点として機能してきました。第二次世界大戦/太平洋戦争の末期には、プルトニウム型原子爆弾の投下によって被爆しました。その後、戦後の復興をへて高度成長期を経験し現在の経済の安定期を迎えています。

これ等の事象の痕跡として“都市長崎遺跡”が形成されています。
都市長崎遺跡は、小さいながら西洋式の城塞都市として形成された城下町です。
日本に形成された西洋式の城塞都市とその城下町として、日本で唯一、世界で唯一です。
城下町としての都市の構造と性格は、長崎奉行所東西役所、後に長崎奉行所西役所の存在により、近世に継承されたと考えられるのではないでしょうか。
ローマ・カトリックによる都市長崎は、自治都市としての在り方を持っていそうです。
近世の都市長崎の在り方は、之を継承して、又は、堺のような、中世の自治都市としての在り方に近いものかもしれません。
あるいは、都市長崎は当初より、カトリック教徒にとってアジール(独:asyl、仏:asile、英:asylum:聖域・自由領域・避難所)としての性格を有していたかもしれません。
私達 当会は、都市長崎及び都市長崎遺跡について、之が多面的多角的多様な学術上価値を有する筈と考えます。
遺跡は、土地の利用の変遷の姿であり土地の履歴です。
現代の都市長崎は、歴史の時間の経過を通じた個別の土地の用途と街の構造を連続的に継承して形成されていることが理解できます。

(2)私達 当会は、皆様に、現代の長崎の街の未来への展望について、長崎の街の歴史的に連続する個別の土地の用途と街の構造を継承し、連続的で安定した街の発展を実現することを提案し要望します。

(3)私達 当会は、皆様に、遺跡を都市におけるオープンスペースとしても活用し、美しく変化があり個性のある街づくり、同時に、現在への歴史と街の成り立ちを体験的に理解できる街づくりに計画的に取り組み昇華することを提案し要望します。

(4)私達 当会は、皆様に、長崎の旧市街と郷村部の関連区域を“都市長崎遺跡”と捉えた街づくりを計画し、浦上川河口東岸域一帯を再開発区域と位置づけて現代的行政金融経済都市機能を集約し一方でコンパクトシテイの概念に沿った公共居住区と関連利便を集約した街づくりを計画し、両者の境界域を中心に新しいオペラハウス/シンフォニーホール等抽象芸術の活動の場を設置し、両区域の輻輳した都市動線を形成して、両区域の融合をも目指す都市計画「長崎歴史文化都市構想」を提案し要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、“都市長崎遺跡”について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の取扱いについて

当該の長崎奉行所西役所等遺跡群は、中世には森崎神社の地として、中世末期の都市としての町立て以来、現在までの歴史を通して、その地政学的な背景によって都市長崎の政治行政上の重要な又中心の役割を果たしてきました。
私達 当会は、長崎県庁の建物と役割こそ移転しましたが、長崎の歴史が、世界と直接に関連し之に影響する歴史であることに鑑み、その歴史のこの地における遺跡として歴史上の他にない事実としてその所縁により、この地を遺跡として現状保存し情報発信し公開し又は整備し活用することで、長崎地域の重要な又中心としての役割を果たし得る、と考え、一貫して、当該遺跡群を遺跡として取り扱うことを、提案し要望します。

当該遺跡のうち長崎奉行所西役所等遺跡は、石垣等地上遺構からなる遺跡として文化財保護法上の記念物であり、同時に当該区域内の土地に埋蔵文化財が内包されています。
同じく、大波止遺跡や築地遺跡は、現在地上遺構が確認できないと思われ、埋蔵文化財の状態です。
当該遺跡群一帯は、長崎県と長崎市が連携した文化財保護行政により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定されています。

私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。
私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、次の優先順位で当該の事象を要望します。

(1)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について現状保存を実施することを要望します。

(2)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の行政上の調査として分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査を実施することを要望します。

(3)私達 当会は、皆様に、当該の確認調査について遺跡の現在の実態の全貌を把握できる発掘調査を実施することを要望します。

(4)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、情報発信による活用を実施することを要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、遺跡の公開による活用を実施することを要望します。

(6)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、必要に応じて盛土をも施し、都市のオープン・スペース:都市緑地公園等として活用することを提案し要望します

(7)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の長崎奉行所西役所等遺跡について、必要に応じて盛土をも施し、長崎奉行所西役所を平面図等により再建し、日本にとっての伝統的な和の空間として市民の憩いの場、伝統的な日本文化や各国の様々な文化による活動の場、奉行所の構えの格式を背景に日本人及び諸国の人々に対する和の接待応接の場として活用することを提案し要望します。

(8)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の大波止遺跡について、必要に応じて盛土をも施し、長崎くんちの御旅所を恒久的に当該土地一帯に戻すことを提案し要望します。

(9)私達 当会は、皆様に、"長か崎"の丘の造形のランドマークとしての性格そのものをより良く活かすことを提案し要望します。

一帯の建物の高さを低く制限する、丘の上や先端部の麓一帯を漸次芝を主体とした緑地公園とするなど、都市計画上の工夫を提案し要望します。

(10)私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群の全域について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

4. 文化財保護行政における土地に依存する文化財の保護と開発事業との調整について

(1)遺跡、即ち、文化財保護法上の文化財である「記念物」、「埋蔵文化財」はその土地に依拠して存在します。

(2)2018年(平成30年)10月15日 月曜日 の 長崎新聞 第16面 記事『県庁跡地活用歴史重視を』において、日本考古学協会長谷川章雄氏は「一般的には、いったん開発の計画が決まってしまうと、その後にいい遺跡が出てきても、残すことは非常に難しくなる。開発計画を諦めるということは、過去においてまれだ。むしろ計画を決める前に遺跡の持っている意味をきちんと評価し、計画が適切かの判断をしなければならない。」と言及しておられます。

(3)埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換 によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。
現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

5. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の文化財保護行政において、文化庁による提示や有識者の見識に従った、行政内容の実施を要望します。

6. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の地方公共団体の行政において、文化財保護法上の記念物であり埋蔵文化財である遺跡について、之を、第一義に、文化財保護行政上の対象として取扱うことを要望します。

7. 私達 当会は、皆様に、当該の公共用地を含む長崎奉行所西役所等遺跡群の取扱いについて、歴史上評価、地域の歴史的文化的遺産としての評価、発掘調査の成果を含めた個別の遺跡の評価が定まる以前に、当該地に於ける遺跡の活用と整備の方針や計画、又、その他の当該地に於ける新たな開発事業の方針や計画を決定されることのないようお願い申し上げ提案し要望します。

8. 文化財保護法に定める文化財、即ち記念物や埋蔵文化財、他の全ての有形無形の文化財は、世界の人類に共通共有の普遍的な歴史的・文化的資産であり、宇宙と地球の自然環境、又、人類又は国土の社会資本その他のその時々の人類の生活環境の全てと同様、私達 人類の人類としての存在に関して欠くことのできない環境と素材であり、私達 人類が人類としての存在と心を知り、又、人類としての存在と心を育む場である、即ち、より人類が人類らしく存在する為の環境と素材である、と考える事ができます。
　私達当会は、現代の日本の都市的な生活において陥りがちな知識への偏重をも鑑み、之等の全ての文化財及び之に準ずるものごとについて、私達 人類の人類としての存在に関して欠くことのできない環境と素材であると認識する処より、之を意図的に又意図せずに不可視/不可触/不可匂/不可聴/不可味の情報や知識に変換変形して同時に破壊・滅失することなく、そのまま、可視/可触/可匂/可聴/可味の具体的な事象、即ち、飲食や振舞いや存在や活動と土地の利用の履歴として、保存し継承し広範に周知し発信し活用・振興することを、皆様に提案し要望します。

私達当会は、私達 人類の研究により、私達 人類の現代的な生活上の機能の達成と文化財の環境及び素材としてのあり方の双方が人々によって二者択一の対立した事象として認識されることなく双方共に人類にとって必要な事象として理解され実現される処の、人類の活動又は生活の場をより高度な現代的機能と遺跡の現状保存の双方の親和によって形成された環境、又は、消費ではなく人類の本源的な創造へ向けた環境として整えることが可能であると考え、斯かる私達 人類の活動のより高度な環境の整備こそ国際機関及び国及び地方公共団体等の行政の根源的な目的の一つであると理解し、又、之を宇宙と地球に存在する全ての私達 人類が必要とする事象であると理解し、斯かる現代の人類のための環境整備の達成を、皆様に提案し要望します。

9. 2018年(平成30年)11月8日 木曜日 付け及び2018年(平成30年)11月13日 火曜日 付け 長崎県 教育庁 学芸文化課長 草野悦郎 様 学芸文化課 文化財班 参事 日高真吾 様 学芸文化課 文化財班 主任文化財保護主事 濱村一成 様 長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様 長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様 長崎市 都市経営室長 岩永 浩 様 長崎市 まちづくり部 都市計画課長 谷口忠二 様 長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様 長崎市 土木部 土木総務課長 竹内裕二 様 長崎市 土木部 土木建設課長 桐谷 匠 様 長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様 長崎市 理財部 資産経営室長 都々木伸吾 様 長崎市 理財部 財産活用課長 勝本幸久 様 長崎市 環境部 環境政策課長 山本 勉 様 長崎市議会議長 五輪清隆 様 長崎市文化財審議会 会長 下川達彌 様 宛『都市長崎遺跡・養生所/(長崎)医学校等遺跡に係る資料のお届けについて』として関連資料をお届け致しましたので御一読下さいますようお願い申し上げます。

10. 添付資料

(1)『“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡” ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー』
2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(2)『県庁跡地活用 歴史重視を』記事
2018年(平成30年)10月15日 月曜日 長崎新聞 第16面 記事

(3)『文化財保護法 抜粋 ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー』
2018年(平成30年)11月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(4)『文化庁次長通知及び委員会報告の抜粋に見る埋蔵文化財保護行政の概要 ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー』
2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(5)『埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の要約と簡略な抜粋 ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー』
2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(6)『埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告(抜粋)』
2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(7)『[長崎歴史文化都市構想 ー創造環境の共有(share)ー]の提案と要望 長崎奉行所西役所等遺跡の取扱いの基準について』
2018年(平成30年)11月3日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(8)『[長崎歴史文化都市構想 ー創造環境の共有(share)ー]の提案と要望の具体案の骨子』
2018年(平成30年)11月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”

― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―　　2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証徴する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があってはならないものごとである、と考えます。

私達 当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達 当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達 当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証徴される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。
私達 当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。① 世界と日本の社会との繋がりと地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時的に世界に代替のないものであること、② 日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③ 長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④ 西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に対して初めて立証して示しよって世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)、⑤ 中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。
私達 当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証徴すると、理解します。① 中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、② 長崎の中世から近世への町立てと変化と展開の痕跡、③ 幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④ 日本開国の痕跡、⑤ 幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥ 長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡ー之を継承連続する三菱の造船所、⑦ 長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡ー之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降ー梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧ 長崎資本の活動の痕跡、⑨ 都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩ プルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪ 現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。
私達 当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附随する特異性をもって之を具体的に証徴する遺跡群を形成すること、現在、世界の時間と人々を前提とした従来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証徴する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。
私達 当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本の人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達 当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思索を切捨てる人々に、その思索を再開する契機を提供する、と期待します。

私達 当会は、私達 人類が、その土地に係わるとき、私達人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達 当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのでなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方／そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。

県庁舎跡地活用 歴史重視を

県が今後の整備活用策を検討している県庁舎跡地（長崎市江戸町）は、1571年の長崎開港以来、歴史的に重要な施設が置かれてきた場所だが、本格的な発掘調査はこれまで行われていない。県は、既に見つかっている江戸時代以降の石垣や、県庁第3別館だった大正期完成の建物（旧長崎警察署）の保存・活用を検討中だが、専門家は、本館解体後の発掘で新たな遺跡が見つかることも想定し、現地の歴史や文化財を十分に尊重した跡地活用策を求めている。（生活文化部・山口恭祐）

新たな遺跡発見の可能性も

中心

県庁舎跡地一帯は開港時に最初の6町が整備され以来、長崎の街の中心地といえる場所だ。

同跡地は開港当時、波止場がある「岬の突端の小高い丘」だった。江戸時代の禁教令まで約40年間は、サンパウロ教会堂に始まる「岬の教会」が建て替えられながら存在し、日本でキリスト教の布教を始めたイエズス会の本部があった。江戸期には長崎奉行所西役所が置かれ、幕末は幕府が海軍伝習所を開設、明治維新後は県庁舎が4代にわたり置かれた。

ただ、埋蔵文化財の詳細は不明だ。文化財保護法は、同跡地のように埋蔵文化財がある場所が開発する際、事業者が都道府県教委などに届け出た上で対応を決めるよう規定。遺跡を現状保存できないときは、発掘調査を行って遺跡の記録を残す「記録保存」が行われる。今後解体される旧県庁舎本館（1953年完成）の建設当時はまだ、そうした規定がなかった。

同跡地の埋蔵文化財については以前から専門家らが注目しており、県は県庁舎地活用懇話会の提言を踏まえる形で2010～11年、できる範囲で敷地内の発掘調査を実施。江戸前期の石垣や、明治期の県会議事院の基礎の遺構などが見つかった。県は石垣については保存・活用を前提に検討中。旧長崎警察署に関しても検討しているが、耐震化・改修の費用が課題となっている。

恐れ

一方、当時発掘できなかった旧県庁舎本館などのエリアは、解体後なら全面的な発掘が可能。今月、建物の解体工事の入札が終わり、来月にも着手する。解体には1年程度かかる見込み。仮にその後、貴重な遺構などが見つかったとしても、保存・活用が図れるかは現時点で見通せない。整備活用策の具体的な内容はまだ決まっていないが、跡地に新たな建物を整備する場合、保存が難しくなる可能性があるからだ。

跡地の活用について県は、旧県庁舎敷地と江戸町公園を合わせた約1万4800平方メートルを想定。文化芸術ホール▽広場▽交流・おもてなし空間―の3案の全部か一部の機能を持たせる方針だ。廃止された長崎市公会堂の代替ホールを県市で共同整備する構想もある。県は今後、建物を造るのか、造らないかを決め、基本構想を策定する。

新たな建物を造るなら、基礎などの地下工事に伴い、現状保存ではなく文化財保護法に基づく記録保存のための発掘が行われる公算が大きい。もし建物を設計した後に遺構などが見つかった場合、遺構を壊さない限り建てられない事態に陥り、全体計画の大幅見直しが必要になる恐れもある。

判断

県県庁舎跡地活用室によると、駐車場などがあった敷地内の東側区域は、発掘で明治期の遺構などが確認されている。これに対し、本館などがある場所は「遺構があるとしても現在の建物の基礎などで既に壊れている可能性が高い」とみている。新たな建物を整備する場合は、このエリアが候補地となりそうだ。

岬の教会など昔の建物が敷地内のどの辺りにあったかは不明。遺構が壊れずに残っている可能性もある。貴重な遺構などがあった場合の保存・活用について、同室は「すべき調査はしっかりとした上で、結果を見て判断したい」とする。

日本考古学協会会長で早稲田大の谷川章雄教授（考古学）は「長崎の歴史上欠くことのできない場所。現物保存を前提に、活用の方向性を見いだすことが必要だ」と指摘している。

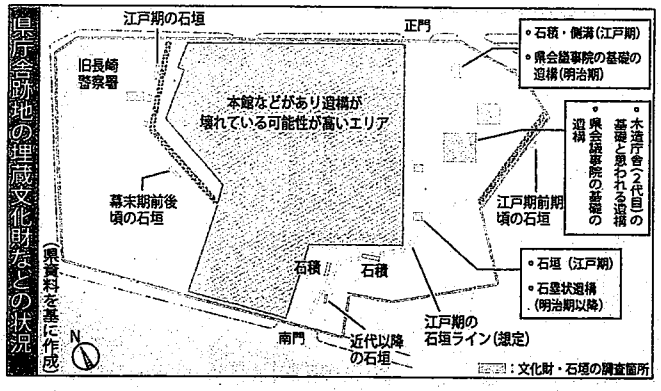

県庁舎跡地の埋蔵文化財などの状況（県資料を基に作成）

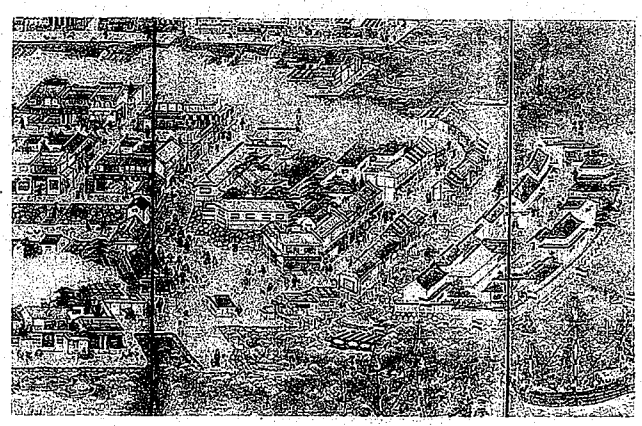
「原爆投下後の長崎」（長崎歴史文化博物館所蔵）の一部を、中央が現在の県庁舎跡地にあった長崎警察署庁舎と思われる建物

県庁舎跡地の関連年表

1571年	長崎開港
	イエズス会宣教師がサンパウロ教会堂建立
94年	教会敷地内にイエズス会本部が置かれる
1601年	聖母天のサンタ・マリア教会が完成
1603年	江戸幕府が開府
14年	キリシタン禁令により教会が壊される
33年	火災で焼失した長崎奉行所が移転し東西両役所が置かれる
63年	火災で東西両役所が焼失、再建
73年	東役所が立山に移転（立山役所）、西役所となる
1855年	西役所内に海軍伝習所が置かれる
1868年	明治改元
74年	初代県庁舎が開庁、翌月に暴風雨で倒壊
76年	2代目県庁舎が開庁
1911年	3代目県庁舎、県会議事院が開庁
1923年	県庁隣接地に長崎警察署が完成
1945年	原爆に伴う火災で3代目県庁舎が焼失、長崎警察署は仮を損傷
53年	4代目県庁舎が完成
68年	長崎警察署が諫早町に移転、旧庁舎は県庁第3別館に
2017年	現在の5代目県庁舎（尾上町）が完成
18年	新庁舎で業務を開始

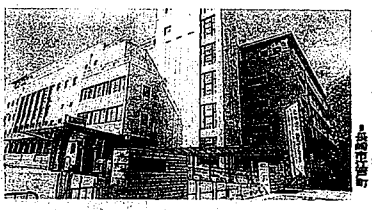
発見に伴う解体中が続く旧県庁舎＝長崎市江戸町

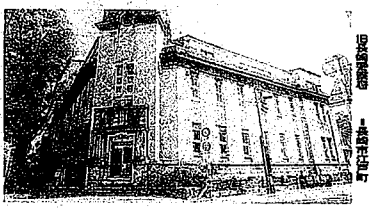
旧県庁舎の敷地として使われていた旧長崎警察署＝長崎市江戸町

専門家インタビュー

遺跡の保存前提に

一般的には、いったん開発の計画が決まってしまうと、その後にいい遺跡が出てきても、残すことは非常に難しくなる。開発計画を進めるということは、過去においてまれだ。むしろ計画を決める前に遺跡の持っている意味をきちんと評価し、計画が適切かの判断をしなければならない。

県庁舎跡地の埋蔵文化財調査結果をみると、非常に遺跡の残りがいい印象を持つ。長崎奉行所西役所の高石垣が、きれいに残っている。コンブラ瓶が大量に出ているのも、海外との関係を想起させて興味深い。遺物も出ていることからいえば、全面的に発掘すれば大きな成果があるはずだ。

特に気になるのは「岬の教会」に関するものがあるか。日本の

たにがわ・あきお　1953年生まれ。東京都出身。早稲田大大学院博士課程満期退学。同大助教授などを経て現在、同大同付属学術院教授。2018年から現職。専門は考古学。

日本考古学協会会長

谷川　章雄氏

往時の景観伝えて

国立歴史民俗博物館で常設展示している「寛文長崎図屏風（びょうぶ）」（複製、実物は長崎歴史文化博物館所蔵）は、寛文3（1663）年の大火から10年ほど後の復興した長崎の街で、長崎くんちが盛大に行われている日の様子が描かれている。出島を出て大波止の階段を上り、西役所へあいさつに行くオランダ商館員の姿が見える。出島と西役所は図屏風の中心の一番いい場所に描かれ、当時から重要な場所だったことが分かる。

近世日本の歴史の中で、長崎自体が重要な地として欠くことができない。その中で県庁舎跡地には、中世に「岬の教会」が建てられ、破壊された後に長崎を支配する役所が置かれた。明治以後も県庁が建った一等地だ。思い描きたいのは、出島と

くるしま・ひろし　1954年長崎市生まれ。東京大大学院博士課程単位取得満期退学。千葉大教授、国立歴史民俗博物館（千葉県）研究部教授などを経て2014年から現職。専門は日本近世史。

国立歴史民俗博物館長

久留島　浩氏

価値高い旧警察署

今月、旧長崎警察署の内部を詳しく見ることができた。建物完成時の新聞記事と突き合わせると、一部に手が入ってはいるものの、警察署当時の構造や部屋の配置を確認することができた。

警察署の移転後にも県が使っていなければ、建物は多分なくなっていただろう。大正期から昭和初期の鉄筋コンクリート（RC）造警察庁舎は1970年代までに多くが建て替えられ、全国に10カ所ほどしか残っていない。その中で、23（大正12）年に完成し、現存するRC造で国内最古の旧警察庁舎。被爆建物でもあり、歴史的な建物としても貴重だ。

設計者は現在調査中だが、県の建築技師が手掛けた可能性が高い。当時の地方自治体の建築層の配置を確認することができた。

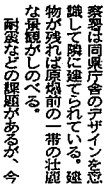

やまだ・ゆかり　1973年生まれ。横浜市出身。神奈川大大学院博士課程修了。平成国際大教授などを経て2015年から同大工学部工学科建築学コース教授。専門は建築史。

技師は内務省の役人だった。長崎県の建築技師として11（明治44）年完成の3代目県庁舎などを設計し、その後、横浜市の初代建築課長を務めた山田七五郎の下で影響を受けた人が携わったのではないか。3代目県庁舎は原爆で焼失したが、旧長崎警察署は同県庁舎のデザインを意識して築に建てられている。建物が残れば原爆前の一帯の壮麗な景観がしのべる。

耐震などの課題があるが、今は例えば改修を含めて自治体ではなく運営団体が担うなど、全国でいろんな手法が行われている。長崎ではまだ、そうした先進的な手法は導入されていないが、歴史的な街では古い建物を残した方が稼げるのではないか。県都の一等地にあり、ぜひ保存・活用を実現してほしい。

西役所、磨人屋敷があった場の一連の景観。これを今に伝えるものを、ぜひ残してほしい。

発掘については「岬の教会」に関するものが出てくれば画期的。石垣は江戸初期のものが出るといい。旧長崎警察署も、原爆前に洋館が立ち並んだ長崎の面影を残していて、どういう形で保存・活用できるか考えてみる価値があるだろう。

一部復元された長崎奉行所立山役所（長崎歴史文化博物館）は、発掘調査で（正門の）石段が出てきた成果があって、今の形になった。今回も先に建築ありきでなく、発掘結果を踏まえて何をどう残すかという議論と、新しい建物をどう進めるかという議論がセットで行われるべきだ。長崎のファンの一人として動向に注目したい。

キリスト教史の中で非常に重要な教会、現状で遺構がないという判断ができない。出島の目と鼻の先で、長崎という都市の歴史上欠くことのできない場所であり、観光活用も当然可能だ。場所としての重要性からも遺構を考えるべきだ。

通常、国指定史跡だと、古いものを壊さずに残していくものを調査・確認して整備していく。これに対し記録保存は壊すから記録するのであって、遺跡自体は保存されない。保存のための調査と記録保存は根本原理が違う。今回は現物の保存を前提に、活用の方向性を見いだすことが必要だ。現地は公有地で、民有地に比べると保存が実現しやすいはずだ。計画段階から慎重に判断してほしい。

文化財保護法 抜粋

文化財保護法　昭和二十五年五月三十日法律第二百十四条　より抜粋

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの（これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
2　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三号第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
3　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

・・・・・(省略)・・・・・

第六章 埋蔵文化財
（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）
第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）・・・・・(省略)

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
第九十三条　(省略)・・・・・貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）・・・・・(省略)

・・・・・(省略)・・・・・

以上

文化庁次長通知及び委員会報告の抜粋に見る埋蔵文化財保護行政の概要

改訂1版

埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換 によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。
現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

参考資料

1.『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
　庁保記第一八三号　平成九年八月七日
　各都道府県教育委員会教育長あて　文化庁次長通知

2.『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて(報告)』
　平成10年6月　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

3.『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)』
　庁保記第七五号　平成十年九月二十九日
　各都道府県教育委員会教育長　文化庁次長

4.『埋蔵文化財の保存と活用(報告) ー地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政ー』
　平成19年2月1日
　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

5.『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
　平成20年3月31日
　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会　　文化庁

以上

改訂履歴　改訂1版:2018年(平成30年)11月30日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭:参考資料2を挿入

埋蔵文化財保護行政における代表的な
文化庁次長通知及び委員会報告の要約と簡略な抜粋

改訂1版

以下に、埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の簡略な要約と抜粋を掲載します。

Ⅰ.『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
庁保記第一八三号　平成九年八月七日
各都道府県教育委員会教育長あて　文化庁次長通知　より要約

各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、
(一)事業計画等の情報交換(教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。)　(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議　(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講ずること。 等　　〆

Ⅱ.『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』
庁保記第七五号　平成十年九月二十九日
各都道府県教育委員会教育長　文化庁次長　より抜粋

1　基本的事項
(1)埋蔵文化財保護の基本的な考え方
埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。
(5)客観化・標準化の推進　・・可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。
4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について
(1)埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲
1)埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則
1　おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
2　近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
3　近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。
2)埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素
遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

6　開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について
（1）記録保存のための発掘調査の要否の判断
・・・
なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。
・・・以下省略

（別紙1）
発掘調査を要する範囲の基本的な考え方
（1）・・・遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。・・・顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
（2）（3）（省略）

（別紙2）
記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方
（1）工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方
1　工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。
2、3　（省略）
（2）いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方
発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。
1　対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。
なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。
2　遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。

Ⅲ.『埋蔵文化財の保存と活用（報告）　ー地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政ー』
平成19年2月1日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会　より抜粋

第1章　埋蔵文化財の保存・活用とその意義

・・・

埋蔵文化財に対する社会的要請

日本では、昭和30年代以降、経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、国土や自然環境は大きく変貌し、家族を含めた社会における人間関係、生活様式も大きく変わり、たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか、人々は失ったものを取り戻そうと、心の豊かさや潤いのあるくらしを求め、生涯にわたる学習意欲を高め、自然や歴史・文化を大切にし、環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで、地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今、それに対する住民の関心や期待は、確実に高まってきている。

また、現在、市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは、各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し、新たなシンボルを形成していくうえで、重要な施策となる。

・・・

2. 埋蔵文化財の多様な意義

・・・

(1)歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産である。・・・

埋蔵文化財は、多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているのであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる。

(2)地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義

埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって、悠久の歴史的・文化的環境のなかで暮らすことはことは心地よいものであり、その地域ならではの歴史的・文化的資産は、存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。・・・

教育的資産としての意義

土の中から掘り出される遺構・遺物は、先人が実際に創りあげ、かつ使ったものそのものである。住民にとって、それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり、国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として、学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。

また、埋蔵文化財を通して、現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み、生きる知恵や力、あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき、今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動、さらには生涯学習で活

用することもできる。・・・

第2章　埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題
1. 埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方
（1）　埋蔵文化財行政の本来のあり方
埋蔵文化財行政の基本
埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。
しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を確実に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。
・・・
（2）埋蔵文化財の保存と活用の対象
埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の3つであり、それぞれ主な施策を示すと次のとおりである。
①史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡（省略）
②積極的な保存措置がとられていない遺跡
このような遺跡については、史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず、また、差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので、さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。
これらの保存と活用の措置を講じるうえでは、所在は分かっていても遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから、まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして、その価値に着目しつつ、重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。
③記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財（省略）
・・・
第3章　埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言
1.「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示
埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから、地域のシンボルとして、地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって、これらを保存し活用することにより、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを、埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。
その際、保存し活用する対象としては、学術的な観点だけではなく、地域の視点、過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。・・・
2. 保存・活用を進めるために必要な6つの視点
（1）今がその時であること（省略）（2）意識改革を行い、埋蔵文化財の保存と活用を

行政内に適切に位置づけること（省略）（3）蓄積された既往の調査成果を活用すること（省略）（4）他の文化財を含め総合的に保存し活用すること（省略）（5）様々な方法で保存と活用の措置を行うこと（省略）（6）実情に応じて施策を段階的に具体化すること（省略）

3. 保存と活用を進めるための具体的施策

（1）蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定（省略）

（ア）地域の歴史や文化の特徴の把握（省略）

（イ）「埋蔵文化の保存・活用に関する方針・計画」の策定（省略）

（2）地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

（ア）遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討

前項・・により・・再整理したことに基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば、現在の都市が城下町を基盤として成立している場合、城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから、それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり、中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また、現状において遺跡の分布に粗密がある場合、その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い、遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存

地域における重要な遺跡については市町村、場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し、その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では、そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。

開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても、発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は、それに向けて開発事業者との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存　（省略）

史跡の指定以外の方法による保存

文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また、都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと、遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等、多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには、関係各部局と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また、地域住民の自主的な取り組みや活動があれば、必要に応じて支援を行うことも必要である。

（イ）現状保存された遺跡の整備・活用

・・・遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから、それは従来の方法にとらわれず、それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる。（資料編 P60・68・76・80 参照）

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても、遺構表示や説明版等の設置により、その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。
また、現状保存できなかった遺跡についても、地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることは重要であり、現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

(ウ)出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用　　(省略)
(エ)国民・地域住民のニーズに応えた公開・活用事業の実施
わかりやすく親しみやすい内容 (省略)
発掘調査現場の積極的公開 (省略)
(オ)埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫
埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから、地域整備の中にいかすことは有効であり、それによって現代の日常生活空間の中に歴史性をもたせ、ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。
・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせること等、歴史的な特質や土地利用の変遷や従来のまちの構造等を踏まえ、都市計画の輪郭を描くこと(資料編 P62 参照)。
・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。
こうしたことは経済的利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり、各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。
また、発掘現場により明らかになった過去の地震や災害の痕跡、地形・地質の特徴は、現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので、地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる(資料編 P72 参照)。
・・・以下省略　　〆

Ⅳ.『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
文化庁　より抜粋

第2章　埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ
埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。
1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性
埋蔵文化財の特性　（省略）　**発掘踏査の特性**　（省略）
2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ
(1)　各段階における各種の発掘調査の目的と性格
埋蔵文化財の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における(ア)埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という)、(イ)記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査(以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。)を行うこととなる。
これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなってはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。
各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。
①把握・周知　(分布調査、試掘・確認調査)
法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする(すなわち法的な保護の対象となる)周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。・・・新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。
②調整　(試掘・確認調査)
法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政判断と一体となった調査である。・・・埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存 （保存目的調査、記録保存調査）

（ア）保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

（イ）記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用 （活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるので、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（2） 各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。・・・

一方、これらの調査は、前項でみたとおり行政判断との関係において2種に分けることができるが、調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査

これらの調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる、行政判断と一体となった調査である。・・・

記録保存調査（省略）（本紙Ⅲ－第二章－1－（1） ・・・現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い・・・）

・・・以下省略

以上

改訂履歴

改訂1版：2018年（平成30年）11月30日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

1. Ⅱ.『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』 庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長 より抜粋（別紙2）
記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方 （1）工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方 に
1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。 2、3 （省略） を追加。

Ⅰ.『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号
平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて

文化庁次長通知

公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について

埋蔵文化財の保護を図りつつ、開発事業を円滑に進めるためには、開発関係部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を緊密に行うことが必要であります。このため、これまで、昭和五六年七月二四日付け庁保記第一七号、昭和六〇年一二月二〇日付け庁保記第一〇二号、平成五年一一月一九日付け庁保記第七五号及び平成八年一〇月一日付け庁保記第七五号で通知してきたところであり、これらの通知を踏まえ、貴教育委員会及び貴管下各市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会並びに関係機関の御協力により、逐次必要な措置が講じられているところであります。

しかしながら、この点については、「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」（平成九年四月四日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定）及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」（平成九年四月二二日付け文施指第一四四号文部事務次官通知）において、公共工事に係る埋蔵文化財の取扱い等に関し、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整システムの整備を行うよう求められているところであり、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整について、なお一層の改善を図る必要があると考えられます。

ついては、貴教育委員会におかれましては、左記の事項に御留意のうえ、公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を早急に整備されるようお願いします。

おって、前記の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」においては、その実施状況のフォローアップを行い、公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議に報告することとなっていますのでご承知おき願います。

なお、本通知については、公共工事担当省庁と協議済みのものであり、文化庁では、併せて、各都道府県知事宛に、各都道府県の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼するとともに、公共工事担当省庁に対して、関係地方支分部局等の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼していることを申し添えます。

記

一　国、都道府県等の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

公共工事に係る埋蔵文化財の適切な取扱いのためには、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整を一層密にする必要がある。

このため、各都道府県教育委員会は、別図を参考にして、国、公団、都道府県、都道府県の公社が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会とこれらの公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、以下のような措置を講ずること。

(一)事業計画等の情報交換

教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供行うとともに、公共工事担当部局の今後の事業計画について情報収集を行い、当面の予定のみならず、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。

(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議

教育委員会は、把握した事業予定地のうち、必要なものについては、できる限り速やかに現地踏査、試掘調査、確認調査により埋蔵文化財包蔵地の有無及びその内容を確認し、その結果を公共工事担当部局に示すこと。

事業予定地に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認された場合は、当該埋蔵文化財の保存の要否、発掘調査を要する場合の発掘調査範囲、期間や経費の見積もり等を含め、その取扱いについて協議を行うこと。

(三)次年度調査体制等に関する調整

公共工事担当部局の事業実施計画を踏まえ、発掘調査を実施する日程・体制について調整を行うこと。

二　市町村の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

各都道府県教育委員会は、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、一に準じて、各市町村教育委員会が当該市町村の公共工事担当部局との連絡調整体制を整備し、その取扱いを適切に行うよう指導すること。

三　その他

(一)連絡調整のスケジュールについては、各都道府県の実状に応じて適宜定めるが、次年度の埋蔵文化財調査の円滑な実施に支障を生じないよう配慮すること。

(二)連絡調整の場においては、発掘調査に伴い出土した文化財の展示等、発掘調査の成果を活用することについても、積極的に検討を行うこと。

Ⅱ.『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』

庁保記第七五号
平成十年九月二十九日

各都道府県教育委員会教育長

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれましては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1　基本的事項

(1)埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2)埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3)開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業者との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4)関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5)客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているため的確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6)広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

(1)地方公共団体における体制の整備・充実　　(省略)

(2)市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。・・・(以下省略)

(3)都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差異を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

・・・(以下省略)

(4)地方公共団体間の専門職員の相互派遣　　(省略)

(5)発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方　　(省略)

(6)民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入　　(省略)

(ア)発掘調査に関連する各種の業務について　　(省略)

(イ)発掘調査について　　(省略)

3 開発との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏の無いよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」

により通知したところであり、連絡調整体制の整備により努めていただきたい。
(1)関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握
各地方公共団体における開発事業者に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。
(2)事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある
1、2、3、4、5、(省略)
(3)発掘調査の円滑・迅速化
開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。
1、2、3、(省略)

4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について
埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。
このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」(以下「報告書」という。)の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。
(1)埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲
何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。
なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。
1)埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則
1 おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。
2)埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素
遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。
(2)埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定
埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし・・・(省略)・・・

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3)周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに・・・(省略)・・・

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に消失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5 試掘・確認作業について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査(地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査)、確認調査(埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査)を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置付け、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1)記録保存のための発掘調査の要否の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための

発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては、各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種類ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2)記録保存のための発掘調査の範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、・・・(省略)・・・

(3)盛土等とその留意事項　　(省略)

7　発掘調査の経費等について　　(省略)

8　発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1)埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。

(2)発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1)遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲(外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲)とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺構の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については

遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
(2)遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性(例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの稀な時代の場合)を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。
(3)規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合(例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等)は、地域性、遺構の残存状況(現在の市街地との重複等)、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報(古文書等の資料の有無)等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1)工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方
1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。
2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとすること。
3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとすること。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。
○道路等　(省略)
○ダム・河川　(省略)
○恒久的な盛土・埋立　(省略)
○建築物　(省略)
(2)いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方
発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。
1 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。
なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措

置を講ずること。

2　遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。

Ⅲ.『埋蔵文化財の保存と活用（報告）　－地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－』

平成19年2月1日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向を検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策（以下「埋蔵文化財行政」という。）に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成7年12月）
・『出土品の取扱いについて』（平成9年2月）
・『埋蔵文化財の把握から開発直前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成10年6月）
・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』（平成12年9月）
・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』（平成13年9月）
・『出土品の保管について』（平成15年10月）
・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』（平成16年10月）

文化庁では、上記の報告を踏まえ、都道府県教育委員会への諸通知等を行い、現在、各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

以上のように、これまでの課題は、主として開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いと、それに関する発掘調査の実施に関する事であった。しかし、国民の意識が変化し、文化財や環境に対する関心が高まるなか、これまでの埋蔵文化財行政のあり方を見直し、今後の埋蔵文化財行政を展望し、それに応じた体制と理念を構築する必要から、「今後の埋蔵文化財保護行政の展開と体制整備」について検討を行うこととした。課題としては、埋蔵文化財の保存と活用のあり方、それに伴う発掘調査を含めた体制整備のあり方を大きな柱としていたが、それぞれ別に報告した方がまとまりがいいと考えられるようになったことから、当初の予定を変更し、まず「」として本報告を刊行し、引き続き発掘調査を含めた体制整備のあり方についての検討を進めることとした。

検討は、平成16年1月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を6回開催して行った。会議と併行して実態調査に基づく現状分析や事例研究も行い、埋蔵文化財の多様な意義と価値を確認しつつ、その積極的な保存の視点、あり方としてとるべき施策を検討した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁及び各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財行政が全体として保存と活用を含めバランスのとれた施策を進め、埋蔵文化財の保護がより一層積極的に図られることを期待するものである。

最後に、検討に参加した委員・協力者及び、調査等にご協力いただいた関係機関ならびに関係者の方々に感謝申し上げる。

序 章 本報告の目的 ―今なぜ埋蔵文化財の保存と活用か―

埋蔵文化財とは

文化財保護法によれば、埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称である。具体的には集落跡・古墳・城跡といった遺跡、そこから出土する土器・石器・埴輪といった遺物（保存と活用の対象となるのは文化財保護法により文化財とされたものであることから、以下では「出土文化財」を用いることもある。）がこれに当たる。現在、埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている場所（「周知の埋蔵文化財包蔵地」。一般的にはこれが「遺跡」と言われている。）は全国で約44万か所に達する。

こうした埋蔵文化財は、記録では知ることのできない国や地域の豊かな歴史と文化をいきいきと物語るものである。したがって、これらは個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる重要な素材・資産であり、国民共有の貴重な財産であるとともに、これらをとおして国や地域に対する誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所となる。

埋蔵文化財に対する社会的要請

日本では、昭和30年代以降、経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、国土や自然環境は大きく変貌し、家族を含めた社会における人間関係、生活様式も大きく変わり、たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか、人々は失ったものを取り戻そうと、心の豊かさや潤いのあるくらしを求め、生涯にわたる学習意欲を高め、自然や歴史・文化を大切にし、環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで、地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今、それに対する住民の関心や期待は、確実に高まってきている。

また、現在、市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは、各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し、新たなシンボルを形成していくうえで、重要な施策となる。

埋蔵文化財を取り巻く状況は変わってきている。埋蔵文化財は、こうした社会からの要請、行政的な必要に応えていくことができる格好の素材であり、埋蔵文化財行政はそれに対応することが求められる。

これからの埋蔵文化財行政は何を目指すのか

これまでの埋蔵文化財行政は、開発事業等に関連する遺跡の保存と事業計画の調整、現状保存することができない遺跡についての記録保存を行うための発掘調査の実施に多大な努力を払ってきた。その結果、開発事業計画を変更して現状保存された遺跡が増えるとともに、地域の歴史や文化のあり方を明らかにする膨大な出土文化財と調査記録が蓄積された。

しかし、地域にとっての重要な遺跡が現状保存されない場合も多く、膨大な発掘調査への対応に追われてきたとはいえ、蓄積された成果を十分に活用するに至っていない場合等、埋蔵文化財行政全体としては適切に機能していないところも一方ではある。

図1 これからの埋蔵文化財行政

これからの埋蔵文化財行政は、社会からの要請を踏まえ、埋蔵文化財を保存し未来に継承するとともに、国民・地域住民がその多様な価値により豊かな生活を享受できるよう活用を積極的に進めるため質的転換・向上を図ることが必要であり、現在はまさにそのための絶好の時期である。そうすることにより、国民・地域住民が国や地域に対して誇りと愛着をもち、個性ある地域づくり・ひとづくりを実現することができるようになるといえよう。

第1章　埋蔵文化財の保存・活用とその意義

1. 埋蔵文化財を保存し活用する必要性

(1)文化財保護法が求めていること

文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)を目的として、政府・地方公共団体は「文化財が我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し」、「その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」(第3条)としている。

このように、文化財保護法では文化財について

①国民の文化向上に資すること(第1条)

②日本の歴史・文化を正しく理解すること(第3条)

③将来の文化の向上発展の基礎となること(第3条)

につなげていくことを求めている。そのためには、文化財を確実に保存し、将来に伝えることだけでは十分ではなく、国民がその多様な価値を認識し、幅広く享受することができるよう、積極的に公開・活用する必要がある。

そして国と地方公共団体は、それぞれ具体的な施策をもってその推進にあたることが求められる。

文化財には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群等があり、埋蔵文化財はそれらが土地に埋蔵されている場合を捉えた類型として文化財保護法に別の制度が規定されているが、保存と活用が求められる点は文化財と同様である(資料編 P102 参照)。

(2)文化審議会文化財分科会企画調査会の提言

また、平成13年11月16日、文化審議会文化財分科会企画調査会が行った、今後の文化財の保存と活用のあり方に関する報告『文化財の保存・活用の新たな展開ー文化遺産を未来に生かすためにー』においては、検討の視点として以下のことがらが示された。

①幅広い連携協力による文化財の保存・活用

②文化財の公開・活用の促進

③文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入

④人々の文化財への理解と愛情と参加を促進する文化財行政

⑤文化財を通じた国際交流・国際協力の推進

これらは、埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでも大きな指針となるものであり、こ

うしたことがらに基づき諸施策が行われる必要がある（資料編 P104 参照）。

2. 埋蔵文化財の多様な意義

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには、その意義を正しく認識しておく必要があり、まず埋蔵文化財のもっている意義を整理し、確認しておくこととする。

（1）歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産である。とりわけ、政治・文化の中心地だけでなく各地域に数多く普遍的に、しかもあらゆる人々に関して存在するが、それぞれは個性的である点が大きな特徴である。また、埋蔵文化財は文字や記録のない時代においては唯一の資料であり、文字や記録がある時代においても、人々の生活や生産・生業等、通常文字で記録されることの少ないことがらを明らかにすることのできる資料でもあるという点で学術的価値ももっている。

埋蔵文化財は、多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているのであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる。

（2）地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義

埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって、悠久の歴史的・文化的環境のなかで暮らすことはことは心地よいものであり、その地域ならではの歴史的・文化的資産は、存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。そして、史跡指定等により現状保存された遺跡、重要文化財等に指定された出土文化財をはじめ、地域にとって重要な遺跡や出土文化財は、地域の活性化に貢献し、場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等、地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている。発掘調査によって明らかとなった過去の災害情報や土地利用の変遷等は、地域の防災計画等に生かすことも期待される。

教育的資産としての意義

土の中から掘り出される遺構・遺物は、先人が実際に創りあげ、かつ使ったものそのものである。住民にとって、それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり、国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として、学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。

また、埋蔵文化財を通して、現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み、生きる知恵や力、あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき、今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動、さらには生涯学習で活用することもできる。

このほか、体験学習等の諸事業は、地域や世代や様々な立場を超えた多くの人々が交流する機会となり、埋蔵文化財に直接触れる機会は、障害者や高齢者の社会参加の

場を提供することにもなる。さらに、埋蔵文化財の内容や先人たちによりその土地が今日まで守り伝えられてきた背景を知ることは、住民の文化財保護意識の向上に貢献することも期待される。

第2章　埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

1．埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

（1）　埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本

埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を確実に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

埋蔵文化財行政の構造

以上のような埋蔵文化財行政の構造は次のとおりである。

①把握・周知

遺跡の所在と内容等を把握し、その存在を広く国民に周知することである。

②調整

開発計画が生じた場合、埋蔵文化財の保存と事業計画を調製し、埋蔵文化財の取扱いを決定することである。

③保存

原則として遺跡を現状のまま後世に保存する措置をとり（現状保存）、やむを得ず、そうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成し、それを保存する（記録保存）ことである。

④活用

現状保存された遺跡の整備や記録保存のための発掘調査による出土文化財等の諸施設による展示等によって、国民・地域住民がその価値をさまざまなかたちで享受できるようにすることである。公開は、活用手法の一つである。

⑤調査

以上の各段階において、さまざまな目的で行われる調査のことである。すなわち、①「把握・周知」における分布調査や試掘・確認調査、②「調整」における試掘・確認調査、③「保存」における現状保存のための確認調査と記録保存のための発掘調査、④「活用」における整備等に必要な情報を得るための発掘調査等である。このうち、記録保存のための発掘調査が、調査全体のなかでかなりの部分を占めている。

埋蔵文化財行政は、以上の各段階で適切な措置をとる必要がある。特に「活用」は、それが適切に行われることによって、国民・地域住民が埋蔵文化財の価値を認識し、こ

のことが、その後の「把握・周知」や「調整」の、より良いあり方に資することになる。

図2　埋蔵文化財行政の構造

なお、「保存」と「活用」に関しては、相互に密接な関係にある。特に留意しなければならないのは、活用のための措置、たとえば遺跡の整備・公開や出土文化財の展示等が、遺跡や出土文化財の保存にとって支障となることがあってはならない点で、両者はバランスよく行う必要がある。

(2)埋蔵文化財の保存と活用の対象

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の3つであり、それぞれ主な施策を示すと次のとおりである。

①史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡

遺跡は、遺構・遺物がともに土地と一体的に存在していることに大きな意味・価値があることから、現地で保存し活用することがもっとも望ましい。したがって、このような遺跡については、遺跡のもつ歴史的・文化的な価値を将来にわたって保存するとともに、国民・地域住民がその価値を最大限に享受できるよう、活用することが求められる。

②積極的な保存措置がとられていない遺跡

このような遺跡については、史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず、また、差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので、さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。

これらの保存と活用の措置を講じるうえでは、所在は分かっていても遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから、まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして、その価値に着目しつつ、重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。

③記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財

このような遺跡の場合、遺跡は失われるが、発掘調査によりその遺跡がもっていいた歴史的・文化的な意味や事実が明らかになり、遺跡に代わる調査記録・発掘調査報告書が残される。

図3　保存・活用を図るべき埋蔵文化財

それらは地域の歴史・文化のあり方を示す資料として、将来にわたり確実に保存するとともに活用することが求められる。出土文化財は、調査記録とともに遺跡の歴史的な意味・内容・価値を示す資料として、適切に保管・管理し公開・活用を図る必要がある。

(3)体制と役割

(ア)組織・専門職員・財政措置

埋蔵文財行政をバランスよく進めるため、各地方公共団体は埋蔵文化財の保存と活用についての明確な方針をもち、施策が実現できる組織、しかるべき資質と能力を備えた専門職員、そして適切な財政措置がそれぞれ確保されていなければならない。

（イ）役割分担と連携

市町村の役割

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を実施するうえで中心的な役割を果たすのは、地域と密接に関わる市町村である。市町村は、地域住民のニーズを直接知る立場として、それを集約しきめ細かい保存・活用施策を企画・実践していくことが求められる。この市町村の活動が地域住民と埋蔵文化財をつなぐ原点となる。したがって、市町村はこうした措置を適切に行うことができる体制を整備する必要がある。

都道府県の役割

都道府県は、市町村域を超えて包括する立場から、地域の歴史や文化の特徴を把握し、各市町村の実情を踏まえたうえで、それぞれの市町村の保存・活用に関する諸施策に対し適切な指導・助言及び財政的支援を行う必要がある。

また、都道府県が保有している発掘調査成果や出土文化財を用いた活用、及び大規模あるいは複数の市町村にまたがることから市町村で行うことが困難な遺跡の保存・活用については、自らが事業主体となって行うことが求められる。

国の役割及び国・都道府県・市町村間の連携

国は、全国的な観点から都道府県・市町村に対し指導・助言を行う必要がある。特に、史跡指定による遺跡の保存に関しては地方公共団体との連携が求められる。また、各地方公共団体が埋蔵文化財の保存と活用に関して、海外を含め、幅広い視野から調査研究を継続的に進め、その成果を埋蔵文化財専門職員に提供することのできる研修の場を設けることが求められる。

以上を基本として、埋蔵文化財の保存と活用の積極的な推進に向かって、国・都道府県・市町村は、相互に密接に連携しなければならない。

2. これまでの埋蔵文化財行政とその課題

（1）埋蔵文化財行政の進展状況の概要

開発事業に伴う埋蔵文化財保護の体制及び仕組の整備

埋蔵文化財行政では、これまで、開発事業により失われる遺跡についての記録保存のための発掘調査を円滑かつ迅速に行うことが重要な課題であった。昭和30～40年代のいわゆる高度経済成長期には、大規模宅地開発・工業団地造成等の国土開発、高速道路や幹線鉄道の整備等が本格化した。それらの開発事業対象地にある埋蔵文化財について、現状保存ができないものについては記録保存のための発掘調査を行う必要から、地方公共団体及びそれが設置した法人組織（以下「地方公共団体等」という。）における組織・体制の整備、埋蔵文化財専門職員の配置が進められた。この流れは、昭和60年代から平成2・3年頃のいわゆるバブル経済期とその後の景気対策に伴う公共事業が行われた時期まで引き継がれ、その結果、すべての都道府県と半数以上の市町村に埋蔵文化財専門職員が配置され、平成12年度にその数は7111人となった（資料編 P28 参照）。そして、記録保存のための発掘調査に要した経費は、平成9年度に約1300億円に達し、その累積額は2兆円を超える（資料編 P27 参照）。

このような埋蔵文化財専門職員の増加に伴い、埋蔵文化財保護のための事前調整の仕組み、分布調査や試掘・確認調査の実施等、埋蔵文化財を保存し活用するうえで基礎的ではあるが重要な仕組みの整備・充実をもたらしてきたが、総体としてみると記録保存のための発掘調査の円滑・迅速な実施を最優先の目的とするものであった。

埋蔵文化財の保存・活用の進展

発掘調査が積み重ねられた結果、考古学や歴史学の研究が進み、従来の歴史の認識が改められ、教科書が書き換えられるような大きな発見もあった。とりわけ各地域の歴史が具体的に解明され、どの地域にもかけがえのない豊かな歴史や文化があることを明らかにした意義は大きく、重要な遺跡については、史跡等により現状保存が図られてきた。

また、発掘調査により得られた膨大な量の出土文化財は、取扱いの内容・程度の差はあるが、基本的にほぼ全数が保管され、それらのなかには、展示公開され、研究対象に供されてきたものもある。また、発掘調査の成果が記載された発掘調査報告書は地方公共団体や各地の埋蔵文化財センター・研究機関・図書館等において保管・公開され、活用されている。

文化財保護の中心的存在である埋蔵文化財専門職員　　（省略）

(2)近年の埋蔵文化財行政の動向と課題

(ア)埋蔵文化財行政の基本的課題

行政内における埋蔵文化財行政の位置づけ

埋蔵文化財行政に求められることは、開発事業等への対応だけではなく、重要な遺跡の保存と活用、調査成果や出土文化財の活用等多岐にわたる。しかし、地方公共団体の中には、記録保存のための発掘調査の実施と発掘調査報告書の作成が埋蔵文化財行政である、と認識されているところがあり、埋蔵文化財専門職員のなかにもそうした考え方をもっている場合がある。

行政上の具体的な方針・計画

各地方公共団体は、埋蔵文化財行政を推進するうえで、将来を見渡す方針・計画をたて、施策の一貫性や客観性を保持する必要がある。しかし、そうした方針・計画を策定しているところは限られており、史跡指定地周辺をはじめ地域における重要な遺跡が十分な保存措置をとられることなく失われていること、組織の改変や埋蔵文化財専門職員の異動等により埋蔵文化財の取扱いに変動が生じていること等、埋蔵文化財行政が正しく機能していない場合がある。

行政組織内における連携不足

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を進めるためには、教育委員会内部及び地域づくり等を行う他の部局との連携が不可欠である。しかしながら、開発事業計画との調整という点を除くと、埋蔵文化財の保存と活用のために必要な連携が行われているところは少ない。

(イ)遺跡の現状保存についての課題

文化財保護法による保存措置

地域における重要な遺跡について、その保存・活用を目的とした発掘調査を実施している地方公共団体は増えてきている。・・・(省略)・・・しかし、このような保存措置がとられている遺跡は限られ、記録保存のための調査の過程で重要な遺構が発見されても、適切な保存措置がとられていない場合もみられる。

地方公共団体の条例による保存措置

地方公共団体のなかには条例による史跡指定を積極的に図っているところがある一方で、そのような措置をとっていないところもある。条例による指定の措置がとりにくい大きな理由としては、指定をすることにより土地の公有化を求められることがあり、そのた

めの財政負担が課題であることが挙げられるが、国指定の史跡だけでは地域における重要な遺跡の保存を適切に行っているとはいえない。

史跡等の指定以外の手法による保存

文化財保護関係の法令・条例による史跡指定の措置を受けるに至らない場合でも、他部局と協調しながら、以下に例示するような手法により現状保存の措置がとられている。

・遺構や遺物が集中する地点について、開発計画を変更して公園や緑地等にすること

・道路建設や鉄道建設において、遺跡の所在場所を避けて路線や橋脚位置の変更を行うこと

・土地区画整理事業において、遺跡を都市公園等に取り込むこと

・自然公園の中に遺跡を取り込むこと

・田園空間整備事業のなかに遺跡を取り込むこと

しかし、そうした措置が十分とられていないところも認められる。

(ウ)現状保存した遺跡の整備・活用についての課題　　(省略)

(エ)出土文化財・発掘調査記録類の保存と活用についての課題　　(省略)

(オ)発掘調査成果を国民に還元するうえでの課題　　(省略)

(カ)体制・役割分担上の課題

埋蔵文化財専門員の減少　　(省略)

都道府県及び市町村の役割

・・・(省略)・・・

市町村が適切に埋蔵文化財行政を進めるうえで重要な役割を担うのが都道府県である。しかし、多くの都道府県ではこれまで開発事業等に伴う発掘調査に対応した調整・調査の充実に重点が置かれてきた。そのため、市町村が実施する埋蔵文化財の保存と活用について積極的に指導・支援・助言を行っているところや、都道府県が主体となって地域における重要な遺跡の保存と活用を目的とした発掘調査やその整備・活用を行うところは限られており、域内全体の埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでの体制は十分とはいえない。

(キ)地域住民との連携についての課題　　(省略)

第3章　埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言

1.「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示

埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから、地域のシンボルとして、地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって、これらを保存し活用することにより、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを、埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。

その際、保存し活用する対象としては、学術的な観点だけではなく、地域の視点、過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。

地域づくりにおいては、それを担う地域住民の主体的な活動は不可欠であり、地域の歴史や文化を理解した地域住民を育てる必要がある。埋蔵文化財の発掘調査の成果等を公開・普及することは、地域住民の理解を深めるうえで重要な意味を持つ。

このように、これからの埋蔵文化財行政は、埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を通して、地域づくり・ひとづくりに寄与するという新たな方向性をもたなければならない。

2. 保存・活用を進めるために必要な6つの視点

(1)今がその時であること

現在、埋蔵文化財の保存と活用についての社会的要請は高まってきている。しかも、埋蔵文化財の保存と活用を推進することのできる人材、すなわち地域の歴史や文化に関する知識と経験を有する埋蔵文化財専門職員は、地方公共団体によっては十分でないところもあるが、全体としては整備されてきている。

今こそ、埋蔵文化財の保存と活用を積極的に行うことにより、第2章第1節で示した埋蔵文化財行政の基本に近づくことのできる時である。

(2)意識改革を行い、埋蔵文化財の保存と活用を行政内に適切に位置づけること

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには、埋蔵文化財担当行政機関及び埋蔵文化財専門職員自身が意識改革を行い、埋蔵文化財行政の基本を再確認する必要がある。そして、埋蔵文化財の保存と活用を各地方公共団体の埋蔵文化財行政の中に適切に位置づけなければならない。活用に関する諸事業も、担当者の個人的な努力ではなく、行政上の施策として行われる必要がある。

(3)蓄積された既往の調査成果を活用すること

(4)他の文化財を含め総合的に保存し活用すること

(5)様々な方法で保存と活用の措置を行うこと

埋蔵文化財を保存し活用する方法は、遺跡の内容・性格・価値に応じて、広い視野から選択することが必要である。現状保存の措置については、史跡の指定等文化財保護の制度によるだけではなく、それ以外の制度を利用する。

図4　埋蔵文化財と文化財

また、地域住民が主体となっている活動を事業の一部として組み込むことも考えられ、方法の選択に当たっては、従来のやり方にとらわれないことが必要である。

(6)実情に応じて施策を段階的に具体化すること

本報告で示す具体的な施策は多岐にわたっており、各地方公共団体が直ちにこのすべてを実施に移すことは困難である場合もあると考えられる。

したがって、各地方公共団体は住民からのニーズを十分に認識したうえで、本報告に示す事項のうち、早急に実施できることと計画的に実現させていくことを見極め、可能なところから改善を図る必要がある。

3. 保存と活用を進めるための具体的施策

(1)蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定

(ア)地域の歴史や文化の特徴の把握

蓄積された成果に基づく基礎的データの整理

・・・(省略)・・・。具体的な項目としては①調査歴、②検出遺構・出土遺物とその時代・特徴・性格等が考えられ、今後の保存のあり方を検討するうえで、③それまでの保存措置のあり方、④遺跡の現状等についても整理する。

総合的な地域研究の実施

次に、地域における遺跡のあり方の特徴を把握する必要がある。具体的には、①遺跡の立地と分布の関係、②遺跡の時代ごとの特徴と変遷等を明らかにすることであり、それを踏まえて地域の歴史や文化の特徴を明らかにする。そのためには、これまでと異なる視点からの発掘調査等を行うことも考えられ、これらを総合した地域研究を行うことが求められる。

その際には、遺跡だけでなく、史跡・名勝・天然記念物から有形文化財・無形文化財・民俗文化財・伝統的建造物群あるいは文化的景観についても調査・検討の対象とする。

(イ)「埋蔵文化の保存・活用に関する方針・計画」の策定

・・・(省略)・・・。

そして、そのような方針・計画を策定したうえで、当該地方公共団体の総合計画やマスタープラン、景観計画等に組み込むことが望ましい。

国においては、各地方公共団体の方針・計画策定を促すとともに、地方公共団体が策定した方針・計画を十分把握し、これに対する支援を図る施策の推進が求められる。

(2)地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

(ア)遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討

前項(1)ー(ア)により蓄積された成果を再整理したことに基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば、現在の都市が城下町を基盤として成立している場合、城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから、それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり、中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また、現状において遺跡の分布に粗密がある場合、その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い、遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存

地域における重要な遺跡については市町村、場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し、その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では、そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。

開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても、発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は、それに向けて開発事業者との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存　　(省略)

史跡の指定以外の方法による保存

文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また、都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと、遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等、多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには、関係各部局と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また、地域住民の自主的な取り組みや活動があれば、必要に応じて支援を行うことも必要である。

(イ)現状保存された遺跡の整備・活用

現状保存された遺跡については、その遺構を保存するため、多くは埋め戻しを行うが、このことは結果として、遺構の存在や内容、価値を認識しにくくしてしまう。したがって、遺跡の内容や価値を理解しやすくするための整備を行う必要がある。遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから、それは従来の方法にとらわれず、それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる。(資料編P60・68・76・80参照)

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても、遺構表示や説明版等の設置により、その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。

また、現状保存できなかった遺跡についても、地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることは重要であり、現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

(ウ)出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用　　(省略)

(エ)国民・地域住民のニーズに応えた公開・活用事業の実施

わかりやすく親しみやすい内容

埋蔵文化財に関する研究成果の公開・普及は、従来の方法にとらわれることなく、さまざまな手法をとるよう工夫するべきである(資料編P52・54・58)。重要なことは、可能な限りより多くの地域住民が埋蔵文化財に接する機会を作り出し、身近なものとして親しんでもらうことである。これは、研究の最先端の成果を普及する場合も同様である。そのためには・・・(省略)

発掘調査現場の積極的公開

発掘調査現場は日々新たな歴史が発見される場であり、住民が地域の歴史への興味関心と埋蔵文化財行政に対する理解を深めるうえで果たす役割は非常に大きく、現地説明会等による発掘調査現場の公開は積極的に行われなければならない。遺跡の保存・活用を目的として行われる発掘調査においては、特にその方法等を配慮することが求められる。その際には、現場で遺構や遺物を発見した時の感動や調査中の思いを語る等、埋蔵文化財の魅力が生き生きと伝わるよう工夫する。

遺跡と発掘調査に直接触れる機会として、児童・生徒あるいは市民が体験発掘に参加することは有効である。その際には、遺跡や発掘調査の意義や留意点等を説明して、遺跡の保存上支障のない方法で実施する配慮が必要である。

また、進行中の発掘調査の状況を速報するために、現地での表示板の設置や資料の配布、インターネットを利用した公開等は有効である。

(オ)埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫

埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから、地域整備の中にいかすことは有効であり、それによって現代の日常生活空間の中に歴史性をもたせ、ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。

・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせること等、歴史的な特質や土地利用の変遷や従来のまちの構造等を踏まえ、都市計画の輪郭を描くこと（資料編 P62 参照）。
・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。
こうしたことは経済的利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり、各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。
また、発掘現場により明らかになった過去の地震や災害の痕跡、地形・地質の特徴は、現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので、地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる（資料編 P72 参照）。

（3）体制の整備
（ア）組織の整備
埋蔵文化財専門職員の適切な配置　（省略）
埋蔵文化財専門職員の意識改革　（省略）
（イ）財源の確保　（省略）
（ウ）拠点施設の確保　（省略）
（エ）行政組織内における連携　（省略）
（オ）他の地方公共団体等との連携　（省略）
（カ）地域住民・民間との連携
埋蔵文化財の保存と活用に関する諸事業を進めるにあたって、各地方公共団体が地域住民や民間と連携を図ることは、ひとづくりという観点からも大きな意義がある。とくに、さまざまな活用計画をとおして、現在の土地は過去からの連続の上に存在しており、それを可能な限り将来に伝え保存していくことの必要性を地域住民に伝えることは非常に重要である。
そして、・・・（省略）
（キ）研究機関及び報道機関との協力関係の構築　（省略）

おわりに

我が国はこれまで、国土開発が強力に推進され、各種の土木工事が活発に行われてきた。それに伴って、国民の理解と協力のもと全国各地で遺跡の発掘調査が広く行われ、そのために都道府県・市町村に埋蔵文化財の調査体制が整備されてきた。地下からの掘り出された遺構・遺物は、どの地域にもかけがえのない歴史があったことを明らかにし、その成果は多くの場合、記録として保存されたが、なかには現状のまま保存された遺跡もある。しかし、埋蔵文化財行政全体としてみると、従前のそれは主として開発事業に伴う発掘調査を円滑に実施することであり、本来あるべき埋蔵文化財行政の目的から偏ったものであったことは否めない。
一方、国民生活や国民の意識は大きく変化しつつあり、いま求められているのはそれぞれの地域固有の歴史や文化に裏打ちされた個性豊かな地域と生活である。埋蔵文化財行政は、そのような社会的要請に的確に対応していく必要がある。さいわいに、これまでの膨大な調査によって、地域で蓄積された歴史的・文化的資産は実に豊富であり、いま、これらの蓄積と成果を豊かな地域づくり・ひとづくりに生かす時といえる。
本報告では埋蔵文化財の意義と埋蔵文化財行政の基本を見直すとともに、埋蔵文化

財の保存と活用を的確に位置付ける必要性、さらにそれを実現させるための視点、具体的な施策を進めるうえでの留意点、体制整備を充実させること等、埋蔵文化財行政としてのあるべき姿を総体として示した。

各地方公共団体における埋蔵文化財行政を取り巻く環境・状況はさまざまである。ここで示したことがらについても、すでに積極的に実施しているところがあれば、様々な要因によってほとんど着手できていないところもあると考えられる。それぞれの地方公共団体がおかれた環境・状況に応じ、埋蔵文化財の保存と活用を施策として着実に進め、埋蔵文化財行政を向上させていくことが大切である。

われわれの祖先が今日まで守り伝えてきた埋蔵文化財を、現代において活用するとともに次の世代に伝え、国民・地域住民が国と地域に愛着をもち、新しい未来像を作り上げ、歴史を生かした個性ある地域づくりが実現することを切望するものである。

4.『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
文化庁

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民共有の財産であり地域の資産でもある。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向について検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策(以下「埋蔵文化財行政」という。)に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』(平成7年12月)
・『出土品の取扱いについて』(平成9年2月)
・『埋蔵文化財の把握から開発直前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』(平成10年6月)
・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』(平成12年9月)
・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』(平成13年9月)
・『出土品の保管について』(平成15年10月)
・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』(平成16年10月)
・『埋蔵文化財の保存と活用 ー地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政ー』(平成19年2月)

文化庁では、上記の報告を踏まえ、都道府県教育委員会への諸通知等を行い、現在、各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

さて、このたびの検討課題は「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」である。・・・こうした状況を踏まえ、本委員会では今後の埋蔵文化財行政を推進するうえで、おもに発掘調査をどのような体制で実施するべきかについての検討を行うこととした。

検討は、平成19年3月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会の実務担当者からなる協力者会議を4回開催して行った。委員会では記録保存のための発掘調査(以下「記録保存調査」という。)や考古学研究に関わる関係機関からのヒアリングを行うとともに、実態調査に基づく現状分析を行い、各地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の多様なあり方を確認しつつ、埋蔵文化財行政が今後採るべき基本的方策を示した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁および各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財保護体制の確立に向けて適切な措置を講じるよう期待するものである。

第一章 埋蔵文化財保護体制の現状と課題 (省略)

第2章　埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性　　（省略）
発掘踏査の特性　　（省略）

2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

（1）　各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財行政の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における（ア）埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査（以下「保存目的調査」という）、（イ）記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査（以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。）を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなってはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。

各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。

①把握・周知　（分布調査、試掘・確認調査）

法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする（すなわち法的な保護の対象となる）周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。既往の諸調査の成果に加え、新たに行う分布調査（踏査）、試掘・確認調査等の結果により埋蔵文化財包蔵地に関する内容を的確に把握するとともに、それを新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。

②調整　（試掘・確認調査）

法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政

判断と一体となった調査である。調整の結果、やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合、記録保存調査の範囲の決定、調査に要する期間・経費等の算定のため、当該埋蔵文化財の遺構・遺物の密度、遺構面の数や深さおよびその性格や内容等を的確に把握することが必要である。埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存 （保存目的調査、記録保存調査）

（ア）保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

（イ）記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用 （活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるので、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（2） 各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。したがって、記録保存調査を含め行政目的で行う調査全般については、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましい。

一方、これらの調査は、前項でみたとおり行政判断との関係において2種に分けることができるが、調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査

これらの調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる、行政判断と一体となった調査である。この種の調査の場合は、事前に調査対象の内容が十分に把握できていないことが多い。そのため、調査の進行にしたがって刻々と変化する発掘調査現場にあって、適宜、調査位置の変更や調査範囲の拡張を行う等の目的に即した判断と進行管理を行うことが求められる。こうしたことは行政

上の措置そのものであることから、これらの調査は地方公共団体が調査主体となって行う必要がある。

また、活用のための調査は、法令に基づく現状変更許可を得たうえで行う場合が多いことから、許可内容と齟齬がないよう、また不測の事態に備えるためにも地方公共団体が調査主体となって行う必要がある。また、その後の整備・活用の基本方針を設定する等、整備事業の全体像を構築するうえでも、地方公共団体が調査主体となって実施するのが適当である。

記録保存調査

記録保存調査は試掘・確認調査によって埋蔵文化財の概要が一定程度把握され、記録保存の措置を執るという行政判断が下されたうえで実施される。そのため発掘調査に関する方法・期間等基本的な内容が決まっており、原則として遺跡の完掘を前提にしている。

したがって、この種の調査は地方公共団体が調査主体となって行うほか、それが設置した調査組織、および十分な能力をもつ地方公共団体等以外の組織が行うことも考えられる。

しかしながら、発掘調査の大半を占める記録保存調査は一般的に規模が大きく、地域の埋蔵文化財に関する情報を最も多く得ることができる機会であり、これまでは地方公共団体等がこれらの調査を継続的に行ってきた結果、その成果は埋蔵文化財行政全体に最大限有効に活かされ、地域の歴史・文化の解明に大きく貢献してきた。このように記録保存調査が埋蔵文化財行政全体に大きな影響を及ぼすことを考えると、今後も可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましく、地方公共団体等以外の組織を記録保存調査に導入することについては、埋蔵文化財行政の推進の観点から慎重な検討が求められる。

第3章　記録保存調査の実施に関する要件　　（省略）

第4章　今後の埋蔵文化財行政に求められる体制と検討課題　　（省略）

おわりに

平成7年12月に本委員会の最初の報告として『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』が行われてからすでに12年が経過した。この間の社会の変化は極めて大きなものがある。行政のスリム化は不可避の重要課題である一方、国民の意識変化に伴う文化財の保存・活用に対する期待にも十分こたえる必要がある。こうした変化を踏まえ、このたびの報告では、おもに埋蔵文化財の発掘調査体制のあり方について、あらためて考え方を整理することとした。

これまで我が国の埋蔵文化財保護体制は、世界的にも高く評価されているところであるが、それは地方公共団体における保護体制の整備充実によるところが大きい。したがって、記録保存調査に民間調査組織を導入する場合、これまでの積み重ねをよりよく引き継ぐものでなければならない。埋蔵文化財の保存と活用は地域に根ざしてこそ意味があり、貴重な地域の資産を将来も確実に守り伝えていくための体制整備やその維持は今後も必須である。こうした観点から、今後、より一層、本委員会の前回の報告『埋蔵文化財の保存と活用』で示したような施策が求められる。埋蔵文化財行政を取り巻く状

況が変化しつつある現在、地方公共団体の果たす役割はますます重要となってきていることをあらためて認識する必要があろう。

最後に、検討に参加いただいた委員・協力者、実態調査等にご協力いただいた関係者・関係機関の方々、意見聴取にご協力いただいた関係者・関係機関の方々に感謝申し上げる。

以上

『文化財保護法と文化財行政』2017年(平成29年) 3月10日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭　改訂2 2018年(平成30年)2月27日 火曜日　より　抜粋/増補

※1.『養生所/(長崎)医学校等遺跡の文化上の公共の財としての位置づけ』
2017年(平成29年) 6月4日 日曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭
に以下三件の抜粋を掲載
2.『文化財保護法と文化財行政』2017年(平成29年) 3月10日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭　改訂2 2018年(平成30年)2月27日 火曜日　において当該三件を当該資料に転載

・『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
庁保記第一八三号　平成九年八月七日
各都道府県教育委員会教育長あて　　文化庁次長通知

・『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』
ー地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政ー
平成19年2月1日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

・『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会　文化庁

2018年(平成30年)11月30日 金曜日

長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様
長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様
長崎市 都市経営室長 岩永 浩 様
長崎市 まちづくり部 都市計画課長 谷口忠二 様
長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様
長崎市 土木部 土木総務課長 竹内裕二 様
長崎市 土木部 土木建設課長 桐谷 匠 様
長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様
長崎市 理財部 資産経営室長 都々木伸吾 様
長崎市 理財部 財産活用課長 勝本幸久 様
長崎市 環境部 環境政策課長 山本 勉 様
長崎市議会議長 五輪清隆 様
長崎市文化財審議会 会長 下川達彌 様

養生所を考える会 代表　池知和恭

遺跡の取扱いについてのお願いと要望

私達 当会は、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望致します。

貴管下の遺跡(文化財保護法上の記念物、埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、他)の取扱いについて、個別の遺跡の実態には多様な側面があると推測できますが、原則として、遺跡の行政上の取扱いは、文化財保護法、文化庁次長通知及び「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」の報告等に従って措置を講じて下さいますようお願い致しますとともに要望致します。

私達 当会が、文化庁次長通知のうちより留意致します下記の例についても、同様に留意下さいますようお願い致しますとともに要望致します。

記

1. 埋蔵文化財保護行政の概要について
2. 遺跡の中の“空閑地”について
3. 「(本)発掘調査」「工事立会」「慎重工事」の適用について
4. 添付別紙

(1)『文化財保護法 抜粋 ― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―』
2018年(平成30年)11月1日 木曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(2)『文化庁次長通知及び委員会報告の抜粋に見る埋蔵文化財保護行政の概要
― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―』
2018年(平成30年)11月23日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂1版:2018年(平成30年)11月30日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

(3)『周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについて(例)
― 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ―』
2018年(平成30年)11月30日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

連絡先
養生所を考える会　代表　池知和恭
〒852－8127　長崎県長崎市大手二丁目十七－四十六－－〇二
携帯電話 [redacted]

文化財保護法 抜粋

文化財保護法　昭和二十五年五月三十日法律第二百十四条　より抜粋

第一章　総則

（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）
第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの（これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
2　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三号第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
3　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）
第三条　政府及び地方公共団体は、文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）
第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

・・・・・(省略)・・・・・

第六章 埋蔵文化財
（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）
第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）・・・・・(省略)

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）
第九十三条　(省略)・・・・・貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）・・・・・(省略)

・・・・・(省略)・・・・・

以上

文化庁次長通知及び委員会報告の抜粋に見る埋蔵文化財保護行政の概要

改訂1版

埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換 によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。
現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

参考資料

1.『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
　庁保記第一八三号　平成九年八月七日
　各都道府県教育委員会教育長あて　文化庁次長通知

2.『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて(報告)』
　平成10年6月　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

3.『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)』
　庁保記第七五号　平成十年九月二十九日
　各都道府県教育委員会教育長　文化庁次長

4.『埋蔵文化財の保存と活用(報告) －地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－』
　平成19年2月1日
　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

5.『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
　平成20年3月31日
　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会　　文化庁

以上

改訂履歴　改訂1版:2018年(平成30年)11月30日 金曜日　養生所を考える会 代表 池知和恭:参考資料２を挿入

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについて（例）

私達 当会は、遺跡（文化財保護法上の記念物、埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、他）の取扱いについて、個別の遺跡の実態には多様な側面があると推測しますが、『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）』（庁保記第七五号　平成十年九月二十九日　各都道府県教育委員会教育長　文化庁次長）に記される、下記事項に留意します。

記

1. 遺跡の中の“空閑地”について

当該通知（別紙1）より

「遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。」

2.「（本）発掘調査」「工事立会」「慎重工事」の適用について

当該通知（別紙2）より

「（本）発掘調査」:「工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。」

「工事立会」:「対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。」

「慎重工事」:「遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。」

※当該「発掘調査」について:『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて（報告）』（平成10年6月　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）では「本発掘調査」として記載しています。

3. 添付資料

（1）『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）』
　庁保記第七五号　平成十年九月二十九日
　各都道府県教育委員会教育長　文化庁次長　・・・・・（記以下抜粋、全3枚）

以上

庁保記第 75 号
平成１０年９月２９日

各都道府県教育委員会教育長　殿

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）

標記のことについては，これまで数次にわたり通知したところであり，貴教育委員会，貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により，逐次必要な措置が講じられ，各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら，この数年来，平成６年７月の規制緩和に関する閣議決定，平成７年11 月の総務庁による勧告等において，埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整，発掘調査の迅速化，発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど，埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また，当庁では，平成６年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており，平成９年度においては，埋蔵文化財の把握と周知，開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い，平成 10 年６月，その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ，貴教育委員会におかれては，特に下記の事項に留意の上，埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また，管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いします。

なお，埋蔵文化財に関する重要な事項については，今後とも，速やかに当庁と連絡を取り，適切に対処するようお願いします。

本通知により，昭和 56 年７月 24 日付け庁保記第 17 号，昭和 60 年 12 月 20 日付け庁保記第 102 号，平成５年 11 月 19 日付け庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成８年 10 月１日付けの庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

次頁　記　以下抜粋

なお，資料への表示としては，埋蔵文化財包蔵地の区域は，原則として，その範囲を実線で明確に示すこと。また，遺跡が完全に減失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など，表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

５　試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定，開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整，あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには，あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容，遺構・遺物の密度，遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また，開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても，後述の６（３）のとおり，一定の記録を残しておくことが求められる。

このため，各教育委員会においては，それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために，十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査），確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。各地方公共団体においては，このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し，これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけ，その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに，より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお，開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は，事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

６　開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

（１）記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果，現状保存することができないこととされた遺跡については，記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが，どのような取扱いにするかについては，第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか，第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この２点についての基本的な考え方は別紙１及び別紙２のとおりであるので，各教育委員会においては，これを踏まえ，「報告書」の第３章及び第４章を参照の上，必要な措置を講ずることとされたい。

特に，別紙２の各項に示す事項の中には，実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので，それらにつ

いては各都道府県教育委員会において，各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお，この適用基準は，埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから，今後，適切に検討の上，見直しを図っていく必要がある。

（２）記録保有のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか，また，本発掘調査を行う場合の調査範囲については，上記（１）に基づき判断することになるが，試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上，専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため，都道府県教育委員会が，市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては，その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き，調整の上決定することが適切である。また，その決定内容については，事業者に対し十分に説明を行い，その理解を得ることが必要である。

（３）盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては，建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ，調査のための期間や経費を節減できる場合には，記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ，盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし，この場合も，このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと，盛土等の施行後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり，試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し，盛土等の施行以前に，地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲，遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また，盛土等の処理に関する協議・調整，それに伴う踏査，試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに，将来，別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう，関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

７　発掘調査の経費等について

（１）発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は，我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり，可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが，開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合，少なくとも，

（別紙１）

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

（１）遺構の所在する場所にあたっては，遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし，遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。また，ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は，各遺構のみを範囲とするか，これらを含む区域全体を範囲とするかは，その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し，広場等歴史的意味があると考えられる場合は，原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように，顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は，遺構に含めること。

（２）遺物包含層のみの場合は，遺物の出土状況に基づいて，一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし，遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし，出土状況の判定に当たっては，地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり，遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等，本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

（３）規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は，地域性，遺構の残存状況（現在の市街地との重複等），発掘調査で得られる情報の内容，考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し，本発掘調査を要する範囲を判断すること。

（別紙２）

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

（１）工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

１　工事により埋蔵文化財が掘削され，破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。

２　掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても，工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や，一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても，その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は，発掘調査を行うものとすること。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは，埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件，工事の規模等を勘案し，個々に判断せざるを得ないものであるが，同一地域の同規模の工事に対し，その判断に不均衡が生じることは適切ではないので，都道府県教育委員会において，具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層，樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

３　恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ，当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は，発掘調査を行うものとすること。これを事業の種類ごとに，工事の性質内容に即して，当該工作物の設置あるいは盛土の施行後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと，次のとおりである。

○道路等　次に挙げるもの以外は，発掘調査の対象とすること。

（ア）一時的な工事用道路，道路の植樹帯，歩道等

（イ）高架・橋梁の橋脚を除く部分

（ウ）道路構造令に準拠していない農道，私道

（エ）道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし，上記のものについても，都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については，道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川　ダムについては堤体及び貯水池，河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし，ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については，都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立　盛土・埋立については，その施工後の状況が，必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で，個々の事業に即し，発掘調査が必要か否かを定めることとすること。

ただし，都道府県教育委員会の定める適用基準により，あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合，現在の掘削工法の限界，従前の例等から，盛土等の厚さの標準は２～３メートル程度が適当である。なお，野球場・競技場・駐車場等についても，都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物　建築物については，規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため，原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし，その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で，都道府県教育委員会の定める適用基準により，発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

（２）いわゆる「工事立会」，「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で，いわゆる「工事立会」，「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は，次の基本的な考え方によること。

１　対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には，工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。

なお，その際，遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

２　遺構の状況と工事の内容から，発掘調査，工事立会の必要がないと考えられる場合は，埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し，遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。